

学生便覧

2007



京都大学

京都大学の基本理念

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研 究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教 育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運 営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

京都大学環境憲章

基本理念

京都大学は、その伝統によって培われた自然への倫理観と高度な学術性や国際的視野を活かし、環境保全のための教育と研究を積極的に推進し、社会の調和ある共存に貢献する。

また、本学は、人類にとって地球環境保全が最重要課題の一つであると認識し、大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める。

基本方針

1. 環境保全の活動を積極的に進めるため、本学のすべての構成員（教職員、学生、常駐する関連の会社員等）の協力のもと、継続性のあるマネジメントシステムを確立する。
2. 教育・研究活動において、環境に影響を及ぼす要因とその程度を十分に解析し、評価するとともに、環境保全の向上に努める。
3. 環境関連の法令や協定を遵守することはもとより、可能な限り環境負荷を低減するため、汚染防止、省資源、省エネルギー、廃棄物削減等に積極的に取り組み、地域社会の模範的役割を果たす。
4. 環境マネジメントシステムをより積極的に活用し、地域社会と連携しつつ、本学の構成員が一致して環境保全活動の推進に努める。
5. 本学構成員に環境保全活動を促す教育を充実させるとともに、環境保全に関連する研究を推進し、その成果を社会へ還元する。
6. 本学が教育と研究における国際的拠点であることから、環境保全面での国際協力に積極的な役割を果たす。
7. 環境監査を実施して、環境マネジメントシステムを見直し、環境保全活動の成果を広く公開する。

平成19年度学年暦

前期始まり	4月1日
入学式	4月6日
創立記念日	6月18日
夏季休業	8月6日～9月30日
前期終わり	9月30日
後期始まり	10月1日
11月祭	11月下旬
冬季休業	12月27日～1月4日
修士学位授与式	3月24日
博士学位授与式	3月23日
卒業式	3月25日
後期終わり	3月31日

平成19年度七曜表

4月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	5月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	6月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	8月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
10月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	12月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
1月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	3月	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

新入生のみなさんを歓迎して

京都大学総長 尾 池 和 夫



京都大学の新入学生のみなさん、入学おめでとうございます。

この入学の日を目ざして、長いあいだ受験勉強に励んできたみなさんは、今、目ざすキャンパスの中に実際に立ってみて、この京都大学へ進学した喜びを、じっと味わっていることでしょう。これまでの受験勉強の疲れを忘れて、さっそく京都大学での学習に、全力をかたむけて、とりかかえることにしましょう。この大学での出発点をどのように踏み切って、どのような目標に向かって走り始めるかが、みなさん一人ひとりの長い人生の道を決めることにつながっていくことでしょう。

たとえば科学の発展を、みなさんは、わくわくしながら小学生のとき見たことがあるでしょう。大人になるころ身の回りでロボットが活躍したり、宇宙旅行が普通にできると信じていた人もいるでしょう。しかし実際は、なかなか実現はしないものです。大学で学習し研究するのは、自分が参加して、そのような夢に一步近づくことを意味しています。自ら参加して近づく夢を、もういちど大切にしてみつめ直してみてください。大学に入ってよく見ると、今までは触れることのなかった多くの学問分野があることに気がつきます。その機会を作るために共通教育のカリキュラムがあり、また多くの先輩との出会いがあるのです。そのような出会いを大切に、自らの進む道をしっかりと見つけ出してください。

大学での学習の最初は、よく見ることから始めてみてはどうでしょうか。初めて京都に住むことになった方も、京都で育った方も、自分の持っている知識をもとに、もういちど京都大学のまわりをよく観察してみましょう。たとえば、本部のある吉田キャンパスのすぐ東にある吉田山に登れば、この山はどのようにして高くなったのか、眼下の盆地の地下はどのような構造で、その生い立ちはどのような歴史を持っているのかというような疑問を持つと、その答えを求めて総合博物館の展示を、よく見てみましょう。また、あるいは吉田神社の神官の家系であった兼好は、いつどこで「徒然草」を書いたのか、というような疑問に答えを求めながら、キャンパスの周辺をゆっくりと歩いてみたり、図書館で書物を広げてみてはいかがでしょうか。たくさんの問いを自ら用意しつつ、それら一つひとつの答えを、はっきり認識して、その内容

を語れるように学習を深めましょう。そして未知のことがらを研究課題にして、その解明に向かって研究を続けてください。

大学での学習や研究をするためには、まず大学生としての生活の基盤をかためることが大切です。健康で安全な生活が送れるよう生活の場を整えてください。心身を鍛えるに必要な糧をとり、つり合いのとれた感覚を持ち、立派な社会人として通用する人になって巣立って行くまで、この京都大学のキャンパスが、みなさんの活動の場となるよう、この学生便覧に一通り目を通して、その機能を活用しつつ、どんな大学生活を送るかを考えて下さい。

吉田キャンパスの近くには、世界遺産条約で認められた古都京都の文化財の中のいくつかがあります。また吉田山や百万遍知恩寺も、古都の歴史環境の維持を担っています。京都大学内にも本部正門をはじめ歴史的建築物があり、国の文化財である清風荘の庭園があります。京都大学の百年の歴史が、このような世界遺産をはじめとする古都の環境によって育成されてきたことを忘れてはなりません。京都は1200年にわたって、日本の文化や芸術の中心的な役割を担ってきました。長期間に築かれたこの伝統を受け継ぎ、その中から新しい文化の創造をはかることに、大学も積極的に貢献しなければなりません。それによって大学と地域社会との連帯が保たれ、そこに学ぶみなさんが、次の世代の学術や文化の発展を担う人材として育つことになるのです。

学生生活の実態調査をした結果によりますと、学部学生のうち半年間にアルバイトをした学生は4分の3以上に達しており、課外サークルに加入している学生は約4分の3です。徒歩での、あるいは自転車による通学者は3分の2、京都市内の居住者は4分の3以上でした。つまり、学生生活の基本が、単に教室内で講義を受けることだけでなく、さまざまな面で社会に接することにより成り立っており、また大学の近くに居住することによって、効果的な学習や研究活動が成り立っていることを示すものと思われます。大学は、このような、学習のみならず課外サークル活動やアルバイトを可能とする環境を整備する努力を続けます。

学内には、団体、サークル、自治会など、参加することのできる多くの公認のグループがあります。グループの中に入って活動するのもよし、新しいグループを作るのもよし、個人で活動するのもよし、それぞれに充実した学生生活を送って下さい。いかに多くの知識を持っても、いかにすぐれた判断ができて、その内容が情報として人と人との間に流通しなければ意味がありません。どのような学生生活を送るにしても、人と交流する方法をしっかりと身につけるよう、脳の中身だけでなく、その入出力インターフェイスを鍛えることも、心がけてほしいと思います。

問題が生じるたびに、この学生便覧を開いて参考にして下さい。京都大学は、みなさんの学生生活のさまざまな面に役立つよう、学習環境を整備する仕事をしつつ、みなさんが大学生活を有意義にすごして進学し、あるいは就職し、社会に巣立っていくことを願っています。

新入生のみなさまへ

副学長（厚生補導担当） 東 山 紘 久



ご入学おめでとうございます。かなり昔に流行したコピーに“卒業だ。就職も決まった。さあ、勉強しよう！”というのがありました。大学は、それまでの受験勉強から解放されて、遊ぶところというイメージがあったからでしょう。これをぜひ“京大に入った！さあ、学問をしよう！”に、していただきたいと思います。人生、遊ぶことも大切ですが。

高校までの勉強は、答えの分かっていることを学ぶことです。試験には答えの分かっていない問題は出ません。採点の仕様がわからないからです。大学での勉強・学問は、答えの分かっていない問いの答えを求めるプロセスです。

答えの分かっていない問いには、みんなが疑問に感じている一般的な問いや今の時点で最先端をいくある領域の研究者の共通した問いもあるでしょう。明確な問題意識を持って京大に入って来られた人やその問題を解くために学部や専攻を選んで受験した人は、明日から早速先輩や先生を訪問してください。同じ疑問や興味のある人と仲間を作ってください。京大には、一緒に議論したり、相談に乗ってくれる人が揃っています。同時に自分の問題意識と一見遠いように見える領域の本も読んでください。高い山の裾野が広いように、レベルの高い学問の裾野も大きいからです。でないと小さくまとまってしまう危険性があるからです。共通教育の時代は、裾野を広げる絶好の機会ですので。学部や大学の異なる人々と友人になったり、サークルに入ることも一つです。

しかし、大部分の人は、漠然とした問題意識はあっても、まだまだそんなに固まっていないと思います。固まっていないことも、これまた大切なことです。そこには可塑性があるからです。ただ、可塑性は、粘土が時間とともに固くなるように、放っておくと失われる性質を持っています。絶えず練りこんで、手入れしておかねばならないのです。“少年易老学難成・・・”なのです。

自己の手入れは簡単なことです。今まで感じた疑問を大切にし、問題意識を明確にしようということです。本質から考えようと思うことです。一番素朴な疑問が一番解くのが難しい問題であることは多いものです。私の専門は臨床心理学ですので、“心とはどのようなものですか”

“人の心って分かるものですか” “心はどこにあるのですか”，といった問いに答えるのに一生をかけているのです。でもまだまだです。テツ&トモの“なんでだろう？”が、一世を風靡しましたが、何にでも“なんでだろう”と、考えることが自己を鍛える原点です。私は幼稚園で“シンデレラ姫”のお話を聞いたとき、どうしてガラスの靴、それも片方だけ12時を過ぎても、魔法が解けなかったのか、が疑問でした。ギンヤンマ釣りをした小学校低学年のとき、メスでオスが釣れるのに、なぜオスでメスが釣れないのだろうと考えました。メスに似せたオスを作って試しました。オスは釣れましたが、メスに似せた雄では、当然のことメスは釣れません。最近では、バブルが崩壊したとき、優秀なスタッフを一番多く抱えている金融機関が、一番多くの損失を出したのが不思議でした。

これらの疑問の塊のなかで残ったのが、どうして人間は“分かっているのに出来なかったり、止められなかったりするのだろうか”です。“健康に害がある上、他人にまで迷惑がかかるのが分かっているのに、どうしてタバコが止められないのか” “学校へ行きたいのにいけない。眠りたいのに眠れない。食べたいのに食べられない。食べたくないのに食べ過ぎる” のでしょう。これが私の臨床心理学の原点であり、今もこの問題に取り組んでいます。

さて、物事がうまくいく条件として、地の利があります。広い意味では環境です。“孟母三遷の教え”や風水のような環境設定の重要性が昔から知恵として伝えられています。科学的・実験的にこれらを検証するのは難しいのですが、数千年に渡って、人間が影響を受けてきたことは心理的な事実です。“人間の行動は個人と環境の関数である” というのは、心理学者レヴィンの言葉です。京都は学びの地としては最高の環境ではないかと思っています。伝統があり、四季の特徴がはっきりしているからです。夏の蒸し暑さ、冬の底冷えは格別です。そのためか、春のやさしさと秋の華麗さが引き立っています。

哲学の道のように有名な場所もありますが、今の季節、夜明け少し前河原町今出川から百万遍までゆっくり歩いてみてください。枕草子の“春は曙。やうやうしろくなり行く、山ぎはすこしあかりて、むらさきだちたる雲のほそくたなびきたる。・・・”にあるように、鴨川には川霧が立ち込め、大文字がなかば霧に包まれ、幻想的な京都の春に身をゆだねることができます。また、早朝一人で大学構内を散策してみてください。時計台の文字盤には、ほんやりと電灯の明るさが残っています。くすのきの葉に置かれた露が朝日に輝いています。京大に来たのだという実感があなたを包むでしょう。くすのきにあなたの夢を話してみてください。そして、あなたが辛くなったときには、またくすのきと話に来て下さい。

学問と人生は未知との遭遇です。胸躍る出会いです。少なく学べば偏見になり、多くを学べば知恵になります。人との邂逅はあなたの存在を深めます。みなさんが自分にとって真に有意義な学生生活を送られることを期待しています。

目 次

主な窓口案内（こんなときはこちらへ）	8
I 学生対応の事務組織	11
1 学生関係窓口・建物配置図	12
2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図	14
II 学生生活	17
1 諸手続き等	18
(1) 学生証	18
(2) 入学当初及び在学中の諸手続き	19
(3) 証明書自動発行機について	23
2 一般的留意事項	24
III 学生相談	29
1 経済相談	30
(1) 授業料の免除	30
(2) 奨学金	30
(3) 小口短期貸付金（学生援助会）	32
2 健康相談	33
(1) 保健管理センター	33
(2) 保健診療所	33
(3) 京都大学医学部附属病院	34
(4) 京都大学学生健康保険組合（健保）	34
(5) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険	35
3 就職相談	39
4 その他の相談	41
(1) カウンセリングセンター	41
(2) 身体障害学生相談室	42
(3) 留学生相談室	42
(4) スポーツ指導・相談室	42
(5) メールによる学生相談	43
IV 課外活動	45
1 課外活動団体	46
(1) 文化系サークル団体	46
(2) 体育団体	47
(3) その他の団体	48
(4) 全学公認団体結成手続き	48
(5) メールボックスについて	48
2 課外活動施設	49
(1) 課外体育施設	49
(2) 学外の施設	51
3 大学行事	53
(1) 11月祭	53
(2) 課外教養の行事	53

4	その他の課外活動関連	54
(1)	課外活動用物品の貸出	54
(2)	団体運賃割引証明書	54
(3)	課外活動のための諸証明	54
(4)	お願い	54
5	「学生ボランティア」学校サポート事業	54
6	学生表彰制度	55
7	キャンパスメンバーズ	55
V	福利厚生	57
1	住居	58
(1)	学生寄宿舍	58
(2)	下宿・アパート等	59
2	アルバイト	60
(1)	家庭教師	60
(2)	祭礼	60
(3)	学内のアルバイト	60
3	福利厚生施設	62
(1)	京部大学生生活協同組合	62
(2)	その他の福利厚生施設	64
VI	国際交流	65
VII	施設案内	73
1	附属図書館	74
2	総合博物館	76
3	情報環境機構	77
4	京都大学以外の施設利用案内	79
VIII	教育職員免許状	81
IX	京都大学の概況等	89
1	概況	90
2	キャンパスマップ	91
3	交通案内	96
X	関係諸規程	97
XI	付 録	125
1	京都大学学歌	126
2	学生歌	128
3	応援歌	129
4	逍遙の歌	130

主な窓口案内（こんなときはこちらへ）

ここでは、在学中の手続きや相談したいときの担当窓口を記載しています。詳細はこの「学生便覧」及び京都大学のホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/>）に掲載されていますので併せて参照してください。

- 授業に関すること→ 全学共通科目…共通教育教務掛
学部・大学院科目…所属学部・研究科等教務掛等
- 諸証明の交付→ 所属学部・研究科等教務掛等及び証明書自動発行機（P14・22・23参照）
- 各種届出・願い出→ 所属学部・研究科等教務掛等（P20・22参照）
- 学割証の交付→ 証明書自動発行機で交付（P23参照）
- 授業料免除及び日本学生支援機構奨学生を希望するとき→ 所属学部・研究科等教務掛等
（学部1・2回生は学生センター経済担当グループ）（P21・30参照）
詳細は、各学部の掲示板に掲示します。
- 学生健康保険組合の加入申込→ 学生センター生活担当グループ（P34参照）
- 学生教育研究災害傷害保険の加入申込→ 学生センター生活担当グループ（P35参照）
- 学生寮に関すること→ 学生センター生活担当グループ（P58参照）
- 下宿・アパート等の紹介→ 学生センター生活担当グループ（P59参照）
この他、京大生協でも物件を紹介しています。
- アルバイトの紹介→ 学生センター生活担当グループ（P60参照）
- けがや病気の治療・相談→ 保健診療所（保健管理センター）（P33参照）
- 健康診断書・健康診断証明書が必要なとき→ 保健診療所（P21・22参照）
- 悩み等の個人相談→ カウンセリングセンター（P41参照）
- 体育活動の相談→ スポーツ指導・相談室（P42参照）
- 休学するとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P20・22参照）
- 復学するとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P20・22参照）

□退学するとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P20・22参照）

□海外へ行くとき→ 所属学部・研究科等教務掛（P22参照）

□外国人留学生に関すること→ 所属学部・研究科等教務掛及び国際部留学生課（P42・66参照）
留学生のための奨学金については、国際部留学生課で取り扱います。

□就職に関すること→ キャリアサポートセンター（P39参照）

I 学生対応の事務組織

I

- 1 学生関係窓口・建物配置図
- 2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図

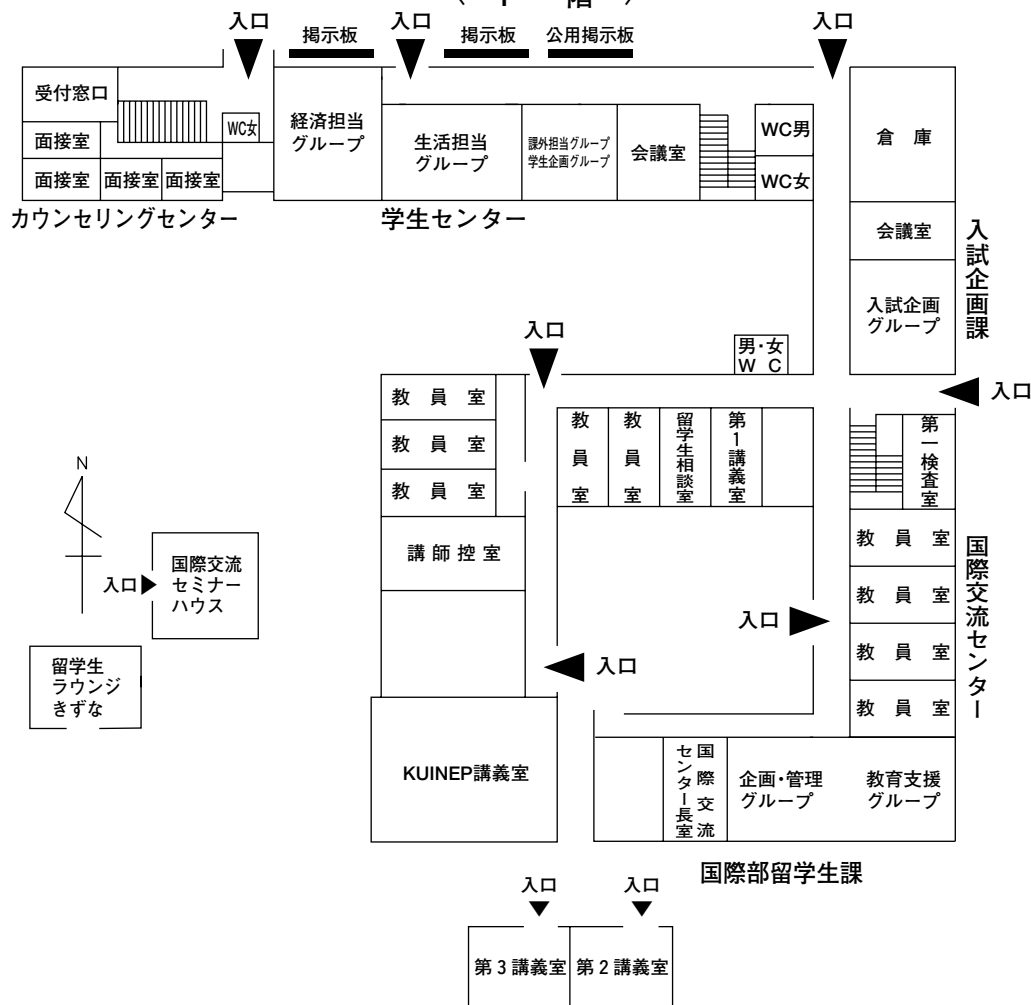
1 学生関係窓口・建物配置図

住所 〒606-8501 京都市左京区吉田本町

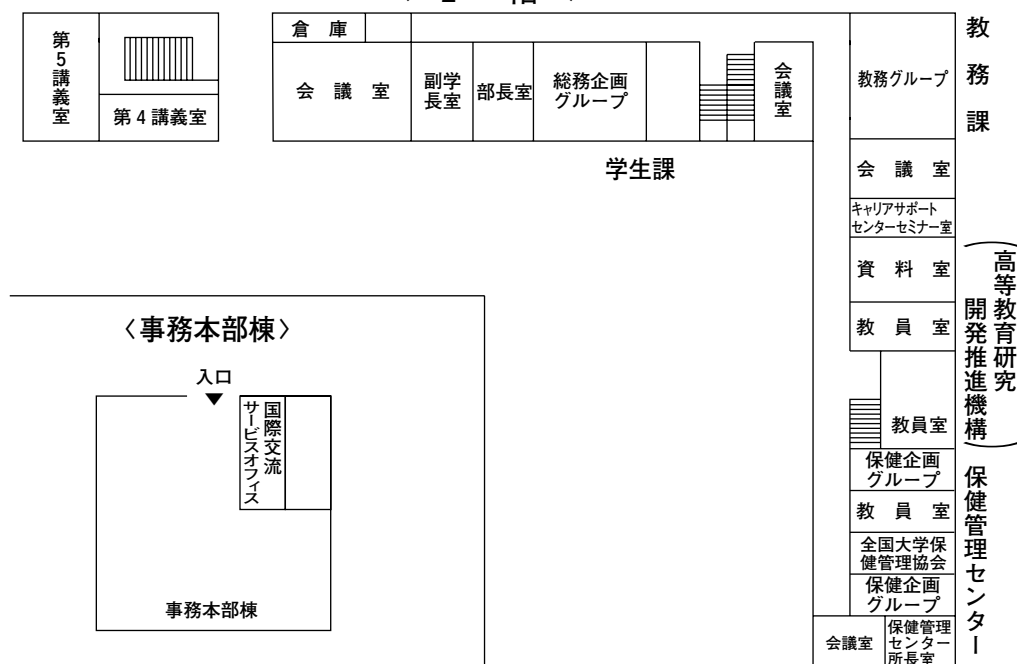
課 センター名	グループ	電話	担 当 業 務
学生部 学生課	総務企画グループ	2505	学生の厚生補導に関する総括及び連絡調整
	保健企画グループ	2400	学生の保健管理及び保健統計
	学生企画グループ	2504 2588	課外教養行事，学生ボランティアによる学校サポート事業， 総長賞，課外活動に関する企画立案
学生部 教務課	教務グループ (修学支援担当)	2492 2499 2549	学生証，入学・退学・休学等の学生身分，学位，教務情報管理， 教務関係の調査・統計，身体障害学生相談室管理運営委員会， 証明書自動発行機管理，大学コンソーシアム京都の単位互換
	(教育改革等支援担当)	2493 2494	教職課程，教育制度委員会，その他資格申請，教育改革支援プロ グラム及び補助金
	(社会貢献支援担当)	2430 2528	シニアキャンパス，ジュニアキャンパス，オープン・コース・ ウェア，ＳＣＳ事業委員会
学生部 入試企画課	入試企画グループ	2521 2522 2523 2524 2525	入学者選抜方法に関する研究・検討，個別学力検査の実施に関す ること，大学入試センター試験の実施に関すること，大学院入試 に関すること，オープンキャンパスの企画及び実施，入試広報 (入試ガイダンスの実施，入試広報誌の発行等)に関すること
学 生 センター	生活担当グループ	2531 2533 2540 2539	学生教育研究災害傷害保険，京都大学学生健康保険組合，アルバ イト（家庭教師・祭礼行列員等）紹介，下宿・アパート等紹介， 学生寄宿舎の管理
	経済担当グループ	2535 2536 2495	日本学生支援機構奨学金，民間奨学団体等に関すること，短期貸 付金，入学科・授業料免除に関すること
	課外担当グループ	2511 2513 2514	課外活動施設の管理，団体・集会・掲示に関すること，文化系・ 体育系活動の支援に関すること
キャリア サポート センター	キャリアサポート グループ	2483	就職資料・情報の収集及び提供，就職ガイダンス等の企画及び実 施，就職相談室等の運営
国際部 留学生課	管理・企画グループ	2242	留学生に関する調査統計，日本留学フェア，日本留学試験，留学 生パーティ，実地見学旅行，留学生のアフターケア，留学生ラウ ンジの管理運営，海外留学促進事業，留学生経費
	教育支援グループ	2489	留学生の奨学金，証明書の発行
		2561	大学間の学生交流協定，国際教育プログラム
		2546	日本語予備教育，日本語及び日本文化・日本事情教育， 海外派遣留学，国際交流科目
国際交流サービスオフィス		2544 2244	留学生の宿舎，医療，保険，資格外活動
保健管理センター		2404	学生及び教職員の健康の維持増進に関すること
カウンセリングセンター		2515	学生生活上の様々な悩みについての個人相談

建物配置図

〈 1 階 〉



〈 2 階 〉



2 各学部・研究科の窓口・事務部配置図

各学部・研究科及び全学共通教育の教務・厚生関係の担当掛は次のとおりです。

学部・研究科名	担 当 掛	電 話	所 在 地
高等教育研究開発 推 進 機 構 (全学共通教育)	共通教育推進課	6508 6509 6510 6511	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
総 合 人 間 学 部 人間・環境学研究科	教務掛 (学部担当) 大学院掛 (大学院担当)	6506 2951	〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
文 学 部 文 学 研 究 科	第一教務掛 (学部担当) 第二教務掛 (大学院担当)	2709 2710	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
教 育 学 部 教育学研究科	教務掛 (学部・大学院担当) 専門職員 (教職担当)	3010 3012	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
法 学 部 法 学 研 究 科	教務掛 (学部担当) 大学院掛 (大学院・法科大学院担当)	3107 3125・3110	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
経 済 学 部 経済学研究科	教務掛 (学部・大学院担当)	3406	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
理 学 部 理 学 研 究 科	第一教務掛 (大学院担当) 第二教務掛 (学部担当)	3613 3616	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
医 学 部 医 学 研 究 科	教務・学生支援室 (医学科学部担当) 教務・学生支援室 (大学院担当) (保健学科学部担当・人間健康科学系大学院担当)	4325 4306 19-3906	〒606-8501 京都市左京区吉田近衛町 〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町53
薬 学 部 薬 学 研 究 科	教務掛 (学部・大学院担当)	4514	〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町
工 学 部 工 学 研 究 科	教務掛 (学部担当) 留学生掛 (学部・大学院の留学生関係担当) 大学院掛 (大学院担当)	5039 5038 15-2040	〒606-8501 京都市左京区吉田本町 〒615-8530 京都市西京区京都大学桂
農 学 部 農 学 研 究 科	第一教務掛 (学部担当) 第二教務掛 (大学院担当)	6012 6014	〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
エ ネ ル ギ ー 科 学 研 究 科	総務・教務掛	9212	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
アジア・アフリカ 地域研究研究科	教務掛 (東南アジア研究所等事務部)	7374	〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町46
情 報 学 研 究 科	総務・教務掛	4894 5508	〒605-8501 京都市左京区吉田本町
生命科学研究所	学務掛	9222	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
地 球 環 境 学 舎	総務・教務掛	9167	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
大 学 院 公共政策教育部	公共政策大学院掛 (法学研究科事務部)	3126 3243	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
大 学 院 経営管理教育部	教務掛 (経済学研究科事務部)	3410	〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス
北部構内



吉田キャンパス
本部・西部・吉田南構内



吉田キャンパス
医学部・病院・薬学部構内



桂キャンパス



Ⅱ 学 生 生 活

- 1 諸手続き等
- 2 一般的留意事項

1 諸 手 続 き 等

(1) 学 生 証

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯し、本学職員から請求があれば呈示してください。

この学生証は附属図書館（中央図書館等）及び総合情報メディアセンターの利用証と一体になっており、証明書自動発行機も利用できます。

なお、本学生証は通学証明書をも兼ねていますので通学定期乗車券購入に際して、利用する交通機関の窓口にある当該交通機関所定の書類に必要事項を記入し、これと一緒に「学生証」を呈示してください。（別に通学証明書を必要とする交通機関も若干あります。）

また、発行の日から1年を経過するごとに発行者の在学確認を受けなければなりません。

① 再 発 行

紛失あるいは破損した場合は、すぐに所属学部・研究科等の教務掛等で手続きをとってください。

また、改姓等氏名変更の場合にも再発行します。

なお、再発行には約1週間かかります。

② 注 意 事 項

学生証の携帯、使用上の注意事項は次のとおりです。（学生証ケースに記載）

- 1）本証は登学の際必ず携帯し、本学職員の請求があれば呈示すること。
- 2）本証は他人に貸与または譲渡してはならない。
- 3）通学定期乗車券を購入するときには定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して本証とともに差し出さなければならない。
- 4）本証を失ったときは直ちに所属学部・研究科等の教務掛等に届け出て再発行を願い出ること。
- 5）学籍を脱したときは直ちに所属学部・研究科等の教務掛等に返すこと。
- 6）本証の有効期限を延長する必要を生じたときはその手続きをとること。
- 7）通学定期乗車券または学生生徒旅客運賃割引証（学割証）を使用するときは本証を携帯し交通機関関係員の請求があれば呈示すること。
- 8）本証には磁気データが入力してあるので、慎重に取り扱うこと。

③ 英文学生証

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。

希望者は、申し込みの際に、貼付する写真（無帽正面上半身、無背景、縦3.0cm×横2.4cm、3ヵ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。）を持参の上、所属学部・研究科等教務掛等へ願い出てください。

(2) 入学当初及び在学中の諸手続き

① 大学への納付金

(ア) 学 費 等

授業料は、下記のとおりです。所定の期日までに、速やかに納入してください。

種 別	金 額	納 期	備 考
授業料 (学部学生 大学院学生)	円 年額 535,800 前期分 267,900 後期分 267,900 (法科大学院) 年額 804,000 前期分 402,000 後期分 402,000	前期分 4月中 後期分 10月中	※納入方法 連帯保証人住所へ振込依頼書を4月、10月の中旬頃送付しますので、本学の指定口座に振込願います。 ※申し出により前期分納入の際に、後期分も併せて納入することができます。 ※授業料 在学中に授業料が改定された場合は、改定時から新授業料が適用されます。

(イ) そ の 他

上記のほか学生寄宿舎に入舎している場合は、寄宿料と光熱水料を納めることになります。

これらに関して詳しいことは、56ページを参照してください。

納付に当たっての注意事項

上記の納付金を振込期限内に納めないときは、本人及び連帯保証人に督促することになりますので、必ず振込期限内に納入してください。

特に、授業料の振込を怠った場合は、身分の取扱いに関係します。

② その他の諸会費（任意加入）

(ア) 学生健康保険組合費 2,000円（4年分）

ただし、医学部（医学科）、薬学部（薬学科）学生は6年分 3,000円

(イ) 学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む）

【保険料一覧】

区 分		保険期間 (修業年限)	保 険 料	
			文 系	理 系
学 部		4 年	4,800円	5,500円
		6 年		7,800円
大 学 院	修士，専門職学位	2 年	2,500円	2,900円
	博士，専門職学位	3 年	3,700円	4,250円
	博 士	4 年		5,500円
	博 士	5 年	5,900円	

(ウ) 大学生生活協同組合費出資金 20,000円以上 出資金は卒業の際に返還されます。

なお、学部によっては上記のほかに必要な会費等があります。新入生にはこれらについて別途所属学部から通知されます。

③ 在学中の諸手続き

主な届（願）出、証明書の交付願については次の（4）のとおりですので、必要がある場合は、22ページに記載の担当窓口で手続方法等を詳しく聞いて手続きをしてください。

（交付書類は手続きの翌日または翌々日に交付される場合があります。）

一部の証明書は、学内に設置している12台のどの証明書自動発行機（23ページ参照）でも発行が可能です。

手続きを怠ったために不利益が生じることを注意してください。

④ 各種届（願）出

（ア）休 学 願

疾病その他の事故により3カ月以上にわたり修学を中止したり、休学をしようとする場合には、所定の手続きを必要としますので、そのような事態になった場合は、速やかに願い出てください。

休学期間が満了になっても、なお引き続いて休学する必要がある場合は、許可されている期間が終わるまでに、休学の延長を願い出てください。

病気により休学する場合は、休学願に医師の診断書を添えてください。

休学する場合、授業料との関係がありますから、その取扱いを説明します。

第1期（前期）または第2期（後期）の初めから休学する場合は、その期の授業料は免除されますが、期の途中で休学する場合は、その期の方は免除されません。

ただし、この場合でも次の期まで続けて休学する場合は、次の期の方は免除されます。

また、期の途中で復学する場合は、その期については復学する前月までの分を月割りで免除します。

（イ）復 学 願（届）

病気以外の事由による休学で休学期間内に復学しようとする場合は、届け出てください。届け出なかった場合は、休学許可全期間を休学したものとして取り扱われます。

また、病気による休学で復学しようとする場合は、本学所定の「京都大学復学診断書」により医療機関の診断を受け、その診断書と共に復学を願い出てください。

（ウ）退 学 願

やむを得ない事情により、退学しなければならなくなった場合は、願い出なければなりません。もし、退学願を出さないで、又は許可されないまま通学しなかった場合は、引き続いて在学しているものとして取り扱われます。特に留意してください。

なお、退学の場合における授業料との関係は、学年の途中で退学する者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、退学する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

（エ）転学部（研究科・学舎）・転学科（専攻）願

希望する者は、10月初めに各学部（研究科等）に照会してください。

(オ) 定期健康診断欠席届

毎年、学年始めに定期健康診断が行われます。これは全学生が必ず受けなければならないもので、これを無届けで受けない場合は当該年度の試験を受けることができませんから、特に留意してください。

指定された日に病気、その他やむを得ない事情により受けられない場合は、所属学部等へ理由書（病気の場合は診断書）を添えて欠席届を提出してください。

欠席届を提出した場合は、後日健康診断を受けてください。

(カ) 健康診断書・健康診断証明書

就職や大学院受験等で健康診断書又は健康診断証明書が必要なときは、保健診療所へ申し出てください。

なお、学年始めの定期健康診断を受けていない者には交付できません。

⑤ 授業料免除及び徴収猶予（分納を含む）

○ 授業料免除

経済的理由、災害等によって授業料を納めることが困難な場合は、免除の制度がありますから、指定された期間内に願い出てください。（30ページ参照）

○ 授業料徴収猶予（分納を含む）

経済的理由、災害等によって授業料を納入期限までに納めることができない場合は、徴収猶予の制度がありますから、指定された期間内に願い出てください。

○ 授業料免除京都大学特別枠

上記の授業料免除の他、後期に特別枠免除制度がありますから、指定された期間内に願い出てください。

これらの取扱期間及び取扱場所等詳細は、各学部・研究科等（学部1, 2回生は学生センター経済担当）の掲示の指示に従ってください。

⑥ 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）

学資の支弁が困難な者に対し、日本学生支援機構が行う奨学金貸与の制度があります。希望者は指定された期間内に願い出てください。（30ページ参照）

取扱期間及び取扱場所等詳細は、各学部・研究科等（学部1, 2回生は学生センター経済担当）の掲示の指示に従ってください。

⑦ 地方公共団体・民間育英団体の奨学金

奨学団体等で、学生センター経済担当又は所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口で取り扱っているものは、約80団体あります。各団体で手続き方法等が異なりますから、これらの奨学金を希望する者は、それぞれの期間内に願い出てください。（32ページ参照）

⑧ その他

このほか、科目履修届、受験届、系列変更願、卒業論文題目届等必要に応じて願い出るものや届け出るものがありますから、所属学部・研究科等の教務掛等に申し出てください。

各種諸手続一覧表

書 類 名		提出先等	印 鑑	提 出 先		
				学 部 学 生	大学院学生	学 部 学 生 大学院学生
休 学 願		△	○	○	※	
復 学 届 (願)		届× 願△	○	○	※	
海 外 渡 航 届 (願)		届× 願△	○	○	※	
住 所 変 更 届		×	○	○	※	
改 姓 (名) 届		×	○	○	※	
退 学 願 ・ 学 修 認 定 退 学 願		△	○	○	※	
死 亡 届		○	○	○	※	
転学部 (研究科 ・ 学舎) ・ 転学科 (専攻) 願		△	○	○	※	
学 生 証 再 交 付 願		×	○	○		
健 康 診 断 書 (有 料) 交 付 願 健康診断証明書 (無 料) 交 付 願		×	保健診療所			
成績証明書交付願 (日 本 文 ・ 英 文)		一部の学部 ・ 研究科では証明書自動発行機で交付				
		×	○	○		
在 学 証 明 書 交 付 願	日 本 文	証明書自動発行機で交付				
卒業 (見 込) 証 明 書 交 付 願		一部の学部 ・ 研究科では証明書自動発行機で交付				
修 了 (見 込) 証 明 書 交 付 願	英 文	×	○	○		
学生生徒旅客運賃割引証 (学 割 証)		証明書自動発行機で交付				
通 学 証 明 書 交 付 願		×	○	○		
実 習 用 通学証明書	単位取得目的の実習 (教 育 実 習 を 除 く)	所属学部 ・ 研究科の教務窓口で確認してください。				
	教 育 実 習	×	教育学部 (教 育 実 習 担 当)			
授 業 料 免 除 願 書		×	3 回 生 以 上 ○	○	学部 1, 2 回生 ○	
授業料徴収猶予 (分 納) 願 書		×	3 回 生 以 上 ○	○	学部 1, 2 回生 ○	
授 業 料 免 除 京 都 大 学 特 別 枠 願 書		×	3 回 生 以 上 ○	○	学部 1, 2 回生 ○	
日本学生支援機構奨学生申請書		○	3 回 生 以 上 ○	○	学部 1, 2 回生 ○	
地方公共団体 } 民間育英団体 } の 奨 学 生 願 書		○	▲	▲	○	

- (備考)
- ・印鑑欄の○は要、△は自筆署名の場合は不要、×は不要を表す。
 - ・提出先の○は要を表す。
 - ・▲は学部、研究科等指定の奨学金もあるので所属学部、研究科等に照会してください。
 - ・※は日本学生支援機構奨学生及び学生センターの取り扱う地方公共団体・民間育英団体の奨学生のみ所定の手続きが必要ですので、学生センターへ申し出てください。

（３）証明書等自動発行機について

証明書等自動発行機は学内15カ所に設置されています。（下表の設置場所参照。設置場所は都合により変更される場合があります。）本学に在籍中の学生はいずれの発行機でも、現在及び過去(平成元年入学以降)在籍の学部が自動発行を許可した証明書の自動発行が可能です。自動発行可能な証明書の詳細は、各自の所属(出身)学部窓口にご照会ください。

①自動発行可能な証明書等（※自動発行可能な証明書は、所属学部、学生種別により異なります。）

- ・ 学校学生生徒旅客運賃割引証 ・ 在学証明書（和文・英文） ・ 在籍証明書（和文・英文）
- ・ 卒業（見込）証明書（和文・英文） ・ 修了（見込）証明書（和文・英文） ・ 退学証明書（和文・英文）
- ・ 学業成績証明書（和文・英文） ・ 学業成績及び卒業・修了（見込）証明書
- ・ 研究指導認定（退学）（見込）証明書

②稼働時間

月曜日から金曜日（祝祭日および12月29日から翌年1月3日までを除く）の、8時30分から18時までを基本としていますが、設置場所により異なっていますので、注意してください。

また、機器のメンテナンスや障害等により稼働出来ない場合もありますので、証明書は早めに取得するようにしてください。

・ 証明書自動発行機稼働時間一覧

設置場所	稼働時間	管理部署
北部構内農学部総合館 1 階南西出入口ホール	8:30～18:00	農学部教務掛
北部構内理学研究科 6 号館南棟 1 階ホール	8:30～18:00	理学部教務掛
本部構内文学部新館 1 階西側ホール	8:30～18:00	文学部教務掛
本部構内法経本館 1 階中央玄関ホール	8:30～ <u>17:15</u>	法学部教務掛
本部構内工学部 8 号館 1 階教務課前	<u>8:00</u> ～18:00	工学部教務課
本部構内学生センター 1 階	8:30～18:00	学生センター
吉田南構内吉田南 1 号館 1 階	8:30～18:00	共通教育教務掛
吉田南構内人間・環境学研究科棟 1 階事務室前	8:30～18:00	人間・環境学研究科大学院掛
医学部構内医学部 B 棟 1 階ホール	8:30～18:00	医学部医学科教務掛
薬学部構内薬学部本館 1 階	8:30～18:00	薬学部教務掛
病院西構内医学部保健学科校舎 1 階正面玄関内	8:30～18:00	医学部保健学科教務掛
宇治キャンパス宇治地区研究所本館 3 階研究協力課	8:30～ <u>17:30</u>	宇治地区研究協力課
桂キャンパス A クラスター A 2 棟 3 階ホール	8:30～ <u>17:30</u>	工学研究科教務課
桂キャンパス C クラスター事務棟玄関ホール	8:30～ <u>17:30</u>	工学研究科教務課
熊取地区原子炉実験所事務棟北出入口廊下	8:30～18:00	原子炉実験所事務部

③使用方法

証明書の自動発行の際には、学生証又は学生番号10桁と、パスワードの入力が必要です。

音声ガイダンスおよび画面の指示に従って画面タッチにより操作してください。パスワードについては所属学部のガイダンス等で各自に通知されますが、わからない場合は所属学部の教務掛に学生証(身分証明書)を持って照会してください。また、パスワードは必ず定期的に変更し、忘れないようにしてください。忘れた場合は再交付の手続きが必要になります。

成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には、所属(出身)学部窓口にお申し出ください。

また、自動発行機の操作中に障害が発生した場合には、お手数ですが上表で示したそれぞれの管理部署にご連絡くださるようお願いいたします。

2 一般的留意事項

(1) 学生への連絡方法

① 掲示による連絡・通知

学生への連絡・通知は、原則として所定の掲示板での掲示により行われ、一度掲示した事項は周知されたものとして取り扱います。登下校の際には必ず掲示板を見る習慣をつけてください。掲示を見落としのために生じる不都合・不利益は本人の責任となります。

受付期間を定めているような場合は、期間終了後は受け付けられないので特に注意が必要です。

② 呼び出し・照会

保護者の方や友人等から電話による呼び出しを大学に依頼される場合がありますが、大学では学生一人ひとりの居場所について把握することはできません。従って、電話口への取り次ぎや放送は一切行いませんので、予め保護者の方や友人たちに知らせておいてください。緊急の場合でも原則として掲示板による連絡しかできません。

住所・電話番号等の問い合わせにも応じることができません、

(2) マイカー通学の禁止

京都大学のキャンパスでは、教育・研究の場にふさわしい環境保持及び緊急災害時の通路確保、歩行者の安全確保、騒音の防止のため交通規制を実施しており、身体障害者等特別な事情のあるものを除き、マイカー通学は原則として禁止となっています。通学に当たっては、徒歩や自転車若しくは公共交通機関を利用するようにしてください。

① 自転車、バイクは定められた駐輪場へ

自転車、バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、駐輪場が指定されていますので、必ず所定の場所に置き、施錠するようにしてください。また、放置自転車は強制的に撤去されることがあります。

② 自転車走行のモラル向上について

最近、本学近辺で本学学生が関係した自転車による交通事故が増えています。自転車による逆走や無謀な走行等が見受けられ、モラルの欠如が言われています。本学の周辺道路は、近隣住民の方々の生活と密接な関わりをもっており、生活環境の破壊や、交通事故誘発にもつながりますので、特に交通徳を十分に順守し、自転車走行のモラル向上に努めてください。

③ 自転車の違反と罰則

自転車の交通違反も厳しい罰則が定められています。

違 反	罰 則	違 反	罰 則
信 号 無 視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	歩道通行の方法違反	2万円以下の罰金又は科料
酒 酔 い 運 転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	並 列 進 行	2万円以下の罰金又は科料
指定場所一時不停止	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	二 人 乗 り	2万円以下の罰金又は科料
通行禁止違反	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	傘 さ し 運 転	5万円以下の罰金
右 側 通 行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	夜 間 の 無 灯 火	5万円以下の罰金
		合 図 の 不 履 行	5万円以下の罰金

④ 交通事故相談

交通事故にあったとき、無料で相談できる窓口が京都府に設置されています。損害賠償・示談・保険請求など専門の相談員がアドバイスし、また必要により弁護士にも無料で相談できます。

相談・問合せ先：京都府交通事故相談所 電話 801-7810, 801-7812

受付時間：午前9時～11時30分，午後1時～4時（土・日・祝日・年末年始は休みです。）

（３）コンパ等での飲みすぎに注意

新入生歓迎の行事やコンパなど飲酒の機会が多いですが、近頃大学生の飲酒事故が多発し、死亡事故も発生しています。「イッキ飲み」等危険な飲酒は絶対にしないよう、またコンパなどでは無理に他人にすすめたり、先輩のすすめだからといって安易に飲まないようにしてください。飲酒は満20歳を過ぎてから。イッキは危険！

（４）「悪徳商法」にだまされないために

学生をねらった悪徳商法が多発しています。これらの悪徳商法は、学生の社会的経験の少なさなどにつけこみ、「楽して儲かる」といった気持ちを起こさせ、時には脅迫まがいの方法で引き込んだりします。次にあげるような悪徳商法の他にも巧妙な新しい手口もでてきていますので、くれぐれも注意してください。

《キャッチセールス》

街で「アンケートに教えてください……」などと呼び止められ、営業所に連れて行かれて、高価な化粧品や会員権などの契約をさせられます。

あいまいな態度をとらず、はっきり断ること！

《アポイントメントセールス》

「格安で海外旅行ができ、レジャー施設も安く利用できる」などと電話で営業所に呼び出され、実際には別の商品（ビデオ教材等）とのセット販売で結局高額な商品を買わされることになります。

見知らぬ人からのうまい話に要注意！

《マルチ商法》

「人を紹介するだけで、どんどん収入がふえる」などのうまい話で誘われます。商品を買って会員になり、知人や友人を紹介して商品を買ってもらうと、リベートがはいり、さらに孫・ひ孫からのリベートがはいるといふものです。手軽にできるアルバイトと思って契約したものの、結局残ったのは買い込んだ商品と借金だけということにもなりかねません。

うまい話はありません。もうけ話には注意しましょう！

《振込め詐欺》

電話で「オレだよ、オレ」と言って息子や孫を装い家族に交通事故示談名目やサラ金等借金返済名目で現金を騙し取る手口や、警察官や弁護士などを名乗り示談金を騙し取る、いわゆる「振込め詐欺」が多発しています。本当の出来事かどうか、振込む前に家族と学生は相互に確認をしてください。

すぐに振り込まない。一人で振り込まない！

（５）カルト集団、過激活動集団などの勧誘に注意

信教、思想の自由は憲法で保障されています。もちろんそれらは自由であるべきです。しかし、そのことを逆手に取り、世の中には嘘や違法行為を勝手な解釈で「良し」とする反社会的なカルト集団や過激活動集団も存在します。

時には学生になりすまし、彼らは巧みに学生の皆さんに近づきます。本人は気づかぬ内にマインドコントロールされる、そうすると正常な判断力を失い、脱会は難しくなります。

（６）海外旅行へ行く前に安全性の確認を

夏季休業等を利用して海外旅行に行く機会もありますが、特定の国・地域によっては治安の悪化等に

より、渡航を自粛したり、特別の注意が必要な場合があります。海外旅行へ行く前に旅行先の安全性を詳しく調べるようにしましょう。

これらの安全情報、外務省から提供されていますので活用してください。また旅行社でも確認するようにしてください。

相談・問合せ先：外務省海外安全相談センター(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>) 電話 03-5501-8162

(7) クレジットカード

学生証ですぐ借りることができる学生ローン、また、サインするだけで手軽にショッピングやレストラン等の利用ができるクレジットカードを安易に利用すると、その返済に追われ学生生活の継続が危ぶまれることになります。

本学では、「学生援助会」という無利子の短期融資貸付制度がありますので、病気、不慮の事故、送金の延着等により、急に出費が必要となった場合は、学生部厚生課学資担当窓口で相談してください。

(8) 国民年金への加入

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって私たちの生活が損なわれることのないよう、前もってみんなで保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度で、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入することになっています。本学の学生諸君も20歳になれば必ず国民年金に加入してください。

なお、加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

また、収入がない学生のために「学生納付特例制度」があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

(9) 災害に備えるあなたの身の回り (防災・ボランティアハンドブックより抜粋)

地震から身を守る

1 まず、わが身の安全を
すぐ机やテーブルの下にもぐり、頭を覆い、机の脚を握る。もぐる、覆う、握るの三つの動作が身を守る。
あわてて外に飛び出さない。危険の中に飛び込むことになる。



2 すばやく火の始末・消火
台所やストーブ、タバコの火を消す。アイロンなど使用中の電気製品のスイッチを切る。
火が出たらすぐ消火。でも、天井に火が届いたら初期消火の限界。ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを下ろして逃げよう。



3 危険な場所から離れよう
津波は追いかけて来る。急いで高台など安全な場所へ。また崖崩れの危険を少しでも感じたら、すばやく避難すること。
川べりや狭い路地は危険。ブロック塀や柱、石垣、自動販売機など倒れる危険がある物に近寄らない。



4 正しい情報をつかもう
ラジオや地域の緊急非常放送から正確な情報を得る。根拠のないデマに惑わされないこと。



A collection of various items including a backpack, water bottles, a flashlight, a first aid kit, a radio, a knife, and other survival supplies.

防虫・防湿大震災では、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ラップなどが必需品だった。水が不足していたので、タオルやガーゼの代わりに使い捨ての紙製品が役立った。ラップを器に掛ければ食器としても何度も使えた。大型ビニール袋は雨の穴をあければ虫が入れ、段ボールに乗って使えば壁もトイレにもなる。

動きやすい服装で、緊急車両の妨げになるので、車は使わずに歩いて非難する。

力を合わせて救助を、近所に逃げ遅れた人はいないか確かめる。秩序を保って行動する。声をかけ合って次第に、



震度0	人は揺れを感じない。	
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。棚にある食器類が音を立てることがあり、屋外では電線が少し揺れる。	
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。つり下げ物は大きく揺れ、棚の食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。屋外では電線が大きく揺れ、歩いている人や自転車等を運転している人も揺れを感じる。	
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。棚や書棚の物が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。屋外では、窓ガラスが落ちて割れたり、補強されていないブロック塀が倒れることもある。耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱が破損したり、壁などに亀裂が生じる。	
5強	非常に恐怖感を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。棚や書棚の物の多くが落ちる。重い家具が倒れたり、ドアが開かなくなることもある。屋外では、補強されていないブロック塀の多くが倒れ、墓石も多くが倒れる。耐震性の低い住宅・建物では、壁や柱が破損したり、傾くものもある。	
6弱	立っていることが困難になる。固定していない家具の多くが移動、倒壊する。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の高い住宅・建物でも、壁や柱が破損したり、大きな亀裂が生じるものがある。	
6強	立っていることが不可能になる。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。耐震性の低い住宅・建物では倒壊するものが多い。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがかなりある。	
7	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も倒れるものがある。耐震性の高い住宅・建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	

Ⅲ 学 生 相 談

- 1 経済相談
- 2 健康相談
- 3 就職相談
- 4 その他の相談

1 経 済 相 談

(1) 授業料の免除

① 授業料免除と徴収猶予

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、本人の申請により、学内選考機関の議を経て、当該期分の授業料の全額又は半額に対して免除、又は徴収猶予が認められます。

出願選考は、年度を前・後期の二期に分けた区分により行いますので、必ず各期ごとに願い出てください。

出願手続きについては、毎年前期分は2月初旬、後期分は7月初旬に、各学部・研究科（学部1・2回生は学生センター経済担当）の掲示板に掲示しますので、希望する学生は所定の期限内に願書等を受領し、所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口（学部1・2回生の学生は、学生センター経済担当）へ必要事項を記入の上、必要書類を添えて、期限内に提出してください。

② 授業料免除京都大学特別枠

出願資格として学業優秀を条件としていないことが、授業料免除と異なっている点です。後期分の免除を行います。出願手続は7月初旬掲示により通知します。

(2) 奨 学 金

学業成績が優れかつ健康であって、経済的に困窮し、修学に支障をきたす者には、願い出に基づき選考の上、奨学金が貸与又は給与されます。

奨学生に採用されても、学業成績又は修学態度などの状況により奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金の廃止・停止その他の措置がとられますので、注意して勉学に励んでください。

学生センター経済担当で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金があります。

① 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）ホームページアドレス〈<http://www.jasso.go.jp/>〉

日本学生支援機構奨学金は第一種奨学金（無利子貸与）と、第二種奨学金（有利子貸与）があります。なお、第1学年（編入学の入学年次を含む）において希望により貸与月額の前振込時（又はその翌月）に定額（300,000円）を増額して貸与する制度があります。

〈奨学生の採用〉

（ア）学部予約採用〔「進学届」の提出〕

高等学校在学時に平成18年度大学第一種奨学生・第二種奨学生採用候補者に内定している者は、入学後採用候補者決定通知等学生センター経済担当へ提出し、所定の期日までにインターネットにより、進学届提出の手続を行ってください。

この「進学届」を期間内に提出しないと、辞退したものとして処理し、奨学生として採用されません。

（イ）学部在学採用

年1回4月に募集します。募集期日等は、1・2回生にあっては学生センター経済担当で、3回生以上は各学部の教務掛で掲示しますので注意してください。

通常の募集期間以外に家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合は学生センター経済担当窓口で相談してください。

第一種奨学生として採用された場合には、自宅通学者45,000円、自宅外通学者51,000円が貸与されます。（平成18年4月現在）第二種奨学生として採用された場合には、貸与月額3万、5万、8万、10万円の中から

ら選択できます。

平成18年度1回生奨学生在学採用者数

	申込者数	採用者数
第一種	503	269
第二種		195

参考：2回生以上奨学生採用者数 第一種41名 第二種258名

(ウ) 大学院奨学生採用

大学院修士課程，博士（後期）課程入（進）学及び編入学者については，各課程ごとに募集します。募集時期等は各研究科によって異なります。詳しいことは，それぞれ所属研究科奨学金担当窓口にお問い合わせください。

第一種奨学生として採用された場合には，修士課程・法科大学院 88,000円，博士（後期）課程 122,000円が，貸与されます。（平成18年度4月現在）

第二種奨学生の場合には，貸与月額5万，8万，10万，13万円の中から選択できます。

なお，法科大学院については，13万円の貸与月額を選択した者に限り，希望により4万円又は7万円の増額貸与が受けられます。

平成17年度奨学生数（全学年）

		奨学生数	学 生 数
学 部	第一種	1,499	12,776
	第二種	1,679	
修 士 課 程	第一種	1,611	4,958
	第二種	744	
博士(後期)課程	第一種	1,267	3,349
	第二種	60	

※学生数は外国人留学生を除く

〈奨学金貸与終了後の返還と返還猶予〉

(ア) 返還

貸与された奨学金は，貸与終了（卒業）の翌月から6ヵ月経過後，最長20年以内に，月賦等の方法により返還しなければなりません。

この返還金は，日本学生支援機構の予算において，その年度に貸与する奨学金の財源に繰入れられますので，後輩学生のためにも返還する必要があります。

また，不慮の疾病や災害または特別事情により，返還が困難になった場合は，願い出により，一定期間奨学金の返還が猶予されることがあります。

(イ) 在学中の返還猶予〔「在学届」の提出〕

新入生で，高等学校又は大学等で日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学生であった者は，奨学金貸与終了時に各学校等で配付された返還のてびきにとじ込みの「在学届」を提出しなければ返還猶予になりません。

「在学届」の提出により，正規の卒業（修了）年月まで返還が猶予されます。

学部入学者は、4月末日までに各学部教務掛に提出してください。

大学院入（進）学者は、4月末日までに所属研究科の奨学金担当窓口提出してください。

10月入学者は、各研究科の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

なお、予約奨学生は「進学届」を提出することにより返還が猶予されますので、「在学届」は提出する必要がありません。

② その他の奨学金

本学には、日本学生支援機構奨学金以外に、地方公共団体奨学金及び財団法人、民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金制度があります。

（ア）地方公共団体奨学金

- 学生センター経済担当で募集する団体は、限られています。
- 多くは大学では募集せず、保護者が居住している地方公共団体で募集していますので、市区町村の教育委員会に照会してください。
- 多くは日本学生支援機構奨学金と併用できないので、両方採用された場合はいずれか一方を辞退する必要があります。

（イ）民間団体奨学金

募集等の条件は、団体により種々異なります。採用者数も極めて限られており、4月から5月に集中しています。（主に学部1・2回生が対象）

- 学生センター経済担当で募集する奨学金には、給与又は貸与の両者があり、採用基準・採用数・金額なども異なります。

（金額は、概ね月額20,000円～50,000円です。）

- 採用された場合は、団体主催の奨学金授与式、団体独自の行事・合宿に参加する必要があります。
- 奨学金を貸与又は給与されたことにより、奨学生の進路を拘束されることはありません。

（3）小口短期貸付金（学生援助会）

学生援助会は、病気、不慮の事故、送金の延着、その他急な出費の場合に、無利子の貸付融資を行うものです。この貸付用の資金は本学関係者の寄附によるものです。

この貸付金は、あらかじめ父母兄弟又はこれに代わる者を保証人とする債務保証書を学生センター経済担当窓口提出しておかなければ利用できません。（ただし、10,000円の融資の場合は必要ありません。）申込用紙は同センターに備え付けています。

（ア）貸付金 1人1万円～5万円まで（1万円単位）

ただし、2万円以上は、事前に債務保証書の提出が必要です。

（イ）返済方法 1万円の場合は、1か月以内に一括返済。

2万円及び3万円は、4か月以内に一括返済又は、分割返済。

4万円以上は、6か月以内に一括返済又は、分割返済。

（ウ）申込方法 学生証及び印鑑を持参の上、学生センター経済担当窓口で午後4時00分までに手続きしてください。

（エ）融資方法 原則として申込日の翌日に交付します。

2 健康相談

学生生活の基盤はなんといっても健康です。京都大学の豊富な健康支援施設や制度を利用して、自分で自分の健康を管理することを心がけてください。

(1) 保健管理センター

保健管理センターは本学学生の健康の維持・増進を図る施設です。学校保健法，結核予防法，京都大学学生健康診断規程などに基づいて，定期および期間外の健康診断を行います。学生健康診断規程に定められているとおり，健康診断を受けなかった場合は当該年度に実施される試験を受けることができず，また就職，奨学金申請，教育・介護実習などに必要な各種の診断書等の発行を受けることもできません。実施期間内に必ず受けてください。健診結果について説明を受けたい場合は，結果表を持って下記の保健診療所を受診してください。

(2) 保健診療所

保健診療所は学内向けの医療機関で，本部キャンパス，桂キャンパス，宇治キャンパス，熊取キャンパスで開設されています。ちょっとした病気や健康相談でも気軽に受診できます。

① 診療科

本部診療所：内科，神経科（メンタル・ヘルス），皮膚科，眼科，耳鼻科，スポーツ整形外科

桂分室：内科と神経科（メンタル・ヘルス）

宇治分所：内科

熊取分室：内科

② 診療日及び診療受付時間

本部診療所：月曜日～金曜日 午前10時～午後0時30分，午後2時～午後4時30分

桂分室：火曜日～金曜日 午前10時～午後0時30分

宇治分所：木曜日 午前10時30分～午後0時15分

熊取分室：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

③ 休診日

土曜日，日曜日，国民の祝日，本学創立記念日，年末年始（12月29日～1月3日），学生・職員定期健康診断実施日（そのつど保健診療所掲示板および保健管理センター・ホームページに掲示）

④ 診療料金

学生の場合，相談や診察は無料ですが，検査や投薬は実費負担となっています。ただし，正課中に発生したケガに対しては，初回のみ治療を含めて無料です。また診断書は1通につき100円です（追加検査は実費）。

⑤ 所在地および電話番号

本部診療所：吉田キャンパス 京大正門西側（電話075-753-2404）

桂分室：桂キャンパス Bクラスター 福利棟2階（電話075-383-7308）

宇治分所：宇治キャンパス 本館2階（電話0774-38-4381）

熊取分室：熊取キャンパス 図書棟（電話0724-51-2308）

(3) 京都大学医学部附属病院

本学医学部附属病院では、次のとおり外来診療を行っています。

なお、健康診断は行っていません。

診療科：内科（血液・腫瘍内科，内分泌・代謝内科，循環器内科，消化器内科，呼吸器内科，免疫・膠原病内科，老年内科，糖尿病・栄養内科，総合診療科，神経内科，腎臓内科），外科，眼科，産科婦人科，小児科，皮膚科，泌尿器科，耳鼻咽喉科，整形外科，精神科神経科，歯科口腔外科，放射線科，麻酔科，脳神経外科，形成外科，核医学科，心臓血管外科，呼吸器外科

受付時間：午前8時30分から午前11時まで

休診日：土・日曜日，祝祭日，年末年始（12月29日～1月3日），京都大学創立記念日（6月18日）

(4) 京都大学学生健康保険組合（健保）

京都大学では、本学学生が、病気やケガにより学内の医療機関（保健診療所及び医学部附属病院）で治療等を受けた場合、学生相互に医療費を補助することを目的とした、「学生健康保険組合」を昭和25年から設置しています。

この保険組合は、学生の全員加入（外国人留学生は除く。）を建前としたもので、国民健康保険等の公的保険適用後の実費負担した医療費を更に補助給付する互助制度です。

1年間（4月～翌年3月）あたり500円の組合費を納めることで、1年間に支払った医療費の総額が1万円までは50%，これを超えた場合は、超えた額の10%が補助されます。また、入院の場合は、1年間に90日を限度として1日につき100円が補助されます（入院期間中の医療費については、補助の対象外）。組合費が安価な割には払い戻し率が高く、是非全員が加入されるようお勧めします。

なお、加入方法・加入受付期間・納入額と加入期間・医療費補助の請求方法は、以下のとおりです。

① 加入方法

入学手続きの際交付された郵便振替用紙で最寄りの郵便局へ所定の組合費を払込んでください。加入者には、払込金受領証を確認のうえ、「学生健康保険組合員証」を交付します。

② 加入受付期間

加入受付は、年に2回行っています。

加 入 期	加入受付期間	加 入 日	補 助 対 象 期 間
4 月期	3月1日～4月30日	4月1日	4月1日～翌年3月31日
10月期	9月1日～10月31日	10月1日	10月1日～翌年3月31日

③ 納入額と加入期間

組合費年額×加入期間（所定の修業年限）分を一括納入してください。

区 分		加入期間	納入額	備 考
学部	学 部	4年間	2,000円	※学部第3年次編入学・学士入学学生の納入額は、1,000円（2年間）になります。
	医学部（医学科）、薬学部（薬学科）	6年間	3,000円	
大学院	修士課程，専門職学位	2年間	1,000円	※転学部・過年度入学学生の加入につきましては、学生健康保険組合窓口で問い合わせ願います。
	博士課程，専門職学位	3年間	1,500円	
	医 学 研 究 科	4年間	2,000円	
	一 貫 制 博 士 課 程	5年間	2,500円	

④ 医療費補助の請求方法

医療費補助の請求にあたっては、次に留意して、手続きを行ってください。

なお、請求は、必ず受診した年度内に行ってください。年度が変わると補助を受けることができません。

(ア) 適用医療機関

- ◆京都大学保健診療所（P33頁参照）
- ◆京都大学医学部附属病院（歯科・口腔外科を除く）（P34頁参照）
- ◆上記医療機関から転院又は紹介された医療機関。

(イ) 適用医療費

病気やケガにより支払った医療費で、国民健康保険等の公的保険適用後に実費負担した医療費（院外処方箋の薬代を含む）に対して適用されます。

なお、病気やケガの治療以外の健康診断料及び文書料等は適用されません。

(ウ) 医療費補助請求方法

持参する物：学生証

学生健康保険組合員証

医療費の領収書（領収書が他に必要な場合は、コピーも併せて提出）

学外医療機関への転院・紹介の場合はそれらを証明する書類（コピー）

請 求 窓 口：學生健康保險組合窓口 [電話 075-753-2534]

※時計台記念館西側の赤レンガ建物1階 学生センター生活担当

受付日時：月・水・金曜日の10：00～12：00、13：00～16：30

※4月全日、夏季・冬季休業中、授業休止日（創立記念日、11月祭、大学入試センター試験）の受付は行っていません。

(工) 医療費補助額

4月から翌3月までに実費負担した医療費が	10,000円まで	50%
	10,000円を超えた分	10%

入院の場合は、1日につき100円（年間90日を限度）を補助しますが、入院期間中の医療費については、補助の対象となりません。

(5) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険

学生が安心して教育・研究活動を行い、生き生きとした学園生活を過ごすためには、傷害保険への加入は不可欠であると言えます。

学研災は、学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される補償救済制度として、大学関係者の強い要望により昭和51年に発足した傷害保険制度です。学生を対象にした傷害保険は他にもありますが、学研災は、大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり、保険料も

低額に設定されています。また、実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたって、学研災への加入が必要になる場合があります。インターンシップ、教育実習、介護等体験の履修にあたっては、受入先が学研災及び学研災付帯賠償責任保険への加入を求めるケースが増えてきています。

京都大学として学研災への加入を強く勧めています。学生対象の傷害保険未加入者は、必ず加入してください。

加入方法、保険料と保険期間、保険金の種類と支払保険金、保険金が支払われる場合等は、次のとおりです。

① 加入方法

入学手続きの際に交付された郵便振替用紙で最寄りの郵便局へ所定の保険料を払い込んでください。

なお、本保険は保険証券が発行されませんので、「払込金受領証」を保管しておいてください。

② 保険料と保険期間

a. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）

	1年分	2年分※	3年分	4年分	5年分	6年分
文系	1,350円	2,500円	3,700円	4,800円	5,900円	
理系	1,600円	2,900円	4,250円	5,500円		7,800円

◎文系の学部・研究科

【4年分】文学部，教育学部，法学部，経済学部，総合人間学部（文系）

【修士：2年分／博士：3年分】文学研究科，教育学研究科，法学研究科，経済学研究科，人間・環境学研究科（文系），地球環境学舎（文系），公共政策教育部，経営管理教育部

【5年分】アジア・アフリカ地域研究研究科

◎理系の学部・研究科

【4年分】理学部，薬学部，工学部，農学部，総合人間学部（理系）

【修士：2年分／博士：3年分】理学研究科，医学研究科（医科学専攻，社会健康医学系，人間健康科学系専攻），薬学研究科，工学研究科，農学研究科，人間・環境学研究科（理系），情報学研究科，エネルギー科学研究科，生命科学研究科，地球環境学舎（理系）

【1年分】医学研究科（社会健康医学系専攻MCRコース）

【2年分】医学研究科（社会健康医学系）

【博士：4年分】医学研究科

※【2年分】学部3年次編入学（文系：法学部，経済学部 理系：工学部）

b. I 学生教育研究災害傷害保険【医学部医学科】（注1）

	1年分	2年分※	3年分	4年分	5年分	6年分
医学部医学科	1,200円	2,100円	3,050円	3,900円	4,700円	5,700円

（注1）医学部医学科は別途に学研災付帯学生生活総合保険または学生総合補償制度に加入して下さい。

II 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（医学賠）【医学部保健学科】

	1年分	2年分※	3年分	4年分
医学部保健学科	2,000円	3,700円	5,450円	7,100円

※3年次編入学者

c. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（法科賠）【法科大学院】

	1 年分	2 年分※	3 年分
法科大学院	3,950円	7,700円	11,500円

◎法科大学院生

d. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）【研究生等】

	文 系	理 系
1年分	1,350円	1,600円

◎研究生，科目等履修生，聴講生，
日本学術振興会特別研究員

（注2）保険料（保険期間）は，所定の修業年限です。第3年次編入学，学士入学，転学部，過年度入学学生の保険料（保険期間）については，学生センター生活担当窓口へお問い合わせ下さい。

（注3）総合人間学部(文科系)学生で，副専攻に理科系を選択する予定の学生は，理科系(4年間5,500円)で加入して下さい。

③ 保険金の種類と支払保険金

担 保 範 囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医 療 保 険 金	入院加算金
正 課 中 学 校 行 事 中	2,000万円	90万円～3,000万円	治療日数（通院4日以上） 6千円～30万円	1日につき 4千円 (180日を限定)
通 学 中 学校施設等間移動中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院7日以上） 1万5千円～30万円	
本学施設内にいる間 課 外 活 動 中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院14日以上） 3万円～30万円	

④ 保険金が支払われる場合

詳しくは，入学手続き時に交付，もしくは窓口に設置する「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照願います。

(ア) 正 課 中

講義，実験・実習，演習又は実技による授業（以上を総称して，以下「授業」）を受けている間。

なお，授業には，①指導教員の指示に基づき，卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間（ただし，私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く），②指導教員の指示に基づき，授業の準備若しくは後始末を行っている間，又は授業を行う場所，大学の図書館，資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間を含みます。

(イ) 学校行事中

大学が主催する入学式，オリエンテーション，卒業式など教育活動の一環としての各種行事に参加している間。

(ウ) (ア) (イ) 以外で大学施設内にいる間

大学が教育活動のために所有，使用又は管理している施設内（各構内の校門間の公道を含む）にいる間。ただし，学生寄宿舍にいる間，大学が禁じた時間若しくは場所にいる間，又は禁じた行為を行っている間を除きます。

(エ) 課外活動中

学校施設内外において，大学の規則に則った所定の手続きにより，大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし，危険なスポーツを行っている間を除きます。

(オ) 通学中及び学校施設等間移動中

大学の授業等，学校行事又は課外活動へ参加するため，合理的な経路および方法により住居と学校施設等との間を往復する間，又は学校施設等間を相互に移動する間。ただし，経路を逸脱した場合等は含まれません。

(カ) 付帯賠償責任保険（学研賠）

保険金額は対人賠償1名1事故1億円限度（免責金額5,000円），対物賠償1事故250万円限度（免責金額5,000円）で，Ⅰ．正課中，Ⅱ．学校行事中，Ⅲ．教育実習中，Ⅳ．介護体験活動中，Ⅴ．インターンシップ中，Ⅵ．ボランティア活動中及びこれらの往復途中での賠償責任事故を対象とします。詳しくは「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照願います。

⑤ 保険金請求の手続き

(ア) この保険で対象となる事故が生じた場合には，速やかに学生センター生活担当窓口で「事故通知はがき」を受け取り，必要事項を記入の上，保険会社に郵送します。（事故の日から30日以内に通知がない場合には保険金が支払われない場合があります。）

(イ) 完治後の請求手続きは，学生センター生活担当窓口で「保険金請求用紙」を受け取り，必要事項を記入の上（診断書または治療状況申告書等の書類を添付），学生センター生活担当窓口へ提出します。

⑥ 異動（転部・退学・休学）の手続き

(ア) 転学部をした場合，保険料が変更となる場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

(イ) 退学した場合，保険料の返還請求を行える場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

(ウ) 休学した場合，休学の期間に応じて保険料が返還される場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

担当窓口：学生センター生活担当（電話 075-753-2533）

上記のほかに学生生活全般を補償する学研災付帯学生生活総合保険や大学生協学生総合共済もありますので，詳しくは学生センター生活担当までお問い合わせ下さい。

3 就 職 相 談

就職活動における悩みや不安などについて相談・助言できるよう各学部・研究科等では就職担当教職員が、キャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーなど専門の相談員が学生の就職や進路に関する相談に応じています。

なお、キャリアサポートセンターでは、本学における学生の就職に関する調査統計等も行っており、毎年発行している「就職のしおり」及びキャリアサポートセンターホームページに掲載しています。

キャリアサポートセンター利用のすすめ

キャリアサポートセンターは学生の就職活動を支援することを目的としており、求人票やOB・OG名簿等の情報・資料を各種取り揃えて提供しているほか、就職ガイダンス、企業ガイダンス、国家公務員本府省業務説明会等を開催しています。

なお、キャリアサポートセンターにある就職関連図書や面接ビデオ等については貸出も行っていますので、気軽に来室して利用してください。

詳細については、キャリアサポートセンターのホームページ（http://www.kyoto-u.ac.jp/student/04_syu/career.htm）及び掲示板を参照してください。

- 場 所 工学部8号館1階
- 利用時間 平日 午前9時～午後5時
- 施設内容
 - ・ 情報検索用パソコン（インターネット接続）
情報関連サイト集の閲覧，各企業HPの閲覧が可能
 - ・ 複写機（生協プリペイドコピーカード使用）
 - ・ 求人情報個別ファイル
求人票，募集要項，企業案内等のファイル，企業在籍卒業生名簿
 - ・ 就職関連図書
会社四季報，会社年鑑，教員採用試験参考書，資格試験参考書等
 - ・ 雑誌
就職ジャーナル，受験ジャーナル，教員試験，リクルートブック等
 - ・ 面接ビデオ，企業セミナービデオ（貸出用）
 - ・ その他資料請求ハガキ等

キャリアサポートセンターでは、次のようなことを行っています。

- ・ 就職ガイダンス等の企画及び実施
- ・ 就職資料の収集・保存
- ・ 就職相談
- ・ 求人先の開拓及び情報の収集
- ・ メールマガジンの配信（登録制）
- ・ その他就職に関すること

「就職相談室」

就職情報企業の相談員が、みなさんの就職や進路に関する相談に対応します。

○利用日時

- ・ 平日の午後2時～午後5時

開室日等の詳細は、キャリアサポートセンターのホームページを参照してください。

○利用方法

- ・ 一人一回20分程度で、予約制とします。
- ・ 希望者はキャリアサポートセンターで予約してください。

就職活動や進路における悩みや疑問など何でも相談してください。

4 その他の相談

(1) カウンセリングセンター

京都大学に籍を置く、学生、教職員のための、総合的な相談機関です。修学上あるいは学生生活上の悩み、さまざまな人間関係の悩みなど、どのような悩みや苦しみについての相談にも、学生相談、心理相談の専門スタッフが応じています。秘密は絶対に守られますので、実り豊かな学生生活のために、日々の充実のために、気軽に、安心してご利用下さい。こんなことを相談に行ってよいのだろうかと思うような時にもぜひ一度訪ねてみて下さい。

①相談のご案内

◆たとえばこんな時に

学生生活上の様々な悩みの相談に応じています。

- ・人間関係について悩んでいる
- ・自分の性格について考えてみたい
- ・異性とのつきあい方や性のことで悩んでいる
- ・どういうわけか研究にやる気がでない
- ・進路を変更しようか迷っている
- ・気持ちが落ち込んだり不安になることがあって苦しい
- ・指導教員から嫌がらせをうけている
- ・自分の可能性や適性を知りたい
- ・その他どのようなことでも

◆相談申し込みの方法

センターまで直接来室されるか、電話にて申し込んで下さい。手紙やファックス・電子メールでも受け付けます。手紙、ファックス、電子メールの場合、所属、氏名ならびに連絡先を必ず明記して下さい。折り返し連絡します。(相談の秘密は守られます)。

◆場所および連絡先

カウンセリングセンターは、本部キャンパス、附属図書館の南側にある赤レンガの建物の1階、西の端にあります。なお、桂キャンパスにもカウンセリングセンターの分室があります(週1回開室)。いずれに関しても下記にご連絡・お問い合わせ下さい。

住所：606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学カウンセリングセンター

電話：075-753-2515

ファックス：075-753-2594

電子メール：counseling@www.adm.kyoto-u.ac.jp

◆受付時間

原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで

◆スタッフ

心理学(臨床心理学、相談心理学、青年心理学など)を専門とするスタッフが相談に当たります。

センター長	青木 健次 教授		
カウンセラー	青木 健次 教授	カウンセラー	千原 雅代 非常勤講師
	杉原 保史 教授		平田富美子 非常勤講師
	村上嘉津子 助教授		康 智善 非常勤講師
	中川 純子 講師		多田 昌代 非常勤講師

②ハラスメントについて

もしあなたが、ハラスメントを受けていると感じているなら、一人で悩まず、誰か信頼できる人に相談することが必要です。また、あなたの周囲でそういう事態を見聞きしたという場合も同様です。

相談しようとする人は、当該部局のハラスメント相談窓口相談することも、カウンセリングセンター内のハラスメント相談窓口相談することもできます。

これらの相談窓口では、相談する人の意向を尊重し、解決の方向性を探ります。相談する人はこれらの窓口を通じて、各部局の人権委員会ないしは、全学のハラスメント専門委員会に申し立てをすることができます。人権委員会またはハラスメント専門委員会はその申し立てを受けて、調査・調停を行い可能な対応を実施します。

ハラスメントに当たるのかどうかよく分からないような場合でも、何か気がかりなことがあれば、カウンセリングセンターに問い合わせて下さい。他の相談でもそうですが、相談者のプライバシーには万全の注意を払いますので、安心して相談して下さい。

(2) 身体障害学生相談室

本学では、身体に障害があって、修学上様々な悩みや相談ごとをかかえる学生の相談に応じるため、身体障害学生相談室を設けています。

相談室には、各学部等から選出された教員による管理運営委員会が置かれています。

視覚、聴覚や肢体に障害があったり、病弱などの理由で、修学や学生生活を送る上で、支障を感じたり、進路上の相談ごとがあったときには、学部の教務掛または学生部教務課に申し出てください。相談室の先生方と一緒に相談に応じます。

(3) 留学生相談室

国際交流センターでは留学生の悩み等の相談のため「留学生相談室」を開設しております。

場所：留学生相談室

電話・FAX：753-2527

E-mailによる相談（随時）

- 1) i53272@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp : 大東教授
- 2) kawai@intl.mbox.media.kyoto-u.ac.jp : 河合助教授
- 3) ab-counsel@www.adm.kyoto-u.ac.jp : 白石相談員

(4) スポーツ指導・相談室

本学では、学生の健康や体育活動に対する指導や助言を行う専門機関として「スポーツ指導・相談室」

を学生部棟内に設けています。運動部学生，一般学生を対象として，健康づくりのための運動の実施方法や競技力向上のためのスポーツ活動の内容・方法について，以下のような専門的な相談・支援を行っています。運動部の方だけでなく，個人としてプロスポーツ競技者を目指している方や，生活習慣病予防のための運動プログラムの相談をしたい方々の来室も歓迎します。

① 活動内容

- ・健康・体力づくり相談，および運動処方への提示
- ・基礎体力向上，競技力向上のための専門的なトレーニング相談
- ・クラブ運営，初心者指導法，リーダー育成方法などの現場指導
- ・スポーツ障害に関する相談
- ・生活設計，栄養，リハビリテーションに関する相談
- ・運動施設や用具に関する案内と相談
- ・健康，体力づくりに関連した参考文献や資料の紹介
- ・登山実習，海浜実習および救急看護法の講習会などの企画運営

② 相談受付

相談室（電話：075-753-2558または753-9356，e-mail：i52098@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp），または学生センター課外担当（電話：075-753-2513～2514，e-mail：ssens562@mail.adm.kyoto-u.ac.jp）で相談日時を予約して下さい。来室による相談日時は，火曜日と金曜日の午前10時から午後4時までです。また，桂キャンパス保健管理センターでも指導・相談を行っていますので，お問い合わせ下さい。

③ 相談担当者

田中真介助教授（高等教育研究開発推進センター）

（5）メールによる学生相談

学生センターでは，学生生活に関する相談や質問をメールにより受け付けています。

- ◆相談の際の個人情報他は他の目的には使用しません。
- ◆相談内容の秘密は守ります。
- ◆相談内容によっては，回答できないものや他の相談窓口をご紹介します場合があります。
- ◆相談のメールには必ず学生番号と氏名を明記してください。

（相談受付アドレス） wsens565@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

問い合わせ先：学生センター生活担当 TEL 075-753-2533

Ⅳ 課 外 活 動

- 1 課外活動団体
- 2 課外活動施設
- 3 大学行事
- 4 その他の課外活動関連
- 5 「学生ボランティア」学校サポート事業
- 6 学生表彰制度
- 7 キャンパスメンバーズ

1 課外活動団体

大学教育における人間形成は正課教育をとおして行われることは言うまでもありませんが、学生が自主的、自立的に行う文化的、体育的な集団活動は豊かな情操と健全な心身を育成する人間形成のうえで、必要不可欠なものと考えられます。

学生諸君は、この限られた学生生活の中で、各自の個性と条件等に合った団体に参加することにより学園生活はより明るく潤いのあるものとなることでしょう。

団体に加入しようとする場合は、直接その団体に申し出てください。

以下の団体（平成18年度全学公認団体（平成18年12月1日現在））についての連絡先等は学生センター課外担当にお尋ね下さい。

（1）文化系サークル団体（102団体）

音楽交響楽団	書道部	野生生物研究会
軽音楽部	能楽部観世会	都市公害問題研究会
音楽研究会	能楽部宝生会	環境ネットワーク4Rの会
合唱団	能楽部金剛会	環境サークル・えこみっと
グリークラブ	能楽部狂言会	社会科学研究会
アカベラサークル・CRAZY CLEF	心茶会	E. S. S.
ギタークラブ	落語研究会	エスペラント語研究会
マンドリンオーケストラ	囲碁部	児童文学研究会・紙風船
吹奏楽団	将棋部	点訳サークル
リコーダー同好会	奇術研究会	グッドサマリタンクラブ
E. M. B. G.	キリスト者学生会	手話サークル
軽音サークル・こんぺいとう	基督教共助会	さいもんめ
軽音サークル・ZETS	平和哲学研究会	放送局・KUBS
吉田音楽製作所	古典に学ぶ会	現代社会研究会
アンブラグド	原理研究会	アジア連帯！学生キャンペーン
民族舞踊研究会	クイズ研究会	刑事法研究会
舞踏研究会	ロールプレイングゲーム研究会	探検部
アマチュアダンスクラブ	S F 研究会	有機農業研究会
叡風会	唯物論研究会	学生平和委員会
千鳥体	京大に在籍する在日韓国・朝鮮人学生の集い	人権研究センター
劇団ケッペキ	韓国文化研究会	ユネスコ学生クラブ
劇団遊劇会	韓国人留学生会	ユニセフクラブ
劇団ペーパームーンシアター	京都大学留学生会	アイセック
映画部	アフリカ研究会	京都大学MPI（経営・政策勉強会）
映画文化研究会	京都ムスリム協会	京都大学かるた会
シネマ研究会	歴史研究会	京都大学きのこじき
雪だるまプロ	地理同好会	京都大学自然農法研究会
漫画研究部	鉄道同好会	京都大学ボランティアサークルAile
アニメーション同好会	バス研究会	西部講堂連絡協議会
創作サークル「名称未定」	天文同好会	文化サークル連合会
美術部	機械研究会	11月祭全学実行委員会
美術研究会	粹な科学の会	京都大学新聞社会
陶芸部	生物科学の会	京大学生新聞会
写真部	ころぼっく	応援団

(2) 体育団体

体育団体には、「体育会」所属の団体と体育会に所属していない団体があります。体育会は学生のスポーツ振興とその発展向上に努めるとともに、体育会所属の各運動部の総括部活動の援助、体育行事の開催、レクレーション施設の運営、一般学生会員に対する運動用具の貸し出しなどの事業を行っています。

体育会が一般会員に貸し出す運動用具は、卓球、野球、バトミントン、バレーボール、スキー等の用具やテント等です。これらの用具を借りたい場合は、体育会事務室に申し込んで下さい。(TEL753-2574)



ボート部



アーチェリー部



バスケットボール部

① 体育会所属の運動部 (48団体)

合気道部	アイスホッケー部
アーチェリー部	アメリカンフットボール部
居合道部	ウインドサーフィン部
ウェイトリフティング部	カヌー部
空手道部	弓道部
グライダー部	剣道部
硬式庭球部	硬式野球部
ゴルフ部	サイクリング部
サッカー部	山岳部
自転車競技部	自動車部
柔道部	準硬式野球部
少林寺拳法部	水泳部
スキー競技部	スピードスケート部
相撲部	ソフトテニス部
ソフトボール部	体操部
卓球部	馬術部
バスケットボール部	バドミントン部
バレーボール部	バレーボール部
ハンドボール部	フィールドホッケー部
フィギュアスケート部	フェンシング部
ボウリング部	ボート部
ボクシング部	ヨット部
ライフル射撃部	ラクロス部
ラグビー部	陸上競技部

体育会所属運動部の紹介、入部手続及び体育会活動案内等については、体育会行の「濃青」(入学時体育会配布)を参照してください。

② 体育会に所属していない体育系団体（37団体）

京 都 を 歩 く 会	スキー同好会・スノーパンサー	東 洋 医 学 拳 法
散 策 の 会	基礎スキークラブ・ラスカル	太 極 拳 同 好 会
オリエンテーリングクラブ	青 城 サ ッ カ ー ク ラ ブ	円 和 道 部
ワンダーフォーゲル部	B R E E Z E	ソフトボール同好会・プレッシャーズ
フリークライミングクラブ	飛 翔 会	卓 球 同 好 会
神 陵 ヨ ッ ト ク ラ ブ	持 久 走 同 好 会	バドミントンサークル・レモンスカッシュ
硬 式 庭 球 同 好 会	メイプル・バスケットボール同好会	アルバトロスゴルフ同好会
硬式庭球同好会・フリーク	バスケットボールサークル・フリークラブ	アウトドアサークル・DOWN HILL
テニスサークル・フレイムショット	バスケットボールサークル・L.E.D.	バードマンチーム・シューティングスターズ
テニスサークル・KIDDY KIDS	バレーボールサークル・JUSTICE	京 大 フ ィ ッ シ ン グ チ ー ム
テニスサークル・JUST OUT	剣 道 同 好 会 ・ 指 薪 会	チアリーディングサークル TREVIS
ソ フ ト テ ニ ス サ ー ク ル	天 之 武 産 合 気 会	
京 大 T. C. T	空 手 同 好 会	

（３）その他の団体（3団体）

大学院生協議会

生活協同組合組織部学生委員会

学生自治会同学会

学生自治会同学会（全学自治団体）は、会員の自治により、学問の自由、学園の自治、民主主義を守りつつ、会員の文化体育活動の育成と社会経済的諸条件の改善を通じて、学生生活全般の発展向上を図り、あわせて恒久平和と人類の福利増進に寄与することを目的にしています。

（４）全学公認団体結成手続き（体育会所属団体及び学部限りの団体を除く）

「京都大学学内団体規程」に基づき、結成、または更新の申請をします。

新規に全学公認団体になるには、既設の公認団体に同じ設置目的がないこと、顧問教員を置き、学生部で３年間の活動実績が公認団体に値すると判断する必要があります。既に結成公認済みの団体は、毎年５月15日までに更新を申請します。

（５）メールボックスについて

学生センター課外担当に全学公認団体宛の郵便物や学生センター課外担当からの連絡事項等を入れるメールボックスが置いてあります。

一週間に一度は必ずボックスを確認に来て下さい。

2 課外活動施設

部 室
西部構内58室 北部構内11室 吉田南構内6室 学生集会所12室 その他4室

(1) 課外体育施設

課外体育施設の利用については、体育会事務室（電話753-2574）に問い合わせして下さい。

また、吉田南構内の体育施設については、共通教育推進部共通教育教務掛（電話753-6510）に問い合わせして下さい。

① 北部構内

グラウンド（夜間練習の為の照明設備設置）
ラグビー・フィールドホッケー・サッカー・ハンドボール・アメリカンフットボール ラクロス・陸上競技・エアライフル射撃・ゴルフ・ウェイトリフティング
トイレ・シャワー棟
男子トイレ・更衣室・シャワー 女子トイレ・更衣室・シャワー
北白川スポーツ会館（学生合宿所）鉄筋2階建 定員90名
宿泊室6室・ミーティングルーム・トレーニングルーム・シャワー室
馬 場
厩舎・馬場・管理棟



北部構内グラウンド

② 吉田南構内

グラウンド
硬式野球・準硬式野球・ソフトボール
テニスコート
オムニコート6面

③ 西部構内

総合体育館
ハンドボール・バスケットボール・バレーボール・バトミントン・卓球・体操・柔道 居合道・剣道・空手道・合気道・少林寺拳法・ボクシング・フェンシング・バーベル 各種トレーニング
プール（日本水泳連盟公認プール）
50メートル・8コース
西部講堂
西部講堂の使用については、西部講堂連絡協議会（電話751-9373）に問い合わせして下さい



総合体育館



プール

④ 旧京都織物構内

バレーコート クレイコート 2 面
硬式テニスコート クレイコート 6 面
弓道場
アーチェリー場
相撲場

⑤ 宇治総合グラウンド

ラグビーグラウンド（夜間照明設備）
サッカーグラウンド
宇治学生合宿所 （木造2階建 定員33名）
居室3室 食堂 更衣室 シャワー室

⑥ その他

石山艇庫・ボート部合宿所
ボート部（大津市螢谷）
瀬田艇庫
カヌー部（大津市瀬田）
大津ヨット艇庫
ヨット部（大津市鏡ヶ浜）
元田中スポーツ会館
アメリカンフットボール部クラブハウス（左京区田中大久保町）

(2) 学外の施設

① 白馬山の家

長野県白馬杵池高原にあり，夏から秋にかけてはトレッキングなどで自然を満喫でき，冬から春には近くにある杵池高原スキー場で初心者から上級者までスキーやボードが楽しめます。施設は地上2階・地下1階建てで，1階が食堂兼談話室，2階が寝室，地下が浴室・乾燥室となっています。

施設名	白馬山の家（木造2階建 定員26名）
所在地	長野県北安曇郡小谷村大字千国 TEL 0261-83-2405
交通	JR大糸線「白馬大池」下車 バス「親の原」下車徒歩15分
申込先	総合体育館体育会事務室 TEL 075-753-2574 利用の1週間前までに申し込むこと
利用料金	体育会会員 2,000円 非会員2,600円（冬季暖房費300円）
開設期間	7月10日～10月31日 12月10日～5月5日



白馬山の家

② 白浜海の家

南紀白浜の瀬戸臨海実験所内にあり，前がすぐ海へと続いています。海水浴はもちろんウインドサーフィンに利用でき，近くには温泉や観光名所がたくさんあります。

施設名	白浜海の家（木造平屋建 定員30名）
所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町 TEL 0739-42-2033
交通	JR紀勢本線「白浜」下車 バス「臨海」下車徒歩3分
申込先	総合体育館体育会事務室 TEL 075-753-2574 利用の1週間前までに申し込むこと
利用料金	体育会会員 1,700円 非会員2,300円
開設期間	通年（ただし12月29日～翌年1月3日を除く）

③ 笹ヶ峰ヒュッテ

新潟県営の広大な放牧地の中の、標高1330メートルの高原にあり山岳部の登山練習や山岳スキー練習の拠点として利用されています。平成11年度に建物は全面改築され、装いも新たに生まれ変わりました。

施 設 名	笹ヶ峰ヒュッテ（木造3階建 定員20名）
所 在 地	新潟県中頸城郡妙高高原町大字杉野沢字柄沢3301
交 通	JR信越本線「妙高高原」下車 バス「京大ヒュッテ」下車すぐ
申 込 先	体育会山岳部にお問い合わせください。 利用の1週間前までに申し込むこと
利 用 料 金	学生 1,500円（食事は自炊）
開 設 期 間	8月9日～24日 10月4日～13日（2006年度）

④ 志賀高原京大ヒュッテ

志賀高原の中心部蓮池にあり立地条件にも恵まれ、冬のスキーはもちろん、夏山登山にも数多く利用されています。

施 設 名	志賀高原京大ヒュッテ（木造2階建地下1階 定員34名）
所 在 地	長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 TEL0269-34-2105
交 通	長野電鉄バス志賀高原行き「蓮池」下車 志賀高原バス「信大植物園」下車
申 込 先	体育会スキー競技部 または現地直接 TEL 0269-34-2105 利用の1週間前までに申し込むこと
利 用 料 金	学生 夏季3,500円 冬季5,000円（食事代別）
開 設 期 間	通年（一部休業日有り）

3 大学行事

(1) 11月祭

数ある大学行事の中でも，最大の学生イベントは，やはり大学祭です。

京都大学では，11月祭と称して毎年11月下旬に実施され，例年，大学学生，一般市民等約3万人が参加し，日常の研究成果の発表や講演会，映画，音楽，展示会，模擬店等々がキャンパス一帯で繰り広げられます。

11月祭は今年で49回目を数えます。



(2) 課外教養の行事

本学では，学生の教養を高め豊かにすることを目的とし正課外に次のような文化関係諸行事を実施していますので，積極的に参加してください。これらの行事の案内は「京大広報」・HPの一般掲示板・学内の公用掲示板等によって行います。

① 音楽会

本学の創立記念行事として，毎年「京都大学創立記念日（6月18日）」前後に，著名な音楽家等を招き京都コンサートホールで音楽会を開催しています。2007年は6月15日（金）の予定です。

② 能楽鑑賞会

毎年12月上旬，（財）片山家能楽・京舞保存財団の協力による能及び狂言の鑑賞会を京都観世会館で開催しています。



音楽会

能楽鑑賞会

4 その他の課外活動関連

(1) 課外活動用物品の貸出

全学公認団体が日常の課外活動を行う際の貸出物品として、下記の物品を揃えています。希望団体は事前に学生センター課外担当（TEL 753-2514）まで申し出てください。

貸出物品
テント・長机・パイプ椅子・ハンドマイク・マイクセット・ビデオプロジェクター・OHP スライドプロジェクター・ビデオカメラ・三脚・スクリーン・暗幕・ドラムコード等

(2) 団体運賃割引証明書

課外活動のため、学生8人以上で旅行（全員が発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で乗車）する場合、JR線の団体乗車券を購入できます。団体旅行申込書（旅行業者備え付け）に参加する学生名簿を添え、証明書交付願（大学備え付け）に必要事項を記入し、学生センター課外担当へ申し込んでください。

(3) 課外活動のための諸証明

課外活動のための証明書（たとえばゴルフ場利用証明書）が必要な場合は、学生センター課外担当で相談して下さい。

(4) お願い

西部構内の駐車は、本学学生の課外活動用や生活協同組合店舗への商品搬入等に限られていますので、これ以外の目的では駐車しないでください。

5 「学生ボランティア」学校サポート事業

京都市教育委員会との事業協定に基づき、高い専門知識・技能を持った学生、身近な教育現場に積極的に関わりたい学生、教職を目指す学生を市立学校・幼稚園等に学生ボランティアとして派遣します。

派遣された学生は、受け入れ市立学校・幼稚園等関係者の指示・助言の下、各教科や部活動の指導補助など教育活動の支援を行います。

詳細は、本学HPの学生生活を参照又は学生部学生課（753-2504、753-2588）まで問い合わせてください。

6 学生表彰制度

本学学生で、学習と研究の結果生まれた優れた成果、課外活動で全国的規模の大会や審査会等における優秀な成績、ボランティア活動等優れた社会貢献で高く評価され、併せて本学の名誉を著しく高め他の学生の範となった個人又は団体、その他「京都大学総長賞」に相応しい学生又は団体を対象に「京都大学総長賞」を授与し表彰します。

表彰対象者の推薦と決定は、学生課から各学部・研究科、全学学生公認団体等広く推薦を依頼し、学生表彰選考委員会の審査を経て、総長が決定します。

詳細は、学生表彰規程（本便覧関係諸規程に掲載）・本学HPの学生生活を参照、又は学生課（753-2504, 753-2588）まで問い合わせてください。



7 キャンパスメンバーズ

京都国立博物館・奈良国立博物館との連携を図り、両博物館が所蔵する文化財を核として文化や歴史を学ぶ場を学生に提供することを目的とした会員制度です。本制度により本学学生証を提示すると、両博物館の平常展が無料で観覧できます。詳細は、本学HPの学生生活に掲載されています。

V 福 利 厚 生

- 1 住居
- 2 アルバイト
- 3 福利厚生施設

1 住 居

(1) 学生寄宿舍

本学には学生寄宿舍として次の4寮があります。

吉 田 寮 熊 野 寮 女 子 寮 室 町 寮

① 各寮の概要

	吉 田 寮	熊 野 寮	女 子 寮	室 町 寮
所 在 地	〒606-8315 左京区吉田近衛町	〒606-8393 左京区東竹屋町50	学生センター生活担当まで 問い合わせてください。	〒602-0001 上京区竹園町7-1
電話番号	075-753-2537・2538	075-751-4050・4051		075-431-8888
収容定員	147名	422名	35名	19名
対象学生	本学学生	本学学生	本学学部女子学生	本学大学院生
建築年度	大正2年	昭和39・40年	昭和33・34年	昭和17年
建物構造	木造2階建（3棟）	鉄筋コンクリート4階建 (3棟)	木造モルタル2階建 (2棟)	木造2階建（1棟）
居室様式	和式8畳～10畳 (26室) 和式6畳～7.5畳 (95室)(個室はありません)	洋式30㎡ 84室 (4人部屋) 洋式15㎡ 43室 (2人部屋)	洋式13㎡ 16室 (2人部屋) 洋式9㎡ 3室 (1人部屋)	和式8畳 1室 和式6畳 6室 和式4畳 12室 (いずれも1人部屋)
付属施設	図書室・舎友室・娯楽 室・応接室・シャワー 室	食堂・談話室・図書 室・会議室・音楽室	静養室・応接室・裁縫 室・自炊室・浴室・談 話室・図書室	談話室・自炊室
寄 宿 料 (月 額)	400円	700円	400円	400円
通学時間	徒歩 約5分	徒歩 約15分	徒歩 約7分	市バス 約20分

② 入寮募集

募集人員 各寮とも欠員数に応じた人員を募集します。

募集時期 原則として年度初め（大学入試時）に募集しますが、欠員が生じたときには追加募集を行うことがあります。

※募集案内は、入試の当日に各門において各寮の寮生が配布しています。

出願書類 各寮で作成した出願書類（所定用紙）を提出してください。

- 入寮届
- 出願参考書類（親の所得証明等）
- 市区町村長の証明書（家族関係、納税等）

願書受付場所 各寮

担当窓口：〔学生センター生活担当 TEL 075-753-2539・2540〕

③ 諸 経 費

◎寄宿料

寄宿料は、当月分を毎月10日までに納めてください。

なお、月の途中において入寮を許可された場合は、許可のあった日から10日以内に納めてください。

◎光熱水料

光熱水料は各寮によって異なりますが、現在のところ月額2,000～3,500円です。

◎その他諸経費の納付方法は、各寮によって異なるので、各寮自治会の指示に従ってください。

(2) 下宿・アパート等

学生センター生活担当では、下宿・アパート等を紹介しています。

風呂は無く、台所・トイレも共同ですが、その分、部屋代が安価で、4.5畳で15,000円、6畳で20,000円前後のものを紹介しています。

物件は学生センター生活担当の掲示板（屋内）に掲示していますので、紹介を希望する学生は学生証持参のうえ、学生センター生活担当まで申し出てください。

なお、京都大学生生活協同組合（62ページ参照）でも、下宿・アパート、マンション等の紹介を行っています。

2 アルバイト

学生センター生活担当では、主に家庭教師・祭礼等のアルバイトを紹介しています。

大学生生活の中心は勉学にあり、余暇は自習や課外活動のための貴重な時間であることを十分認識して、アルバイトは最小限にとどめるよう心がけてください。

なお、紹介するアルバイトの申込み方法は、次のとおりです。

(1) 家庭教師

家庭教師の求人があれば、学生センター生活担当の掲示板（屋外）に掲示します。申込み受付は、毎週火・木曜日の午後2時35分に行いますので、希望者は、学生証持参のうえ、掲示板前に集合してください。希望者が複数の場合は、抽選を行います。

なお、申込みにあたっては、指導科目、学年、指導場所（求人先住所）等の諸条件を熟考のうえ、責任をもって指導できる自信がある場合のみ申し出てください。

また、申込み受付日に希望者がなかった場合は、学生センター生活担当の掲示板（屋内）に掲示し、学生センター生活担当窓口で随時、受付を行います。

(2) 祭礼

祭礼アルバイトは、京都の三大祭（葵祭、祇園祭、時代祭）等で、行列に参加したり、山車を引いたりするもので、学生生活の思い出にもなり、学生に好評のアルバイトです。

求人があれば、学生センター生活担当の掲示板に掲示します。先着順に受け付けますので、希望者は、学生証持参のうえ、学生センター生活担当窓口へ申し出てください。

なお、求人は、主に男子学生対象で、4月・9月に集中しています。

(3) 学内のアルバイト

実験補助・事務補助等の学内のアルバイトについては、連絡先を学生センター生活担当の掲示板に掲示しますので、直接連絡してください。

その他のアルバイトについては京都大学生生活協同組合で紹介（時計台地下掲示板）しています。

また、インターネットによる紹介を下記アドレスにて行っています。利用してください。

- ・京都大学生生活協同組合 <http://www.s-coop.net/arbeit>
- ・京都大学アルバイト紹介システム <http://www.aines.net/kyoto-u>

下記の表は学生アルバイトには好ましくない職種です。これは近畿の各大学において統一されたアルバイト職種の基準です。アルバイトを行う際に参考にして下さい。

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 項
危険を伴うものの	プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む） 自動車、単車の運転、自転車による重量物（30kg以上）の配達 線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理） 土木・水道工事等の現場作業 建築中の現場作業、建物崩壊、残材片付け作業、 2階以上での高所での屋外作業（硝子ふき、器具取付等） 警備員 その他労働安全衛生法に定める制限職種	*危険事故が伴う。 *免許を必要とし、高度の危険がある。 *最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。 *落下物・転落等の危険度が大きい。（内装工事は除く） *会場整理、誘導、受付は除く。
害なもので人体に有害なもの	農薬、薬剤など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等） 特に高温度・低温度の作業 塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	*健康上、人体に有害と考えられる。
法令に違反するもの	労働争議に介入するおそれのあるもの 営利職業斡旋業者への仲介斡旋 マルチ・ネズミ講商法に関するもの	*職業安定法20条参照 *職業安定法の趣旨（雇用関係の成立斡旋）に反する。 *無限連鎖講の防止に関する法律参照
教育上好ましくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 訪問販売、勧誘、専門におこなう集会 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、長期継続の深夜作業 選挙の応援に関する一切の業務 スパイ行為に類する調査	*内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 *相手側の上承が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。 *大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
望ましくない求人	人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの 人員の限定を条件とするもの 医院の受付業務以外の行為 学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの	*無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター、介護等 *賃金、労働時間、就労場所、労働内容、賃金支払方法等に関することが明示されていないもの。 *例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。 *薬剤の調合等学生アルバイト業務の範囲を超えるケースがあるので、注意を要する。

3 福利厚生施設

京都大学の福利厚生施設は、学内7つの構内（本部、吉田南、西部、北部、南部、宇治及び桂）それぞれに食堂・購買・書籍部を配置し、これを京都大学生生活協同組合の運営に委ねています。また、レストラン、理髪店、コンビニエンスストアについては業者委託により学生諸君の大学における生活文化の向上に資しています。

（1）京都大学生生活協同組合

① 運営

生協の運営は、互助の精神に基づく組合員の総意によることを原則に、組合員から選出された代表（総代、理事）によって管理運営されています。

② 出資金

生協加入は、1口(400円)以上（平成4年度から50口以上の出資が呼びかけられています。）の出資をすれば組合員となり、生協運営の各施設では組合員価格で利用できます。

出資金は卒業の際に返還されます。また、途中脱退の場合は90日前に申し出れば生協の事業年度末（2月末）に出資金の払い戻しを受けることができます。

③ 「学生総合共済」制度

学生生活で万一の事故・病気に備えた「学生総合共済」制度があります。生協の学生総合共済は、24時間の事故や病気が補償されること、一部の例外を除いてあらゆる事故も病気も補償対象となること、少ない掛け金で長期間（加入年数選択）の補償が行われること、学生生活にフィットした補償内容になっていること、全国の学生の要望に基づいて絶えず制度改善がはかられていること、などの特徴があります。京都大学では昨年度736件で約4,600万円の給付が行われております。

④ 主な事業内容及び営業時間（通常期）

構内別	施 設 名		主 な 事 業 内 容	営 業 時 間		連絡先 (内線)
				月～金曜日	土 曜 日	
本 部	組合員センター (生協本部)		生協加入・脱退 学生総合共済加入・ 給付申請 TUOカード申込	10:00～17:00	閉 店	753-7640 (7640)
	時計台生協ショップ		文具 食品 テイクアウト 日用品 京大グッズ コピー 医薬品 クリーニング DPE 時計 映画・コンサートチケット	10:00～20:00	11:00～15:00	753-7630 (7630)
	京大ショップ		京大オリジナルグッズ 京大関連書籍	10:00～17:00	11:00～15:00 日曜・祝日も営業 11:00～14:00	753-7630
	コンベンションサービスセンター		JRチケット キャリアアップサポート アルバイト紹介 名刺・印刷 宅急便	10:00～17:30	閉 店	753-7655 (7655)
	中央食堂[工学部8号館] (喫茶ベーカリーコーナー)		朝・昼・夕食 テイクアウト弁当 パン サンドイッチ ドリンク	8:00～21:00 (8:00～17:00)	10:00～14:00 (閉 店)	752-0832 (7651)
	カフェレストラン 「カンフォーラ」		朝・昼・夕食 喫茶 アルコール	9:00～22:00 (ラストオーダー21:30)	日曜・祝日も営業 11:00～15:00 (ラストオーダー14:30)	753-7628 (7628)
吉田南	吉田ショップ (購買部・書籍部)		文具 食品 日用品 コピー 自動車教習所 教科書 雑誌	8:30～19:00	閉 店	752-1587 (7632)
	吉田食堂フォンテ(1F)		昼食 軽食 ドリンク コンパ	10:30～16:30	閉 店	761-9557
	吉田食堂リンデ(2F)		昼食 軽食 ドリンク コンパ	11:30～13:00	閉 店	(7652)
西 部	ショップルネ	書 籍	専門書 洋書 一般書 教科書 雑誌 文庫・新書 CDソフト	10:00～19:00	11:00～15:00	771-7336 (7631)
		P C	パソコン関連(本体・周辺・ソフト)	10:00～19:00	11:00～15:00	753-7636 (7636)
		旅 行	国内旅行 海外旅行 自動車教習所 レンタカー JRチケット	10:00～19:00	11:00～15:00	771-6289 (7639)
	ルネ南側別館 (住まい紹介コーナー)		家電 自転車・バイク リサイクル用品 アパート・マンション紹介	11:00～17:00	閉 店	751-7515 771-0823
	自転車修理コーナー		自転車修理	10:00～17:00 (受付16:30まで)	閉 店	761-1579
	カフェテリア ルネ		昼・夕食 ドリンク デザート	11:00～22:00	11:00～20:00 日曜も営業 11:00～14:00	752-9271 (7650)
北 部	北部購買部		文具 食品 日用品 パソコン 雑誌	10:00～18:00	閉 店	753-7633(7633)
	北部食堂		朝・昼・夕食	8:20～21:00	11:00～14:30	722-0706(7653)
	喫茶「ほくと」		昼食・ドリンク	9:30～15:00	閉 店	753-7649(7649)
南 部	南部ショップ		文具 食品 日用品 パソコン 医学書 薬学書 教科書	10:00～18:00	11:00～14:00	752-1586 (7635)
	南部食堂		昼食	11:00～15:00	11:00～14:00	752-1586(7635)
	喫茶「ブリュッケ」		昼食 ドリンク	10:00～17:00	閉 店	752-1586(7635)
宇 治	宇治購買部		文具 食品 日用品 パソコン	10:30～18:00	11:30～13:30	0774-38-4388 (17-4388)
	宇治食堂		朝・昼・夕食	11:00～20:00	11:00～14:00	0774-38-4385 (17-4385)
桂	桂ショップ Aクラスター		文具 食品 日用品 雑誌	10:00～20:00	閉 店	382-0137
	桂ショップ Bクラスター		文具 食品 日用品 雑誌	10:00～18:00	10:00～14:00	383-7300
	桂カフェテリア(セレネ)		昼・夕食	11:00～21:00	11:00～14:00	383-7302
	桂カフェ(アルテ)		軽食・ドリンク	9:00～20:00	日曜・祝日も営業 11:00～18:00	383-7278
	桂ベーカリー(リュース)		ベーカリー	8:00～20:00	8:00～20:00 日曜・祝日も営業 8:00～17:00	383-7303

その他、インターネットで購入申込みのできるインターネットショッピング事業も行っています。
事業品目は、和書、洋書、CDソフト、パソコンソフト、文具。

(2) その他の福利厚生施設

大学構内には、生協運営の施設のほかに委託業者の経営による施設があり、それらは次のとおりです。

構 内 別	施 設 名		営 業 時 間		連 絡 先
			月～金曜日	土 曜 日	
本 部	理 髪 店	京大理容室	9：00～18：00	9：00～15：00	
	レストラン	ラ・トゥール	11：00～22：00	11：00～22：00*	753-7623
吉田南	コンビニ	ナチュラル・ローソン	7：00～21：00	7：00～18：00*	
桂	レストラン	ハーフ・ムーンガーデン	10：00～15：00	10：00～15：00	383-7314
	レストラン	ラ・コリーヌ	11：00～15：00 17：00～22：00	11：00～15：00 17：00～22：00*	382-0022

※日祝営業

VI 国 際 交 流

VI

国 際 交 流

留学を通じた国際交流は、相互の教育・研究水準を高めるとともに、友好関係の発展、強化のための重要な架け橋となっており、近年、留学生交流の新たなニーズとして母国の大学に在籍しながら1年以内の短期間、海外の大学に留学する短期留学による交流が活発化しています。

本学においても、大学間学生交流協定校への派遣留学制度を設け、短期留学を積極的に推進しています。留学を希望する場合は、1回生の時から十分準備をしておく必要があります。

(1) 授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学について

この制度は、海外の大学との「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定」に基づいて本学の学部または大学院に在籍しつつ、概ね1年以内の1学期または複数学期、協定校で教育を受けて単位を取得または研究指導を受けるものです。

毎年、10月および1月に募集を行い、書類選考および必要に応じ面接により派遣候補者を決定します。

募集要項および大学間学生交流協定校一覧は次のとおりですが、京都大学のホームページ(http://www.kyoto-u.ac.jp/student/04_rjo/ryuga_c.htm)にも記載されていますので併せて参照してください。

なお、年度により募集日程および協定校一覧等に変更がありますので、必ず学部・研究科の教務担当掛で確認してください。

① 応募資格

(ア) 本学の学部または大学院の正規課程に在籍する者

(イ) 留学期間が1学期以上1年以内の者

(ウ) 休学することなく留学する者で、部局長の推薦を受けた者

(エ) 派遣先大学の応募資格を有する者

(注) 留学期間の延長は認めない。本学の授業料は納め、派遣先大学での授業料は徴収されない。

② 応募に必要な書類

(ア) 申請書（募集時に、所属部局の事務室で配布・受理する）

(イ) 成績証明書

(ウ) 語学力証明書（派遣先大学の応募条件である語学）

英語圏への留学希望者は、TOEFL・IELTS、英語圏以外への留学希望者は、留学先で必要な語学力を証明する書類を添付すること。

(エ) 学科・専攻等の長もしくは指導教員の推薦書（日本語）

(注) 本学の選考により採用された場合は、改めて派遣先大学への出願書類を作成することとなる。

その際、英文成績証明書や派遣先大学の言語で書かれた推薦状が必要な場合もある。

③ 応募締切（年によって、日程が変わることがある。また、締切日は所属部局によって異なる。）

第Ⅰ期 10月末頃

第Ⅱ期 翌年1月末頃

ただし、第Ⅰ期で派遣人数に達した派遣先大学については第Ⅱ期の募集は行わない。

④ 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、学部・研究科を通じて所定の「報告書」を速やかに提出すること。

⑤ 派遣先大学および募集人員

別紙「大学間学生交流協定校一覧」のとおり

(備考)

* 英語能力判定試験

英語圏への留学希望者は、TOEFLあるいはIELTSを、必ず受験する必要があります。

TOEFL (Test of English as a Foreign Language)

TOEFL-CBT (Computer Based Testing)

テスト実施に関する詳細は、<http://www.toefl.org/> および <http://www.prometric-jp.com/>を参照してください。

IELTS (International English Language Testing System)

<http://www.ielts.org/> および <http://www.uknow.or.jp/>を参照してください。

(2) 短期留学推進制度（派遣）について

独立行政法人日本学生支援機構が、本学と学生交流協定を締結している海外の大学へ協定に基づき派遣される学生に対して奨学金を支給する制度です。

本制度により奨学金を受けることが出来る者は、本学の正規課程に在籍している学部学生および大学院学生（外国人留学生を除く）です。奨学金は月額8万円、派遣期間は3カ月以上1年以内です。

採用人数が限られているため、学内公募はせず、大学間学生交流協定に基づく留学者の中から選考して受給者を決定します。

(3) 海外留学のための奨学金について

海外へ留学するための奨学金については、「海外留学奨学金一覧」を学部・研究科の教務担当掛で配付していますので、募集要項等を参照のうえ、学部教務掛または個人で応募してください。

参考：日本学生支援機構（JASSO）ホームページ：<http://www2.jasso.go.jp/>

(4) 京都大学国際教育プログラム（KUINEP）について

(Kyoto University International Education Program)

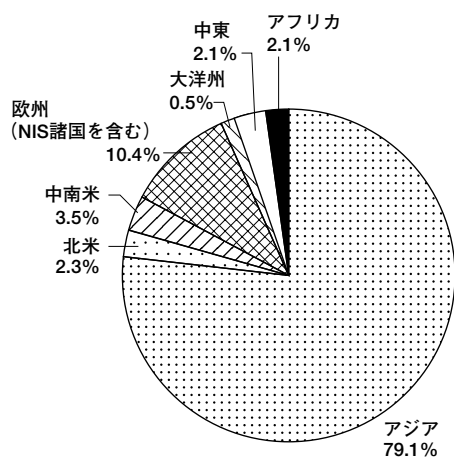
このプログラムは、海外の大学間学生交流協定校から学部学生を1年間程度受け入れて本学の学生とともに英語で教育することにより、本学学生の国際性を育成し留学生との相互交流を活発にすることを目的としています。

開講科目は本学の全学共通科目として提供し単位を認定します。科目の詳細は共通教育推進部で配付している「京都大学国際教育プログラムKUINEP英語講義履修案内」を参照してください。

*これらの詳細については、国際部留学生課までお問い合わせください。

■ 外国人留学生受入れ状況

(平成18年5月1日現在)



■ 平成18年度大学間交流協定校への派遣一覧

国 名	大 学 名	人 数
大 韓 民 国	ソ ウ ル 大 学 校	1
シンガポール	シンガポール国立大学	2
オーストラリア	シドニー大学	2
	ニューサウスウェールズ大学	1
ニュージーランド	オークランド大学	1
オーストラリア	ウイーン大学	2
フランス共和国	ストラスブール大学連合	5
	グルノーブル大学連合	4
ドイツ連邦共和国	ハイデルベルク大学	1
	フンボルト大学	1
	ボン大学	1
オランダ王国	ライデン大学	2
	ユトレヒト大学	3
スウェーデン王国	ウプサラ大学	2
ス イ ス	ローザンヌ大学	2
連 合 王 国	サセックス大学	2
アメリカ合衆国	ジョージワシントン大学	1
	ハワイ大学マノアキャンパス	2
カ ナ ダ	ケベック州大学学長校長協議会	4
	トロント大学	1
13カ国	17大学3大学群	40

大学間学生交流協定校一覧

国・地域	協 定 校 名	派遣 人数	学期(月)	必 要 語 学	講 義 言 語
中国	香港科学技術大学 Hong Kong University of Science and Technology	2	9月-12月 2月-5月	CBT220点(学部のみ)	英語 中国語(一部)
イスラエル	テルアビブ大学 Tel Aviv University	2	10月-1月 3月-6月	ヘブライ語・英語	ヘブライ語 英語(一部)
大韓民国	高麗大学校 Korea University	2	3月-6月 9月-12月	韓国語・英語	韓国語・英語
	慶北大学校 Kyungpook National University	3	3月-6月 8月-12月	韓国語・英語	韓国語・英語
	ソウル大学校 Seoul National University	3	3月-8月 9月-12月	韓国語・英語	韓国語・英語
	延世大学校 Yonsei University	2	3月-8月 9月-12月	韓国語・CBT213点	韓国語・英語
シンガポール	シンガポール国立大学 National University of Singapore	2	8月-11月 1月-4月	CBT250点	英語
タイ	チュラロンコン大学 Chulalongkorn University	2	8月～12月 1月～5月 6月～7月	タイ語またはCBT213点	タイ語・英語
	カセサート大学 Kasetsart University	2	6月-10月 11月-3月	専攻による	タイ語・英語
	タマサート大学 Thammasat University	2	8月-12月 1月-5月	タイ語またはPBT500点	タイ語・英語

国・地域	協 定 校 名	派遣 人数	学期(月)	必 要 語 学	講 義 言 語
台湾	国立台湾大学 National Taiwan University	2	9月-1月 2月-7月	英語・中国語	英語・中国語
オーストラリア	メルボルン大学 University of Melbourne	3	2月-6月 7月-11月	CBT233点 (4.5) GPA 3.0	英語
	ニューサウスウェールズ大学 University of New South Wales	2	3月-6月 7月-11月	CBT233点 (5.0) s/w25点	英語
	シドニー大学 University of Sydney	2	3月-7月 7月-11月	CBT233点 (4.5) GPA 3.0	英語
ニュージーランド	オークランド大学 University of Auckland	2	2月-6月 7月-11月	CBT213点 (4.5)	英語
オーストリア共和国	ウィーン大学 Universität Wien	2	10月-1月 3月-6月	ドイツ語	ドイツ語
ベルギー	ルーバン・カトリック大学 Université Catholique de Louvain	2	9月-12月 1月-5月	フランス語 (経済関係PBT550点)	フランス語
フランス	グルノーブル大学連合 Consortium des Universités de Grenoble (GUEST) 以下4大学				
	ジョゼフ・フーリエ大学 Université Joseph Fourier	5	9月-12月 1月-6月	フランス語・英語	フランス語・英語
	ピエール・マンデス大学 Université Pierre Mendès-France		9月-12月 1月-6月	フランス語・英語	フランス語・英語
	スタンダール大学 Université Stendhal		9月-12月 1月-6月	フランス語・英語	フランス語・英語
	グルノーブル理工科大学 Institut National Polytechnique de Grenoble		9月-12月 1月-6月	フランス語・英語	フランス語・英語
	ストラスブール大学連合 Consortium des Universités de Strasbourg (SUSAP) 以下3大学				
	ルイ・パスツール大学 Université Louis Pasteur	5	9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語・英語
	マルク・ブロック大学 Université Marc Bloch		9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語・英語
	ロベール・シューマン大学 Université Robert Schuman		9月-12月 1月-6月	フランス語	フランス語・英語
	ドイツ	ベルリン自由大学 Freie Universität Berlin	2	10月-2月 4月-7月	ドイツ語
フンボルト大学 Humboldt-Universität zu Berlin		2	10月-3月 4月-7月	ドイツ語	ドイツ語
ミュンヘン大学 Ludwig-Maximilians-Universität München		2	10月-2月 4月-9月	ドイツ語	ドイツ語
ハイデルベルク大学 Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg		2	10月-3月 4月-9月	ドイツ語	ドイツ語
ボン大学 Universität Bonn		3	10月-2月 4月-7月	ドイツ語	ドイツ語
オランダ	ライデン大学 Universiteit Leiden	1	9月-1月 2月-6月	CBT230点 GPA 3.2	オランダ語 英語
	ユトレヒト大学 Universiteit Utrecht	3	9月-2月 2月-6月	オランダ語または CBT 213点 (学部) 237点 (修士)	オランダ語 英語

国・地域	協 定 校 名	派遣 人数	学期(月)	必 要 語 学	講 義 言 語
スウェーデン	ストックホルム王立工科大学 Kungliga Tekniska högskolan	2	8月-1月 1月-6月	PBT550点	スウェーデン語 英語
	ストックホルム大学 Stockholms Universitet	2	8月-1月 1月-6月	CBT213点	スウェーデン語 英語
	ウプサラ大学 Uppsala Universitet	2	8月-1月 1月-6月	CBT213点	スウェーデン語 英語
スイス	ローザンヌ大学 Université de Lausanne	4	10月-2月 3月-6月	フランス語	フランス語 英語
連合王国	サセックス大学 University of Sussex	2	10月-12月 1月-3月 4月-6月	CBT250点	英語
カナダ	ケベック州大学学長校長協議会 Conférence des recteurs et des principaux des universités du Québec (CREPUQ) 以下16大学				
	ビショップス大学 Université Bishop's	5	9月-12月 1月-4月	CBT237点	英語
	コンコルディア大学 Université Concordia		9月-12月 1月-4月	CBT213点	英語
	マギル大学 Université McGill		9月-12月 1月-4月	英語・233点 (専攻により異なる)	英語
	ラヴァル大学 Université Laval		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	モントリオール大学 Université de Montréal		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	モントリオール大学 理工科大学 Université de Montréal École Polytechnique		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	シュルブルック大学 Université de Sherbrooke		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 シクチミ校 Université du Québec à Chicoutimi		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 モントリオール校 Université du Québec à Montréal		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 リムスキー校 Université du Québec à Rimouski		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 トロワ・リヴィエール校 Université du Québec à Trois-Rivières		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 アビチビ・テミスカミング校 Université du Québec en Abitibi-Témiscamingue		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 ウタウエ校 Université du Québec en Outaouais		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 州立行政学院 École Nationale d'Administration Publique		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 高等工科大学 École de Technologie Supérieure		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	ケベック大学 州立科学研究所 Institut National de la Recherche Scientifique		9月-12月 1月-4月	フランス語	フランス語
	トロント大学 University of Toronto	2	9月-12月 1月-4月	IBT100点<22> CBT250点 (5.0)	英語
メキシコ	グアダラハラ大学 Universidad de Guadalajara	3	9月-12月 1月-4月	スペイン語	スペイン語

	協 定 校 名	派遣 人数	学期(月)	必 要 語 学	講 義 言 語
アメリカ合衆国	ジョージワシントン大学 George Washington University	2	9月-12月 1月-5月	CBT250点 (学部のみ)	英語
	ハワイ大学 マノアキャンパス University of Hawaii at Manoa	2	8月-12月 1月-5月	IBT 68点 CBT190点 PBT520点	英語
	ペンシルベニア大学 University of Pennsylvania	2	9月-12月 1月-5月	CBT250点	英語

- 派遣人数0の協定校とは、大学間学術交流協定のみが締結されており、授業料等を不徴収とする京都大学生の派遣留学は行なわれていない。授業料等を不徴収とする派遣留学は、網掛けされた協定校のみを対象としている。
- 必要語学欄のIBTとは、インターネット版TOEFL得点、CBTとは、コンピューター版TOEFL得点、PBTとは、紙版TOEFL得点を示し、s/wはstructure/writing、()内の数字はEssay Rating、<>内の数字はWriting Sectionの得点を表している。
- GPAは、Grade Point Averageのことで、学業成績平均点をさす。このシステムによらない京都大学では、近似値として、 $\{(優の単位数 \times 3 + 良の単位数 \times 2 + 可の単位数 \times 1) \div (優の単位数 + 良の単位数 + 可の単位数)\} \times 4 \div 3$ を算出し、成績証明書と共に学内選考にて審査する。この時、不可および不合格は、算出に含まないが、不可・不合格の数は、選考の対象となっている。
- GREは、Graduate Record Examの略語で、主にアメリカの大学院受験希望者を対象とした適性検査をさす。

VII 施設案内

- 1 附属図書館
- 2 総合博物館
- 3 情報環境機構
- 4 京都大学以外の施設利用案内

1 附属図書館—学習活動を支える知的空間／創造の広場—

- ・学内には、附属図書館をはじめ、宇治分館と50カ所に学部や学科図書室があります。皆さんの学習や勉学を支えるための施設です。
- ・学術情報を必要としている広範囲な人々に、門戸を広げてサービスを行っています。
- ・専門的な資料は、学部や学科図書室にあります。

[図書館の利用]

- ・附属図書館と部局図書室（館）の利用や図書の貸出には、学生証が必要です。
- ・附属図書館の開館時間

平 日 午前 9 時～午後 1 0 時

土曜日／日曜日／国民の祝日等 午前 1 0 時～午後 5 時

- ・附属図書館の休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

図書整理等による休館日（4月1～5日，12月25～28日，1月4～5日）

夏季／冬季休業期間中の土／日曜日

毎月末日（末日が土／日曜日／祝日にあたるときは，その前日の平日開館日，試験期間中は期間終了後の平日開館日）

以上のほか，臨時に休館することがあります。

[豊富な資料群]

- ・創立より100年以上にわたる歴史から，蔵書数は全学で約610万冊を数えています。その中には，国宝や重要文化財があり，質量ともにわが国有数の図書館です。
- ・学習図書，教養図書のほか，研究資料，視聴覚資料，マイクロフィルム，CD-ROM，インターネットによる情報の収集が自由に出来ます。



附属図書館全景



1階メインカウンター



1階雑誌閲覧コーナー



2階開架閲覧室



2階開架書架



3階情報端末室

[図書館資料の配置]

- ・ 1 階 雑誌, 新聞, 参考図書
- ・ 2 階 開架図書
- ・ 地階 書庫内図書, バックナンバーセンター

[附属図書館の設備]

- ・ 電子図書館, オンライン目録, 電子ジャーナルを利用したい。 → 1 階「サイバースペース」へどうぞ
- ・ 文献や調査の相談をしたい。 → 1 階⑦番 参考調査カウンターへどうぞ
- ・ インターネットを利用したい。 → 3 階「情報端末室」へどうぞ
- ・ 自分のパソコンでインターネットを利用したい。 → 3 階「閲覧室」へどうぞ
- ・ ビデオ, DVDを利用したい。 → 3 階「メディア・コモン」へどうぞ

[図書館の活用方法]

- ・ OPAC基礎/Web of Science/電子ジャーナル入門等各種講習会の実施
- ・ 新入生/留学生のためのオリエンテーションの実施
- ・ 情報リテラシー教育の実施→全学共通科目「情報探索入門」の提供

＊ ＊ ご不明な点は, 気楽に図書館員にお尋ねください。

電子図書館Webサイト

<http://ddb.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/minds.html>



電子ジャーナル

学内のみ提供のタイトル数: 約11,000

学術雑誌をそのまま電子化し, パソコンの画面上で読めるようにしたものです。研究者は図書館まで足を運ばなくても自分の研究室から24時間雑誌論文を読むことができます。

電子図書館にはそのほか

『博士論文論題一覧』

『学内研究成果』などがあります。

2 総合博物館

総合博物館では、京都大学開校以来100年余りの間に収集され、研究や教育に活用されてきた250万点に及ぶ学術標本資料が保存されています。その内容は、文化史・自然史・技術史の広い分野にまたがる多彩なもので、国宝・重要文化財やそれに準ずる資料が多数含まれています。また、新発見された生物・化石の新種の第一標本である「タイプ標本」、後世の研究者が再吟味するための「パウチャー標本」も数多く収蔵されています。

これらの学術標本資料を、独自に開発した方法を用いるなど劣化防止策を講じながら保管・管理し、様々な研究の材料として提供しています。卒業論文や修士・博士論文のための研究に活用してください。

また、文系・理系の幅広い分野にまたがる教員が在籍し、活発な研究教育活動を行っています。標本の利用や、研究テーマなどについて気軽にアドバイスを受けることができます。

さらに、常設展示、年2回の企画展示・公開講座、頻繁に開かれる学習教室・体験教室を通じて、京都大学における学術活動の成果を公開する役割も担っています。これらの展示や催しを通じて、諸先輩の優れた研究に触れることにより、知的刺激を受けたり、研究のヒントを得ることができるかもしれません。

今年、総合博物館は発足10年の節目を迎えます。まだまだ若い組織ですが、社会に開かれた大学の窓口として、学内はもとより広く地域市民の方々からも、京都大学とアイデンティティを共有できる場として認知されつつあります。今後、様々な活用がなされるよう、より一層の努力を続けていきます。

利用案内

本学の学生は無料（学生証を提示）で入館できます。

総合博物館の詳しい情報はホームページで発信しています。

(<http://www.museum.kyoto-u.ac.jp/indexj.html>)

開館時間 9:30~16:30（入館は16:00まで）

休館日 月曜・火曜（祝日にかかわらず）及び年末・年始（12月28日~1月4日）



3 情報環境機構

情報環境機構は教育・研究など本学のさまざまな活動を支える高い安全性と利便性を備えた先端的情報環境の構築・運営を目的として、研究開発を担う学術情報メディアセンターと種々の情報サービスを提供する情報環境部という構成で活動しています。本機構では学内外を高速のネットワークで結ぶ学術情報ネットワークサービス（KUINS）、全国共同利用のスーパーコンピューティングサービスを提供する大型計算機システムや学術データベースのサービス、本学での教育を支援する教育用コンピュータシステム、語学学習システム、遠隔講義支援サービス、コンテンツ作成支援サービスなど多様な情報サービスを統一的に提供しています。

（１）教育用コンピュータシステム

本機構では全学の学生・教職員が利用できる教育用コンピュータシステムとしてパーソナルコンピュータ（PC）約1100台を学術情報メディアセンター南館と各学部サテライト演習室に配置し、もっぱら授業での利用に供するとともに、一部を自習専用としてセンター南館1階、附属図書館3階、総合人間学部図書館2階などにオープンスペースラボラトリ（OSL）として配置しています。サテライトの演習室は、それぞれの学部の講義・演習に利用されますが、授業等の占有利用時間外の運用は学部によって異なります。利用を希望する人は各学部を確認してください。教育用コンピュータシステムのすべてのPCは学内ネットワークで接続されており、利用資格・パスワードの照合、各自のファイルの保存、利用統計の収集などを行っています。これらのPCには各種ソフトウェアが導入されており、レポートの作成やプログラミングの学習、WWW（World Wide Web）による情報収集や電子メールによる情報交換が行えます。入学と同時に必ず利用資格を取得し、大学生活に活用して下さい。

この他、本機構では、外国語会話の双方向での学習を支援する語学学習（CALL, Computer Assisted Language Learning）システムを備えた教室や、CALL教材の自習コーナーを設置しており、また各学部設置された遠隔講義システムにより学部間や他大学との遠隔講義の支援も行っています。

（２）利用資格の取得

教育用コンピュータシステムの利用者番号は、本機構が年度初め等に開催する講習会を受講し、利用規程・心得の遵守についての誓約書を提出した人へのみに開示します。原則としてこの講習会を受講しない限り利用者番号と初期パスワードの入手はできません。授業などで急に必要になっても、そのつど開示する対応は取っていません。利用者番号は在学期間中有効です。また転部や大学院への進学に際しても同じ利用者番号と電子メールアドレスを継続的に利用できます。

講習会の日程は各学部とセンターの掲示板、Webサイトに掲示しますので注意して下さい。

（３）オープンスペースラボラトリ（OSL）の運用

学術情報メディアセンター南館のOSLにはPC110台を設置しています。入室には磁気カード型の学生証もしくは図書館の入室カードが必要です。利用時に忘れないように携行して下さい。また、OSLの利用にあたっては利用規則の遵守をお願いしています。OSLでは利用者の補助のためにティーチングアシスタント（TA）として大学院生が駐在しています。利用にあたって不明な点などはTAに相談して解決して下さい。なお、各種ソフトウェアの利用方法については、市販の書籍などを参照して下さい。

開館時間

- ・センター南館OSL：月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日等は休館）午前10時～午後8時
- ・附属図書館，総合人間学部図書館OSL：各館の開館時間に従います。

OSLの運用については機構のWebサイト（URL <http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/>）を参照して下さい。

（４）賢い利用者になるために

OSLは利用規程に則り可能な限り広く利用して頂くことを考えていますが，ネットワークに接続されたPCの利用には注意を要する事項がいくつかあります。情報・ネットワーク社会の特性や求められるルールを学び，適切な利用を心がけて下さい。例えば情報の著作権の尊重，ネットワークや計算機への適正なアクセス，自分自身の情報を含めた個人情報の慎重な扱いとプライバシーの尊重，電子的なコミュニケーションで生じやすいトラブルの回避などです。

また，教育用コンピュータシステムではPCやファイルサーバ，プリンタなどは限られた資源を多くの利用者が共同で利用しています。他の利用者に配慮し，許された利用条件の範囲で有効に利用して下さい。設備やソフトウェアは貸借物品ですので大切に扱って下さい。機器やソフトウェアについては保守や更新を行っていますが，必ずしも個人の希望に沿った新規導入などができるわけではないことにもご理解下さい。



学術情報メディアセンター南館（OSL）建物



OSL風景

（５）大型計算機（スーパーコンピュータ等）の利用について

学術情報メディアセンターは全国共同利用機関としての一面も担っています。大規模計算向けにスーパーコンピュータやデータベース検索のサービス（有料）を行っており，このサービスを利用することで，PCなどの小規模な計算機では解くことのできない大容量の計算を高速に実行したり，学術研究上必要な文献の検索を行うことができます。

四回生の学部学生は卒業研究の目的で指導教員の監督の下にこのサービスを利用できます。また，四回生以外でも，「コンピュータ概論A，B」，「スーパーコンピューティング入門」，「コンピュータネットワーク入門」の全学共通科目を履修すると，履修期間中，自習のために本サービスを無料で利用することができます。

4 京都大学以外の施設利用案内

(1) 京都府立ゼミナールハウス

〒601-0533

京都市右京区京北下中町鳥谷2番地

電話 0771-54-0216

※申し込み方法

来館及び電話で予約します。

(利用を希望する日の1年前から受付可)

※休館日

年末年始(12/28～1/4)

第3月曜日(第3月曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日)

※その他

食事料金 2,940円～(ただし3食, 朝昼夕食消費税含む)

宿泊料金 1,500円～

宿泊定員 最大200名

研修室料金 洋室20人用1日4,000円～(洋室6室・和室10室有り)

FAX 0771-54-0316

ホームページ <http://kyosemi.or.jp/>

E-mail kyosemi@oak.ocn.ne.jp



(2) 独立行政法人国立青年少年教育振興機構

国立淡路青少年交流の家

〒656-0543

兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39

電話 0799-55-2696(事業課業務係)

※申し込み方法

電話で予約します。

(利用を希望する日の1年前から受付可)

詳細は、上記まで。

※休館日

年末年始(12/28～1/3)

※その他

食事料金 1,600円(3食)

宿泊・施設等使用料 無料

(シーツ代金160円のみ必要)

宿泊定員 400名

FAX 0799-55-0463

ホームページ <http://www.awaji.go.jp/>

iモード <http://www.awaji.go.jp/i>



(3) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立若狭湾青少年自然の家

〒917-0198

福井県小浜市田島区大浜

電話 0770-54-3100

※申し込み方法

電話で予約します。(平成19年4月より

ホームページ上でも予約受付予定)

詳細は、上記まで。

※休館日

年末年始(12/28～1/4)

※その他

食事料金 1,600円(3食)

宿泊料金 無料(シーツ等洗濯費用160円要)

宿泊定員 300名

2名以上であれば利用可。日帰り利用も可。

FAX 0770-54-3023

ホームページ <http://wakasawan.niye.go.jp/>

E-mail wakasawan@niye.go.jp



(4) 独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立曽爾青少年自然の家

〒633-1202

奈良県宇陀郡曽爾村太良路1170

電話 0745-96-2121

※申し込み方法

電話で予約します。

詳細は、上記まで。

※休館日

年末年始(12/28～1/4)

施設・設備整備の日

※その他

食事料金 1,600円(3食)

シーツ等洗濯費用 160円

宿泊定員 490名(キャンプ場含む)

2名以上であれば利用可。日帰り利用も可。

FAX 0745-96-2126

ホームページ <http://soni.niye.go.jp/>

VIII 教育職員免許状

教育職員免許状

大学を除くすべての国公立、私立学校の教員となるためには教育職員免許状が必要です。本学で取得できるのは高等学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状です。

高等学校及び中学校の免許状は教科《国語・社会・地理歴史・公民・理科・数学・英語など》別になっており、学部・学科の専攻分野に対応した教科の免許状が取得できます。免許状を取得するには、教育職員免許法に定められた所要の単位を修得する必要があります。

なお、中学校免許状取得には介護等体験が必要です。詳細は「(3) 介護等体験」を参照してください。

(1) 単位の修得

単位は「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」に区分され、それぞれ必要な単位を修得しなければなりません。

「教科に関する科目」の単位は所属学部又は他学部で開講している授業科目の中から、これに対応する科目の単位を修得してください。

「教科又は教職に関する科目」〈平成12年度入学者から適用〉については、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した場合、その単位を当該単位として算定します。

「教職に関する科目」の単位は教育学部で開講している授業科目の中から、指定された科目を履修し、修得してください。(配当は2回生から)

特別支援学校教諭の免許状を取得するには、中学校あるいは高等学校教諭免許状取得に要する科目に加え、教育学部で開講している特別支援教育に関する科目を履修し、所要の単位を修得しなければなりません。(配当は2回生から)

平成12年度入学者からは、全ての教科に共通して「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」2単位以上〔運動科学又は体力医科学とスポーツ実習(ⅠA・ⅠB・ⅡA又はⅡBの中から1科目)の両方とも必要〕、「外国語コミュニケーション」2単位(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語のⅠ又はⅡ)及び「情報機器の操作」2単位(基礎情報処理、コンピュータ概論A・B、情報科学演習・実習、人文情報基礎A・B、情報科学A・B、情報と知財、基礎情報処理1・2又は基礎情報処理演習)を修得する必要があります。

なお、平成11年度以前入学者については、全ての教科について「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」2単位以上(理論と実技科目両方必要)を修得しなければなりません。

また、入学年度に関りなく教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」を履修しておくことを推奨します。

また、免許状用の科目(単位)が所属学部の卒業に必要な単位と重複できる場合もありますので、所属学部で確認してください。

(2) 教育実習

教育実習は「教職に関する科目」として必修になっています。

教育実習は実習に係る事前及び事後指導(いずれも講義)並びに中・高等学校で行う実習(中学校免許状4週間・高等学校免許状2週間)からなっています。

教育実習参加についての説明会は3回生時の5月下旬、実習に係る事前指導は4回生の4月下旬と5月上・中旬に、また事後指導は11月下旬から12月に行います。教育職員免許状取得希望者は必ず説明会に参加し、

また事前指導を受けたうえで教育実習に参加してください。なお、教育実習の総括として事後指導を実施しますから、同様に参加してください。いずれについても掲示で周知しますので、各自で確認し、見落とさないようにしてください。

教育実習に参加できるのは学部4回生(中学校免許状取得希望者は3回生からでも可能な場合があります。〈平成12年度入学者から〉)、大学院学生又は本学卒業の科目等履修生で教育職員免許状取得希望者に限ります。

学部学生については、「教科に関する科目」はもちろんのこと、「教職に関する科目」の大部分を3回生までに修得しておかなければなりません。これらの科目が未修得の場合、教育実習に参加できないことがあります。

(3) 介護等体験

中学校教諭免許状取得希望者については、平成10年度入学者から、特別支援学校で2日間と社会福祉施設等(保育所を除く)で5日間、合計7日間の介護等体験を行うことが義務づけられました。

京都大学では2回生から介護等体験の実施が可能ですが、原則として学生の出身都道府県で行うことになっています。しかし、都道府県によって所管する教育委員会・社会福祉協議会等の対応が異なり、出身都道府県で実施できない場合もあるので、体験申請時までに教育学研究科教職担当専門職員に照会してください。

介護等体験についての制度や申請方法等については説明会を実施し、その後申込受付を行います。(翌年度実施希望者に対する説明会を10月に実施します。)

なお、申請手続きは大学が窓口になり、まとめて行うことになっていますので、学生個人では申請できません。説明会の開催、申込手続き等は掲示で周知しますから見落としのないよう注意してください。

また、申請に当たっては、当該年度に実施される学生定期健康診断を必ず受検しておいてください。

レントゲン写真についても省略せずに撮影しておいてください。(21頁参照)

さらに事故対策としての保険、「学生教育研究災害傷害保険」(学研災)と「学研災付帯賠償責任保険」(略称=インターン賠)に加入しなければ介護等体験を実施できません。〈担当:学生センター〉(35頁参照)

(4) 教育職員免許状の授与申請

教育委員会への免許状申請は、学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います。その手続きについては例年10月頃に各学部から掲示が出されますので、卒業予定者は見落としのないように注意してください。

(5) その他の資格取得

本学では教育職員免許状のほかに社会教育主事、博物館学芸員、図書館司書、学校図書館司書教諭となる資格の取得に必要な授業科目を文学部・教育学部等において開設しています。資格取得希望者は各自の所属学部にも照会し、その取得方法について確認してください。

(6) 教育職員免許状取得までの道筋(一般的事項)

1 回生(1~4は全学共通科目)

1. 日本国憲法
2. 体育科目(運動科学又は体力医科学とスポーツ実習)
3. 外国語コミュニケーション(英・独・仏・中・露)

4. 情報機器の操作
5. 教科に関する科目（各自の所属学部等…配当科目がある場合）

2 回生

1. 教科に関する科目（各自の所属学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）
4. 1回生の1～4の科目で取得できなかった科目

3 回生

1. 教科に関する科目（各自の所属学部等）
2. 教職に関する科目（教育学部）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）〈2回生で実施しなかった場合〉
4. 教育実習Ⅰ実施（3回生、4回生に分割して教育実習を行う場合・中学校教諭免許状取得希望者）（5～10月）
5. 教育実習説明会（5月下旬）参加
6. 教育実習内諾申請（出身校）…できるだけ早いうちに内諾を得る〈4月から内諾申請を行う〉
7. 教育実習申請（9月末～10月上旬）

4 回生

1. 教科に関する科目（未修得の場合）
2. 教職に関する科目（未修得の場合）
3. 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者）〈2・3回生で実施しなかった場合〉
4. 教育実習事前オリエンテーション（全体・教科別）4月下旬～5月上旬
5. 教育実習Ⅱ又はⅠ・Ⅱ実施（5～10月）〈教育実習Ⅰについては中学校教諭免許状取得希望者は必修〉
6. 教育実習 各教科別事後指導（11月～12月）
7. 教員免許状授与一括申請（10～1月）
8. 教員免許状交付（3月下旬）

所要資格		基礎資格		大学における最低修得単位数																																																								
免許状の種類	専修免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。																																																									
	中一学種免校教諭	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。																																																									
		<table><tr><th>第一欄</th><th>第二欄</th></tr><tr><td>免許教科</td><td>教科に関する科目</td></tr><tr><td>国語</td><td>国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）</td></tr><tr><td>社会</td><td>日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」</td></tr><tr><td>数学</td><td>代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ</td></tr><tr><td>理科</td><td>物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）</td></tr><tr><td>保健体育</td><td>体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</td></tr><tr><td>英語</td><td>英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解</td></tr></table> （備考） 1 英語以外の外国語の教科に関する科目の修得方法は、それぞれ英語の場合に準ずる。 2 「 」内に表示された科目は、その科目の一以上にわたって修得するものとする。 3 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。 ◎最低修得単位数 <table><tr><th>教科</th><th>教職</th><th>教科又は教職※</th><th>合計</th></tr><tr><td>20</td><td>31</td><td>8</td><td>59</td></tr></table> ※「教科」・「教職」科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数により充足する。	第一欄	第二欄	免許教科	教科に関する科目	国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	教科	教職	教科又は教職※	合計	20	31	8	59	<table><tr><th colspan="3">免許法施行規則に定める科目区分等</th><th colspan="2">左記に対応する開設授業科目</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>科目</th><th>各科目に含める必要事項</th><th>単位数</th><th>授業科目（○は必修科目）</th><th>単位数</th></tr><tr><td>教職の意義等に関する科目</td><td>・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等</td><td>2</td><td>○教職教育論 教職教育</td><td>2 2</td><td rowspan="2">平成16年度修得分から認定</td></tr><tr><td>教育の基礎理論に関する科目</td><td>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）</td><td>6</td><td>比較教育学概論Ⅰ 教育学概論Ⅰ 教育人間学概論Ⅰ 教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 教育心理学Ⅲ 発達教育論Ⅰ 発達教育論Ⅱ</td><td>2 2 2 2 2 2 2 2</td></tr><tr><td></td><td>・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項</td><td></td><td>比較教育学概論Ⅱ 教育社会学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅱ 教育学概論Ⅱ 民族と教育 同和・人権教育論（教職科目として修得すること）</td><td>2 2 2 2 2 2 2</td><td rowspan="2">平成16年度修得分から認定</td></tr><tr><td>教育課程及び指導法に関する科目</td><td>・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法</td><td></td><td>教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ ドイツ語科教育法Ⅰ ドイツ語科教育法Ⅱ フランス語科教育法Ⅰ フランス語科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ</td><td>2 2 4</td></tr></table>	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		備考	科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目（○は必修科目）	単位数	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	○教職教育論 教職教育	2 2	平成16年度修得分から認定	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	6	比較教育学概論Ⅰ 教育学概論Ⅰ 教育人間学概論Ⅰ 教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 教育心理学Ⅲ 発達教育論Ⅰ 発達教育論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		比較教育学概論Ⅱ 教育社会学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅱ 教育学概論Ⅱ 民族と教育 同和・人権教育論（教職科目として修得すること）	2 2 2 2 2 2 2	平成16年度修得分から認定	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法		教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ ドイツ語科教育法Ⅰ ドイツ語科教育法Ⅱ フランス語科教育法Ⅰ フランス語科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ	2 2 4
第一欄	第二欄																																																											
免許教科	教科に関する科目																																																											
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）																																																											
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」																																																											
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ																																																											
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）																																																											
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）																																																											
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解																																																											
教科	教職	教科又は教職※	合計																																																									
20	31	8	59																																																									
免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		備考																																																							
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目（○は必修科目）	単位数																																																								
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	○教職教育論 教職教育	2 2	平成16年度修得分から認定																																																							
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	6	比較教育学概論Ⅰ 教育学概論Ⅰ 教育人間学概論Ⅰ 教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 教育心理学Ⅲ 発達教育論Ⅰ 発達教育論Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2																																																								
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		比較教育学概論Ⅱ 教育社会学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅰ 教育行政学概論Ⅱ 教育学概論Ⅱ 民族と教育 同和・人権教育論（教職科目として修得すること）	2 2 2 2 2 2 2	平成16年度修得分から認定																																																							
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法		教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ ドイツ語科教育法Ⅰ ドイツ語科教育法Ⅱ フランス語科教育法Ⅰ フランス語科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 中国語科教育法Ⅰ 中国語科教育法Ⅱ 宗教科教育法Ⅰ 宗教科教育法Ⅱ	2 2 4																																																								

- ◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。
- ◎ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。
- ◎ 発達教育論Ⅱは、特別支援学校教諭免許状の必修科目であるので、特別支援学校教諭免許状を申請した場合は、教職科目として使用できません。

- 86 —

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学における最低修得単位数						
中学校教諭	専任修状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえで、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。						
	一種免許状	学士の学位を有すること。	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。			免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。			
			第一欄	第二欄	第三欄	免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位
			免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数				
			国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。） 選択科目	8又は6を含む。 8又は6 4又は2 4 20 計 40	教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2
			社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 選択科目	6 6 2 2 4 20 計 40	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4
			数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 4 4又は2 2 20 計 40	教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2
			理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。） 選択科目	3 2 3 2 3 2 3 2 20 計 40	4科目とも必修	8単位		
			保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40	教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4
			職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40	道徳教育に関する科目	2	道徳教育論 教育課程Ⅰ	2 2
			英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計 40	特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2
(備考) 1 英語以外の外国語の教科に関する科目の修得方法は、それぞれ英語の場合に準ずる。 2 「」内に表示された科目は、その科目の一以上にわたって修得するものとする。 3 (ア) (イ)内の科目を必ず含めて修得しなければならない。 (イ) 国語に関する科目の修得方法は、国語学6単位以上、国文学6単位以上、漢文学2単位以上及び書道を4単位修得するものとする。 4 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。			3科目とも必修		6単位				
			生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2			
			必修	2単位					
			教育実習	3	教育実習	3			
			必修	3単位					
			最低必修単位	19単位					
			(備考) なお、全ての教科について「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」2単位以上（理論と実技科目両方必要）を修得しなければなりません。 ※平成10年度以降の入学者は「介護等体験」が義務づけられています。（詳細は83頁参照）						

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

◎ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域）の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学における最低修得単位数																																																																																														
高等学校教諭	専任免許状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において教科又は教職に関する科目を24単位修得する。																																																																																														
	一種免許状	学士の学位を有すること。	免許法第五条別表第一に規定する高等学校教諭普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。		(備考) 1 中学校の同表備考1、2及び3号（ア）はこの表にも準用する。 2 第二欄に掲げる教科に関する科目に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。																																																																																												
			<table><tr><th>第一欄</th><th>第二欄</th><th>第三欄</th></tr><tr><th>免許教科</th><th>教科に関する科目</th><th>最低修得単位数</th></tr><tr><td rowspan="4">国語</td><td>国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目</td><td>8又は6 6 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">地理歴史</td><td>日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目</td><td>6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">公民</td><td>「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 選択科目</td><td>6 6 8 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">数学</td><td>代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目</td><td>6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 4又は2 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">理科</td><td>物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目</td><td>4 4 4 4 4 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">保健体育</td><td>体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目</td><td>5 6 2 2 5 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">職業指導</td><td>職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目</td><td>4 10 6 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">英語</td><td>英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目</td><td>6 6 6 2 20 計 40</td></tr><tr><td rowspan="4">農業・工業 商業・水産</td><td>各教科の関係科目 職業指導 各教科の選択科目</td><td>16 4 20 計 40</td></tr></table>	第一欄	第二欄	第三欄	免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数	国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目	8又は6 6 20 計 40	地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目	6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計 40	公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 選択科目	6 6 8 20 計 40	数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 4又は2 20 計 40	理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目	4 4 4 4 4 20 計 40	保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40	職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40	英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計 40	農業・工業 商業・水産	各教科の関係科目 職業指導 各教科の選択科目	16 4 20 計 40	<table><tr><th>免許法に定められた教職に関する科目</th><th>最低修得単位数</th><th>左に対応する授業科目名</th><th>単位</th></tr><tr><td>教育の本質及び目標に関する科目</td><td>2</td><td>教育原論Ⅰ</td><td>2</td></tr><tr><td>幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目</td><td>2</td><td>教育心理学</td><td>2又は4</td></tr><tr><td>教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目</td><td>2</td><td>教育原論Ⅱ</td><td>2又は4</td></tr><tr><td>教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目</td><td>2</td><td>教育方法論 授業心理学</td><td>2 2</td></tr><tr><td>4科目とも必修</td><td>8単位</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教科教育法に関する科目</td><td>2</td><td>教科教育法</td><td>2又は4</td></tr><tr><td>特別活動に関する科目</td><td>2</td><td>特別活動論 教育課程Ⅱ</td><td>2 2</td></tr><tr><td>2科目とも必修</td><td>4単位</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目</td><td>2</td><td>教育指導 生徒指導論</td><td>2又は4 2</td></tr><tr><td>必修</td><td>2単位</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教育実習</td><td>3</td><td>教育実習</td><td>3</td></tr><tr><td>必修</td><td>3単位</td><td></td><td></td></tr><tr><td>選択科目</td><td>2</td><td>教育課程Ⅰ他</td><td></td></tr><tr><td>最低必修単位</td><td>19単位</td><td></td><td></td></tr></table>	免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位	教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4	教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2	4科目とも必修	8単位			教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4	特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2	2科目とも必修	4単位			生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2	必修	2単位			教育実習	3	教育実習	3	必修	3単位			選択科目	2	教育課程Ⅰ他		最低必修単位	19単位		
			第一欄	第二欄	第三欄																																																																																												
			免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数																																																																																												
			国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 選択科目	8又は6 6 20 計 40																																																																																												
				地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 選択科目	6又は4 6又は4 8又は6 4又は2 20 計 40																																																																																											
					公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 選択科目	6 6 8 20 計 40																																																																																										
						数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ 選択科目	6又は4 6又は4 6又は4 4又は2 4又は2 20 計 40																																																																																									
			理科				物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 選択科目	4 4 4 4 4 20 計 40																																																																																									
				保健体育			体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） 選択科目	5 6 2 2 5 20 計 40																																																																																									
					職業指導		職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 選択科目	4 10 6 20 計 40																																																																																									
						英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む。） 選択科目	6 6 6 2 20 計 40																																																																																									
農業・工業 商業・水産	各教科の関係科目 職業指導 各教科の選択科目	16 4 20 計 40																																																																																															
	免許法に定められた教職に関する科目	最低修得単位数	左に対応する授業科目名	単位																																																																																													
	教育の本質及び目標に関する科目	2	教育原論Ⅰ	2																																																																																													
	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	2	教育心理学	2又は4																																																																																													
教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	2	教育原論Ⅱ	2又は4																																																																																														
教育の方法及び技術（情報機器及び機材の活用を含む。）に関する科目	2	教育方法論 授業心理学	2 2																																																																																														
4科目とも必修	8単位																																																																																																
教科教育法に関する科目	2	教科教育法	2又は4																																																																																														
特別活動に関する科目	2	特別活動論 教育課程Ⅱ	2 2																																																																																														
2科目とも必修	4単位																																																																																																
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育指導 生徒指導論	2又は4 2																																																																																														
必修	2単位																																																																																																
教育実習	3	教育実習	3																																																																																														
必修	3単位																																																																																																
選択科目	2	教育課程Ⅰ他																																																																																															
最低必修単位	19単位																																																																																																
			(備考) 1 教科教育法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。 2 中学校の「道德教育に関する科目（教育課程Ⅰ、道德教育論）」は、この表中の選択科目として使用できる。 3 教育実習の単位は、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含んで修得すること。 4 このほかに教育学部で開講の「民族と教育」、「発達教育論Ⅰ・Ⅱ」、「同和・人権教育論」を履修することを推奨する。（選択科目とはならない。） 5 授業時間割は4月上旬に教育学部に掲示する。（配当は2回生以上） なお、全ての教科について「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のほかに、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」2単位以上（理論と実技科目両方必要）を修得しなければなりません。																																																																																														

◎ 上記以外の免許教科については、所属学部教務掛で確認してください。

◎ 中学校、高等学校の教諭の免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭(聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

IX 京都大学の概況等

- 1 概況
- 2 キャンパスマップ
- 3 交通案内

1 概 況

役 員 数 10人 (2人)

(平成18年 5 月 1 日現在)

総 長	1	理 事	7	監 事	2
-----	---	-----	---	-----	---

職 員 数 5,117人

(平成18年 5 月 1 日現在)

教 授	992	助 教 授	779	講 師	157
助 手	950	そ の 他 職 員	2,239		

学 生 数

学 部 (平成18年10月 1 日現在)

区 分	学 生	科目等履修生	聴講生	計
総合人間学部	585	13	10	608
文 学 部	982	14	44	1,040
教 育 学 部	303	16	17	336
法 学 部	1,717	2	6	1,725
経 済 学 部	1,154		8	1,162
理 学 部	1,331	9	9	1,349
医 学 部	634			634
	443			443
薬 学 部	337			337
	30			30
工 学 部	4,232	9	3	4,244
農 学 部	1,288	5	1	1,294
総 計	13,036	68	98	13,202

(注) 医学部の上段は医学科 (6 年制), 下段は保健学科 (4 年制)。
薬学部の上段は2005年度まで総合薬学科 (4年制), 2006年度は薬科学科 (4年制), 下段は薬学科 (6 年制)

大 学 院

(平成18年10月 1 日現在)

区 分	修 士 課 程	博士後期課程	専 門 職 学位課程	科目等履修生	聴講生	計
文 学 研 究 科	270	230			37	537
教 育 学 研 究 科	101	118		9		228
法 学 研 究 科	71	67	452		3	593
経 済 学 研 究 科	137	200		2	8	347
理 学 研 究 科	669	539		1	2	1,211
医 学 研 究 科		645				645
	35	67	54			156
薬 学 研 究 科	168	109		1		278
工 学 研 究 科	1,408	535		50		1,993
農 学 研 究 科	622	345		1		968
人間・環境学研究科	361	320				681
エネルギー科学研究科	243	90		1		334
アジア・アフリカ地域研究研究科		165		6		171
情 報 学 研 究 科	390	197		1		588
生命科学研究科	178	156				334
地 球 環 境 学 舎	57	66			1	124
公 共 政 策 教 育 部			45			45
経 営 管 理 教 育 部			64			64
総 計	4,710	3,849	615	72	51	9,297

(注) 医学研究科の上段は, 博士課程 (4 年制)。
アジア・アフリカ地域研究研究科は, 一貫制博士課程 (5 年制)。

卒 業 者 数 (累計) (平成18年10月 1 日現在)

大学院博士課程修了	12,639
大学院修士課程修了	52,842
学 部 (旧 制)	47,964
学 部 (新 制)	121,386
理 工 科 大 学	944
旧制附属医学専門部	804

(注) 大学院修士課程修了の累計には, 修士修了相当授与者を含む。

学位授与数 (累計) (平成18年10月 1 日現在)

博士 (旧 制)	9,651	博士 (新 制)	24,558
修 士	52,842	学 士	39,762

図 書 数 (平成18年 3 月31日現在)

和 漢 書	3,143,875
洋 書	3,002,765

土地及び建物面積 (平成18年 5 月 1 日現在)

土 地 面 積	49,125,186㎡
建 物 面 積 (延)	1,158,639㎡

2 キャンパスマップ

 吉田キャンパス
Yoshida Campus

北部構内
North Campus

North Campus

1. Main Gate
2. Faculty of Science Bldg. No.1
3. Faculty of Science Bldg. No.2
4. Faculty of Science Bldg. No.6
5. Faculty of Science Bldg. No.3
6. Faculty of Science Bldg. No.4
7. Research Center for Low Temperature and Materials Sciences
8. Radioisotope Research Center (Annex)
9. Faculty of Science Bldg. No.5
10. Faculty of Agriculture Main Bldg.
11. Graduate School of Agriculture Bldg. No.2
12. Research Institute for Mathematical Sciences (RIMS)
13. Yukawa Hall
14. Yukawa Institute for Theoretical Physics
15. Botanical Garden
16. Experimental Farm
17. Sports Ground
18. Graduate School of Agriculture
Graduate School of Biostudies
19. Documentation and Information Center for Chinese Studies (DCCS)
(Institute for Research in Humanities)
20. Field Science Education and Research Center





Main Campus

1. Main Gate
2. Clock Tower Centennial Hall
University Archives
Restaurant "La Tour"
3. University Head Office
4. Student Lounge Ki-ZU-NA
5. Center for Student Health
The Health and Medical Services
6. Student Affairs Department
Foreign Student Division
International Center
Counseling Center
7. University Library (Central Library)
8. Institute of Economic Research
9. Center for Archaeological Operations
10. Faculty of Education
11. Faculty of Letters Exhibition Hall
12. Kyoto University Museum

13. Faculty of Law and Economics Main Bldg.
Faculty of Law
14. Faculty of Law and Economics North Bldg.
15. Faculty of Law and Economics Research Bldg.
Faculty of Economics
Graduate School of Management
16. Faculty of Letters
17. Faculty of Letters East Bldg.
18. Faculty of Engineering Bldg. No.9
School of Global Environmental Studies /
Hall of Global Environmental Research
Graduate School of BioStudies
19. Faculty of Engineering Bldg. No.4
Environment Preservation Center
International Innovation Center (IC) Yoshida
Law School
School of Government
20. Faculty of Engineering Bldg. No.5

21. Faculty of Engineering Bldg. No.7
22. Academic Center for Computing and
Media Studies (North Bldg.)
23. Faculty of Engineering Bldg. No.3
24. Faculty of Engineering Bldg. No.10
Graduate School of Informatics
25. Faculty of Engineering Bldg. No.8
Career Support Center
26. Faculty of Engineering Bldg. No.1
27. Venture Business Laboratory (VBL)
28. Faculty of Engineering
Engineering Science Dept. Bldg.
29. Faculty of Engineering Bldg. No.6
30. Faculty of Engineering Integrated
Research Bldg.
31. Faculty of Engineering Bldg. No.2
Graduate School of Energy Science
32. Faculty of Engineering Radioisotope
Research Laboratory

33. Faculty of Engineering Bldg. No.11
34. Institute for Research in Humanities
35. Cafe-Restaurant "Camphora"
51. Faculty of Engineering Department
of Architecture Historic Bldg.
52. Faculty of Engineering Department
of Civil Engineering
53. Sento-do
55. Cooperative Store Head Office
56. International Seminar House
57. Center for Integrated Area Studies

West Campus

35. Sports Gymnasium





Faculty of Medicine Campus

1. Main Gate
2. Faculty of Medicine Bldg. A
3. Faculty of Medicine Bldg. B
4. Faculty of Medicine Bldg. C
5. Faculty of Medicine Administration Center
6. Faculty of Medicine Bldg. D
7. Science Frontier Laboratory
8. South Campus Research Bldg. Faculty of Medicine Bldg. G
9. Faculty of Medicine Center for Anatomical Studies
10. Faculty of Medicine Bldg. F
11. Faculty of Medicine Institute of Laboratory Animals
12. Radioscope Research Center
13. Radiation Biology Center
14. Faculty of Medicine Bldg. E
15. Medical Library
40. Faculty of Medicine Bldg. H
41. Faculty of Medicine Bldg. I
16. Grove of Universal Learning (School of Global Environmental Studies / Hall of Global Environmental Research)

University Hospital, West Campus

26. School of Health Sciences, Faculty of Medicine
27. School of Health Sciences, Faculty of Medicine (Annex)
28. Institute for Frontier Medical Sciences (East Bldg.)
29. Molecular Biology Research Bldg. Faculty of Medicine Center for Genomic Medicine
30. West Wards
31. Psychiatric Day Care Unit
32. Institute for Virus Research
33. Stem Cell Research Center (Institute for Frontier Medical Sciences)
34. South West Wards
35. Institute for Frontier Medical Sciences (West Bldg.)
39. South General Research Bldg.

University Hospital, East Campus

17. Translational Research Center
18. Lecture Hall
19. Faculty of Medicine The First Clinical Research Laboratory
20. Central Clinical Facilities Faculty of Medicine The Second Clinical Research Laboratory
21. Clinics for Outpatients
22. Clinical Radioscope Division
23. South Wards
24. North Wards
25. Clinical Research Laboratories



Faculty of Pharmaceutical Sciences Campus

35. Faculty of Pharmaceutical Sciences
36. Center for Southeast Asian Studies Graduate School of Asian and African Area Studies
37. Center for African Area Studies
38. Research Bldg.

- 駐車場 Parking Lot
- 食堂 Cafeteria
- カフェ Cafe
- 生協店舗・売店 Cooperative Store, Shop
- バス停 Bus Stop

宇治キャンパス

Uji Campus

宇治キャンパスの組織

Research Institutions in Uji Campus

化 研	化学研究所	Institute for Chemical Research
ICR		
エネ研	エネルギー理工学研究所	Institute of Advanced Energy
IAE		
生存研	生存圏研究所	Research Institute for Sustainable Humankind
RISH		
防災研	防災研究所	Disaster Prevention Research Institute
DPRI		
ISS	生存圏科学研究所	Institute of Sustainability Science
	次世代開拓研究ユニット	
KUPRU		Pioneering Research Unit for Next Generation
工 学	工学研究所	Graduate School of Engineering
農 学	農学研究所	Graduate School of Agriculture
エネ科	エネルギー科学研究科	Graduate School of Energy Science
情報学	情報学研究所	Graduate School of Informatics
低温研	低温物質科学研究所	Research Center for Low Temperature and Materials Sciences
LTM		
ICC	国際融合創造センター	International Innovation Center



1. Main Gate
2. South Gate
3. Uji Campus Main Bldg.
Institute of Sustainability Science
Pioneering Research Unit for Next Generation
4. Administration Office of Uji Campus
Information Center
5. Uji International House
6. Accelerator Laboratory (ICR)
Laser Science Laboratory (ICR)
7. Nuclear Acid Research Bldg. (ICR)
8. Bioinformatics Center (ICR)
9. Biotechnology Laboratory (ICR)
10. Cryogenic Laboratory (ICR)
LTM
11. Electron Spectromicroscope Bldg. (ICR)
12. Joint Research Laboratory (ICR)
13. North Bldg. No.1 (IAE)
14. North Bldg. No.2 (IAE)

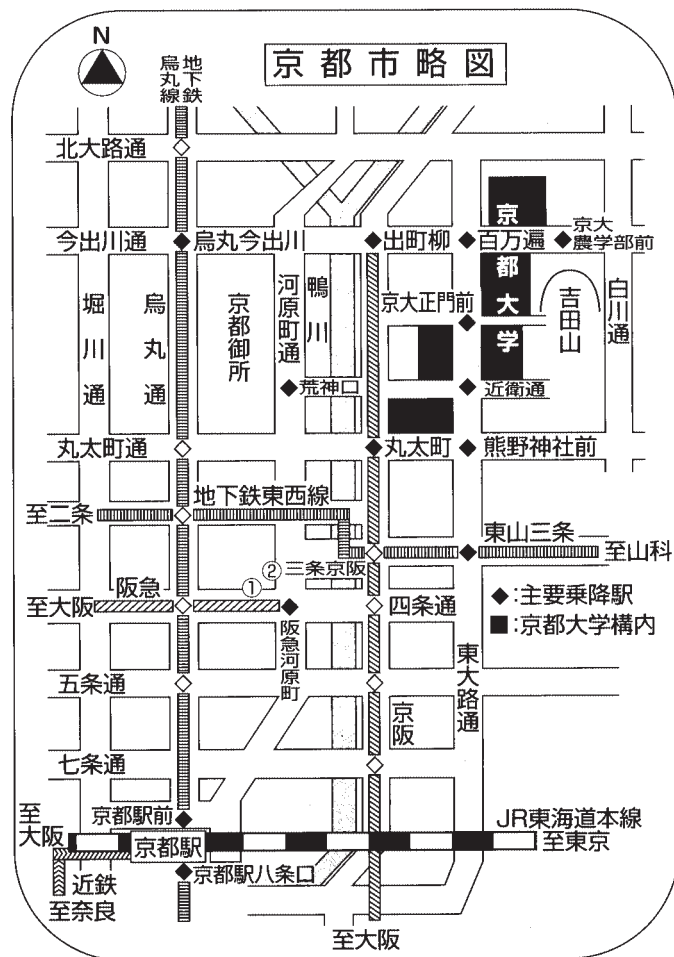
15. North Bldg. No.3 (IAE)
16. North Bldg. No.4 (IAE)
Graduate School of Energy Science
17. South Bldg. No.1 (IAE)
18. South Bldg. No.3 (IAE)
19. Wood Composite Hall (RISH)
20. Deterioration Organisms Laboratory
Woodworking Shop (RISH)
21. Xylarium (RISH)
22. Eco-Housing "Fitsushushu" (RISH)
23. Research Center for Disaster Reduction Systems (DPRI)
24. Research Center for Earthquake Prediction (DPRI)
25. Boundary Layer Wind Tunnel Laboratory (DPRI)
26. Earthquake Response Simulation Laboratory (DPRI)
27. Research Center on Landslides (DPRI)
UNITWIN Headquarter
28. Solar Power Station / Satellite Laboratory (RISH)
29. Microwave Energy Transmission Laboratory (RISH)
30. Electromagnetic Wave Laboratory (RISH)

31. Wind Tunnel Laboratory
(Graduate School of Engineering)
32. Super Air Gasdynamics Laboratory
(Graduate School of Engineering)
33. Radiation Laboratory
Quantum Science and Engineering Center
(Graduate School of Engineering)
Graduate School of Energy Science
34. Pilot Plant Factory of New Materials for
Food Processing
(Graduate School of Agriculture)
35. Experimental Station for Plants and Animals
(Graduate School of Agriculture)
36. South No.2 Bldg.
(Graduate School of Energy Science)
37. Graduate School of Informatics
38. Uji Research Bldg.
Bioinformatics Center Branch Office (ICR)
International Innovation Center (ICC) Uji

Kilgore Campus



3 交通案内



市バス案内等

主要鉄道駅	乗車バス停	市バス系統	市バス経路等	下車バス停
京 都 (JR、近鉄)	京 都 駅 前	206系統	「東山通 北大路バスターミナル」行	「京大正門前」又は「百万遍」, 医 (医学科)・薬は「近衛通」, 医 (保健学科)は「熊野神社前」
		17系統	「河原町通 銀閣寺」行	「百万遍」, 理・農は「京大農学部前」, 薬は「荒神口」
阪急河原町	四条河原町① 四条河原町②	201系統	「祇園 百万遍」行	「京大正門前」又は「百万遍」, 医 (医学科)・薬は「近衛通」, 医 (保健学科)は「熊野神社前」
		31系統	「東山通 高野・岩倉」行	「百万遍」, 薬は「荒神口」
		3系統	「百万遍 北白川仕伏町」行	「百万遍」, 理・農は「京大農学部前」, 薬は「荒神口」
地下鉄烏丸線 今 出 川	烏丸今出川	17系統	「河原町通 銀閣寺」行	「京大正門前」又は「百万遍」, 医 (医学科)・薬は「近衛通」, 医 (保健学科)は「熊野神社前」
		201系統	「百万遍 祇園 四条大宮」行	「百万遍」, 理・農は「京大農学部前」
地下鉄東西線 東 山	東 山 三 条	203系統	「今出川 通 銀閣寺」又は「銀閣寺 錦林車庫」行	「京大正門前」又は「百万遍」, 医 (医学科)・薬は「近衛通」, 医 (保健学科)は「熊野神社前」
		206系統	「東山通 北大路バスターミナル」行	「京大正門前」又は「百万遍」, 医・薬は「近衛通」
		201系統	「百万遍 千本今出川」行	医 (保健学科)は「熊野神社前」
		31系統	「東山通 高野・岩倉」行	
京阪出町柳	文・教・法・経済・工は、当駅下車東へ徒歩10分, 総合人間・理・農は徒歩15分			
京阪丸太町	医 (医学科)・薬は、当駅下車東へ徒歩10分, 医 (保健学科)は、当駅下車東へ徒歩5分			

X 関係諸規程

- 1 京都大学通則
- 2 京都大学学位規程
- 3 学位規則
- 4 京都大学における学生納付金に関する規程
- 5 京都大学授業料，入学料免除等規程
- 6 京都大学学生健康診断規程
- 7 京都大学学内掲示等規程
- 8 京都大学学内団体規程
- 9 京都大学学内集会規程
- 10 京都大学学生表彰規程
- 11 京都大学学生寄宿舍規程
- 12 京都大学総合体育館規程
- 13 京都大学総合体育館使用規則
- 14 京都大学北白川スポーツ会館規則
- 15 京都大学白馬山の家使用規程
- 16 京都大学白馬山の家管理要項
- 17 京都大学白浜海の家使用規程
- 18 京都大学白浜海の家管理要項
- 19 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

1 京都大学通則

(昭和二十八年四月七日)
(達示第三号制定)

第一章 学 年

第一条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二条 学期は、次の二期とする。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第三条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

創立記念日 六月十八日

夏季休業 八月六日から九月三十日まで

冬季休業 十二月二十七日から翌年一月四日まで

第二章 学 部

第三条の二 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第一に掲げるとおりとする。

第四条 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第五条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 中等教育学校を卒業した者

三 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

四 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

五 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

七 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

十 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第六条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第七条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可することがある。

一 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。

二 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。

三 他の大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第八条 本学の他学部に移学を志望し、又は他大学から本学に移学を志望する者は、欠員のある場合に限って、当該学部の定めるところにより許可することがある。

第九条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第十条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成十六年達示第六十三号。以下第六十七条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りではない。

第十一条 入学志望者には、健康診断を行う。

第十二条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとった者については、この限りでない。

3 第一項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和五十三年達示第五号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとつた者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかつた場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 第一項の規定にかかわらず、第三十七条第一項第八号、第三項第七号又は第五十三条の三第八号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部・に再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第十三条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第十四条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第十五条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たつては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第十六条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第十七条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第十八条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

第十九条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第二十条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学又は短期大学と協議の

うえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 前三項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、六十単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第二十一条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第四項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

第二十二条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十条第四項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第一項の規定により与えることができる単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

- 4 第一項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したもののみをみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第十八条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の二分の一を超えることができない。

第二十三条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、通算四年を超えることができない。
- 4 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。
- 5 休学期間は、在学年に算入しない。

第二十四条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第二十五条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

- 一 疾病その他事故により成業の見込みがない者
- 二 授業料納付の義務を怠る者

第二十六条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第二十七条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第二十八条 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第二期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額

第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規定による。
- 3 受理した授業料は、返還しない。

- 4 第一項ただし書の規定により、第二期に係る授業料を当該年度の第一期に係る授業料を納めるときに併せて納めた者が第二期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学し、かつ、申し出た場合にあっては、既に納めた第二期に係る授業料に相当する額を返還するものとする。

第二十九条 休学中は、別に定める免除等規定により授業料を免除する。

第三十条 停学を命ぜられた者は、その期間中であっても授業料を納付しなければならない。

第三十一条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第三十二条 本学学規に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

- 2 懲戒に関する手続は、別に定める。

第三十三条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 譴責
- 二 停学
- 三 放学

第三十四条 停学三月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第三章 大 学 院

第三十五条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

第三十五条の二 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第三十六条 研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

- 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、医学研究科医学専攻の博士課程の標準修業年限は、四年とする。
- 3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期二年の課程及び後期三年の課程に区分し、前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱う。
- 4 医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期三年の課程とする。
- 5 第三項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。

- 6 第三項の前期二年及び後期三年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

第三十六条の二 入学は、学年の初め一回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

- 2 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第三十七条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 大学に三年以上在学した者（学校教育法第六十七条第二項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - 九 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- 一 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
 - 二 外国において、本学大学院の修士課程又は専門

職学位課程に相当する課程を修了した者

- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 本学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

- 3 医学研究科の博士課程（第三十六条第二項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- 一 医学部医学科又は歯学部を卒業した者
- 二 大学における修業年限六年の獣医学を履修する課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における十八年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十八年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十八年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に四年以上在学した者（学校教育法第六十七条第二項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

八 本学において、個別の入学資格審査により、第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

第三十八条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。

一 第三十七条第二項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第一年次に相当する年次に入学を志望するとき。

二 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第四十条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）を志望し、又は他大学大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することがある。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第四十一条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から三年以内に限り、研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第四十二条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第四十二条の二 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第四十三条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若

しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第四十三条の二 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第四十四条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第四十五条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 前三項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、十単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したもののみみなすことができる。

第四十六条 学生で、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第一項又は第二項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科

の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第四十六条の二 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、十単位を超えないものとする。

第四十七条 疾病その他の事故により、三月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算三年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、二年以内の、医学研究科の博士課程においては、なお、一年以内の休学を許可することができる。

第四十八条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第四十九条 修士課程の修了の要件は、同課程に二年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき三十単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に一年以上の在学をもつて足りるものとするができる。

2 在学年限は、四年を超えることができない。

第五十条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に三年（専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項の法科大学院の過程を

修了した者にあつては、二年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に五年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 前二項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に四年以上在学して専攻科目につき三十単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

5 第一項、第二項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては一年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が二年未満のものにあつては、その在学期間を含めて三年）以上の、一貫制博士課程にあつては三年（第三十九条第一号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における二年以内の在学期間を含めて三年）以上の、医学研究科の博士課程にあつては三年以上の在学をもつて足りるものとするができる。

6 在学年限は、博士後期課程においては六年を、一貫制博士課程においては十年を、医学研究科の博士課程においては八年を超えることができない。

第五十条の二 研究科においては、学生に対して、第四十九条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第五十一条 授業料は、年額を次の二期に分けて、所定の期日に納めなければならない。

第一期 四月から九月まで 年額の二分の一に相当する額

第二期 十月から三月まで 年額の二分の一に相当する額

第五十二条 休学中は、別に定める免除等規程により

授業料を免除する。

第五十三条 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項ないし第四項及び第六項本文、第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第三章の二 専門職大学院

第五十三条の二 第三十六条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。

3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科の定めるところにより、一年以上二年未満の期間とすることができる。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、三年とする。

5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第二に掲げるとおりとする。

6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第五十三条の三 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学に三年以上在学した者（学校教育法第六十七条第二項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者

九 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの

第五十三条の四 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

第五十三条の五 科目及び授業は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第五十三条の十五までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。

第五十三条の五の二 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第五十三条の六 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。

第五十三条の七 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第五十三条の八 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学と協義のうえ、学生に、当該他の大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学と協義のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 3 前二項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で、法学研究科にあつては三十単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

第五十三条の九 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第三十一条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第三項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又

は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとし、法学研究科にあつては三十単位（前条第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第五十三条の十 休学は、通算三年を超えることができない。

第五十三条の十一 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第五十三条の十二 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に二年（第五十三条の二第三項ただし書の規定により標準修業年限を一年以上二年未満の期間とする場合にあっては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

- 2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に三年以上在学し、法学研究科が定める九十三単位以上を修得することとする。
- 3 在学年限は、四年（法科大学院にあつては六年）を超えることができない。ただし、第五十三条の六第二項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第五十三条の十三 第五十三条の九第一項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、一年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第五十三条の二第三項ただし書の規定により一年以上二年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在

学したものとみなすことができる期間は、当該一年以上二年未満の期間から一年を減じた期間を超えることができない。

第五十三条の十四 第五十三条の十二第二項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は第五十三条の八第三項及び第五十三条の九第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第五十三条の八第三項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

第五十三条の十五 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項ないし第四項及び第六項本文、第十三条、第十七条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条（第二号の場合に限る。）、第四十条ないし第四十二条、第四十七条第一項及び第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第二十五条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第三十六条の二、第三十八条第二項及び第三十九条（第二号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第四十条第一項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第二項中「研究科」とあるのは「研究科又は教

育部」と、第四十一条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第四十二条並びに第四十七条第一項及び第二項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第四章 学 位

第五十四条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第五十五条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第四十九条第一項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第五十五条の二 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第五十六条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第五十七条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第五十八条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第五章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等

第五十九条 外国人で第五条及び第三十七条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第六十条 公の機関又は団体等から、その所属の職員

につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願ひ出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第六十一条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、一又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第六十二条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第六十三条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 3 特別聴講学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

第六十四条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

- 2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生又は特別研究学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

- 3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、

特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

- 一 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協義に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生

- 二 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生

- 三 本学と公立又は私立の大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

- 四 本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生

- 4 前三項の規定にかかわらず、文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、その納付を要しない。

- 5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

- 6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。

第六十五条 第四条、第六条、第八条ないし第十四条、第十八条ないし第二十六条、第二十八条ないし第三十四条の規定は、学部の外国学生に準用する。

- 2 第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項ないし第四項及び第六項本文、第十三条、第二十三条第四項及び第五項ないし第二十五条、第二十八条第一項ただし書及び第二項ないし第四項、第三十条ないし第三十四条、第三十六条の二、第三十八

条，第四十条ないし第五十二条，第五十三条後段，第五十五条，第五十六条の規定は，大学院の外国学生に準用する。

3 第十一条，第十九条，第二十四条ないし第二十六条，第三十条ないし第三十三条の規定は，学部の委託生，科目等履修生及び聴講生に準用する。

4 第十一条，第十九条，第二十四条ないし第二十六条，第三十条ないし第三十三条，第四十条，第四十一条，第四十四条第一項，第四十八条，第五十三条後段の規定は，大学院の委託生，科目等履修生及び聴講生に準用する。

5 第二十四条，第二十六条，第三十条ないし第三十三条の規定は，学部の特別聴講学生に準用する。

6 第二十四条，第三十条ないし第三十三条，第四十八条の規定は，大学院の特別聴講学生及び特別研究学生に準用する。

第六十六条 この章及び別に定めるもののほか，特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については，当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第六章 授業料等の額

第六十七条 第十条第一項の検定料及び第十二条第一項の入学料の額並びに第二十八条第一項及び第五十一条の授業料の年額並びに第六十四条第一項の検定料，同条第二項の入学料及び同条第三項の授業料の額は，それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則（略）

別 表（略）

2 京都大学学位規程

（昭和三十三年一月二十八日
達示第一号制定）

第一条 本学において授与する学位は，学士，修士，博士，修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位を授与するに当たつては，次の区別に従い，専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部	総合人間学
文 学 部	文 学
教 育 学 部	教 育 学
法 学 部	法 学
経 済 学 部	経 済 学
理 学 部	理 学
医 学 部	医 学
薬 学 部	薬 科 学
	薬 学
工 学 部	工 学
農 学 部	農 学

3 修士の学位を授与するに当たつては，次の区別に従い，専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	文 学
教育学研究科	教 育 学
法学研究科	法 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
医学研究科	医 科 学
薬学研究科	薬 学
工学研究科	工 学
農学研究科	農 学
人間・環境学研究科	人間・環境学
エネルギー科学研究科	エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科	地域研究
情報学研究科	情 報 学
生命科学研究科	生 命 科 学
地球環境学舎	地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たつては，次の区別に従い，専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	文 学
教育学研究科	教 育 学

法学研究科	法 学
経済学研究科	経 済 学
理学研究科	理 学
医学研究科	医 学
	医 科 学
	社会健康医学
薬学研究科	薬 学
工学研究科	工 学
農学研究科	農 学
人間・環境学研究科	人間・環境学
エネルギー科学研究科	エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科	地域研究
情報学研究科	情 報 学
生命科学研究科	生 命 科 学
地球環境学舎	地球環境学

- 5 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科	社会健康医学
公共政策教育部	公共政策
経営管理教育部	経 営 学

第二条 本学大学院の課程（京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下「通則」という。）第五十三条の二の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長（地球環境学舎にあつては学舎長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

- 2 通則第五十五条第二項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

第三条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

- 2 前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程（平成十六年達示第六十三号）第七条に定める額とする。

- 3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第四条 第二条の学位論文審査願及び前条の学位申請

書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（地球環境学舎にあつては学舎会議。以下同じ。）に付託するものとする。

第五条 学位論文（修士論文又は博士論文）は一編とし、修士論文は一通、博士論文は三通を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

- 2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第六条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員三名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条において「論文の調査等」という。）を行わせる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、二名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）以外の教員は、一名以内に限るものとする。

- 3 教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、第一項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めたときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、又は研究所等の教員等に委嘱することができる。

- 4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めたときは、第一項及び第二項に定める調査委員のほか、他の大学の大学院、研究所等の教員等を一名以内に限り調査委員に加えることができる。

第七条 第三条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

- 2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

第八条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わつたときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

第九条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の三分の二以上が出席し

て、その三分の二以上が賛成しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の三分の二以上が出席して、その三分の二以上が賛成しなければならない。

第十条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。ただし、修士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

- 2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第十一条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

- 2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後一年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を一年以内に限り延長することができる。

第十二条 総長は、修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与できると認めた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第十三条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

第十四条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から一年以内に当該学位論文の全文、又はやむを得ない事由がある場合には、その内容の主要部分を印刷公表するものとする。

第十五条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前条の規定に違背したときは、前項の規定による

ことができる。

- 3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の三分の二以上が出席して、その四分の三以上が同意しなければならない。

第十六条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則（略）

3 学位規則

(昭和二十八年四月一日)
文部省令第九号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項から第三項までの規定により大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位の授与は、大学が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第三条 法第六十八条の二第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期二年及び後期三年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第四条 法第六十八条の二第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第六十八条の二第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位論文の審査の協力)

第五条 前二条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第五条の二 法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、

区 分	学 位
専門職大学院の課程（次項の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）

これらは専門職学位とする。

(専門職学位の授与の要件)

第五条の三 法第六十八条の二第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対して行うものとする。

第三章 大学評価・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第六十八条の二第三項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができる者

三 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第六十八条の二第三項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第七条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第四章 雑則

(論文要旨等の公表)

第八条 大学及び大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は大学評価・

学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第十二条 大学又は大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 大学評価・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則 (略)

4 京都大学における学生納付金に関する規程

(平成十六年四月一日)
(達示第六十三号制定)

第一条 京都大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料、学位論文審査手数料及び寄宿料（以下「学生納付金」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

第二条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額（第六条に定めるものを除く。）は、別表第一のとおりとする。

2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。

一 京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下次号において「通則」という。）第六条の規定による学部の入学に係る試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一階目の選抜に合格しなかった者 一万三千円

二 通則第六条の規定による学部の入学に係る試験において、入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した

教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 一万三千円

三 通則第七条第二項の規定による学部の編入学に係る試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第一段階目の選抜に合格しなかった者 二万三千円

四 通則第五十三条の十五において準用する通則第三十八条の規定による法科大学院又は経営管理教育部の入学に係る試験を二段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類による第一段階目の選抜に合格しなかった者 二万三千円

3 第一項の規定にかかわらず、年度における在学期間が十二月に満たない者の授業料は、当該授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

第三条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、第一期及び第二期の二期に区分して行なうものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

2 前項の授業料は、第一期にあつては四月、第二期にあつては十月に徴収するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第三項の場合における授業料の徴収は、当該年度における在学期間が第一期及び第二期にまたがるときはそれぞれの期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月及び十月に徴収し、当該年度における在学期間が第一期又は第二期の期間内のときは当該期における在学月数に応じた額を当該学生が入学又は復学した月に徴収するものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、第一期に係る授業料を徴収するときに当該年度の第二期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

第四条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

第五条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

第六条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生に係る授業料、入学料及び検定料並びに特別聴講学生、特別研究学生に係る授業料の額は、別表第二のとおりとする。

2 前項の授業料は在学予定期間の当初の月に、入学料は入学を許可するときに、検定料は、入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

第七条 学位論文審査手数料は、一件当たり五万七千円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

第八条 寄宿料の額は、別表第三のとおりとする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

第九条 この規程に定めるもののほか、授業料その他学生納付金に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則（略）

別表第1（第二条関係）

第1表 学生に係る授業料等（別表第2に掲げるものを除く。）

区 分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
学部	535,800	282,000	17,000
大学院研究科	535,800	282,000	30,000
法科大学院	804,000	282,000	30,000
短期大学の学科（専攻科を含む）	390,000	169,200	18,000
転学、編入学、再入学	535,800	282,000	30,000

第2表 平成10年度以前に入学した学生に係る授業料

区分・入学年度	年額（円）
学部・大学院の研究科	
昭和62年度及び昭和63年度	300,000
平成元年度及び平成2年度	339,600
3年度及び平成4年度	375,600
5年度及び平成6年度	411,600
7年度及び平成8年度	447,600
9年度及び平成10年度	469,200
短期大学の学科（専攻科を含む。）	
平成元年度及び平成2年度	248,400
3年度及び平成4年度	274,800
5年度及び平成6年度	300,600
7年度及び平成8年度	326,400
9年度及び平成10年度	342,000

別表第2（第六条関係）

区 分	授業料(円)	入学料(円)	検定料(円)
委託生	1単位 14,800	28,200	9,800
科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800
聴講生	1単位 14,800	28,200	9,800
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
特別聴講学生	1単位 14,800	—	—
特別研究学生	月額 29,700	—	—

委託生等に係る授業料等

別表第3（第八条関係）

区 分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄宿料（円）
居室が単身用の場合	18㎡以上20㎡未満	月額 4,300
	20㎡以上25㎡未満	月額 4,700
	25㎡以上	月額 5,900
居室が世帯用の場合	40㎡以上50㎡未満	月額 9,500
	50㎡以上60㎡未満	月額 11,900
	60㎡以上	月額 14,200

- 1 国際交流会館（本館・宇治分館・おうばく分館）に入居する学生に係る寄宿料
- 2 熊野寮に入居する学生に係る寄宿料
……………月額700円
- 3 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係る寄宿料……………月額400円

5 京都大学授業料，入学料免除等規程

（昭和五十三年二月二十一日）
達示第五号制定

（趣旨）

第一条 京都大学における学部及び大学院の授業料の免除，徴収猶予及び月割分納の許可（以下「授業料の免除等」という。）並びに入学料の免除及び徴収猶予（以下「入学料の免除等」という。）に関しては，京都大学通則（昭和二十八年達示第三号。以下「通則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（授業料の免除）

第二条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については，願い出により，第一号に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を，第二号及び第三号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日の

属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を，それぞれ免除することがある。

- 一 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合
- 二 授業料の納付期限前六月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は，入学前一年以内）において，その者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，授業料の納付が著しく困難と認められる場合

三 前号に準ずる場合であつて，総長が相当と認める事由がある場合

- 2 次の各号に掲げる特別の事由のある者については，第一号から第三号までに掲げる場合にあつては未納の授業料の全額を，第四号に掲げる場合にあつては月割計算により退学の日属する月の翌月以降の授業料の全額を，それぞれ免除することがある。

- 一 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- 二 通則第十二条第四項に定めるもののうち，入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において，第八条第二項本文に定める期日までに収めるべき入学料を収めないことにより学生の身分を失つた場合

三 通則第二十五条第二号の規定により除籍され，通則第十四条又は第四十一条の規定による再入学の願出期間を経過した場合

四 授業料の徴収猶予又は月割分納の期間中に退学した場合

- 3 休学する者については，月割計算により休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日からのときは，その月）から復学の日属する月の前月までの授業料を免除する。ただし，休学する日が授業料の納付期限経過後であつて，授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については，この限りでない。

（授業料の徴収猶予及び月割分納の許可）

第三条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については，願い出により，当該期分の授業料の徴収を猶予し，又は月割分納を許可することがある。

- 一 経済的理由によつて納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場

合

二 行方不明の場合

三 その者又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

2 授業料の徴収を猶予された場合の授業料の納付期限は、当該期の末日までとする。

3 授業料の月割分納を許可された場合の月割分納額の納付期限は、毎月末日までとする。

(授業料の免除等の出願手続)

第四条 第二条第一項の規定による授業料の免除又は前条第一項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科（地球環境学舎を含む。以下同じ。）の長を経て、総長に願出しなければならない。

一 事由書

二 授業料の納付が困難な当該事由を認定することができる市区町村長の証明書

三 その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 授業料の免除等の出願期日は、各期の初めに告知する。

3 授業料の免除等の願書並びに第一項第一号及び第二号の書類の様式は、総長が別に定める。

(入学料の免除)

第五条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願出により、入学料の全額又は半額を免除することができる。

一 大学院の研究科に入学する者で、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前一年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合

三 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合

2 本学の学部において入学料を納付し、入学（編入

学、転入学及び聴講生、研究生等としての入学を除く。）手続を行つた後に、当該学部への入学を辞退し、所定の期日までに本学の他学部に入學手続を行う場合は、願出により、入学料の全額を免除するものとする。

3 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、未納の入学料の全額を免除するものとする。

一 入学料の免除又は徴収猶予を願出た後、これに対する決定がなされるまでの間に死亡した場合

二 第八条第二項本文の規定により入学料を納めるべき場合において、その納めるべき期間内に死亡した場合

三 通則第十二条第四項に定めるもののうち、入学料全額の免除又は入学料の徴収猶予をされなかつた場合において、第八条第二項本文に定める期日までに収めるべき入学料を収めないことにより学生の身分を失つた場合

(入学料の徴収猶予)

第五条の二 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願出により、入学料の徴収を猶予することがある。

一 経済的理由によつて納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 入学前一年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難と認められる場合

三 その他やむを得ない事情により納付期限までに入学料の納付が困難と認められる場合

2 入学料の徴収を猶予された場合の入学料の納付期限は、当該入学年度内において別に定める。

(入学料の免除等の出願手続)

第六条 第五条第一項の規定による入学料の免除又は前条第一項の規定による入学料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、学部に入學する者の場合にあつては当該学部の長を、大学院の研究科に入學する者の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願出なければならない。

一 事由書

二 入学料の納付が困難な当該事由を認定すること

ができる市区町村長の証明書

三 その他当該学部又は研究科の長が特に必要と認める書類

2 第五条第二項の規定による入学料の免除を受けようとする者は、所定の願書に、本学の学部において入学料を既に納付したことを証明する書類、当該学部への入学を辞退したことを証明する書類及び当該年度に実施された大学入試センター試験の受験票を添え、所定の期日までに総長に願い出なければならない。

3 入学料の免除等の出願期日は、入学する者に通知する。

4 入学料の免除等の願書、第一項第一号及び第二号の書類並びに第二項の入学料を既に納付したこと及び入学を辞退したことを証明する書類の様式は、総長が別に定める。

(選考等)

第七条 授業料の免除等及び入学料の免除等の決定は、学生部委員会の議を経て、総長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第二項の規定による授業料の免除及び第五条第三項の規定による入学料の免除の決定は当該学部又は研究科の長の申出に、第五条第二項の規定による入学料の免除の決定は当該学部の長の申出に基づき、総長が行う。

3 第四条第一項の規定による授業料の免除等の願い出及び前条第一項の規定による入学料の免除等の願い出に対し決定がなされたときは、厚生補導担当の副学長は、学部学生又は学部に入学者の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生又は大学院の研究科に入学者の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。

(免除等がなされなかつた授業料等の納付等)

第八条 第四条第一項の規定による授業料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定、徴収を猶予しない決定又は月割分納を許可しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して三十日以内に納めるべき授業料を納めなければならない。

2 第六条第一項の規定による入学料の免除等の願い出に対し、免除しない決定、半額を免除する決定又は徴収を猶予しない決定がなされたときは、出願者は、その通知が行われた日から起算して十四日以内

に、納めるべき入学料を納めなければならない。ただし、免除しない決定又は半額を免除する決定がなされたときは、同項の規定による入学料の徴収猶予を願い出ることができる。

(授業料の免除等及び入学料の免除の取消)

第九条 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けている者は、その事由が消滅したときは、学部学生の場合にあつては当該学部の長を、大学院学生の場合にあつては当該研究科の長を経て、その旨を遅滞なく総長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、総長は、当該授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消された場合にあつては月割計算により当該事由の消滅した月以降の授業料の全額を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を速やかに納めなければならない。

第十条 授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可若しくは入学料の免除若しくは徴収猶予を不正の方法により受けた者又は前条第一項の届出を怠つた者に対しては、総長は、学生部委員会の議を経て、それぞれ当該授業料の免除、徴収猶予若しくは月割分納の許可又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除又は入学料の免除若しくは徴収猶予を取り消された場合にあつては授業料又は入学料の全額を、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合にあつては未納の授業料の全額を直ちに納めなければならない。

第十一条 第七条第三項の規定は、第九条及び第十条の規定による授業料の免除等の取消し及び入学料の免除等の取消しがあつた場合に準用する。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則 (略)

6 京都大学学生健康診断規程

(昭和二十九年十二月二十一日)
(達示第十六号制定)

第一条 学生は、本学の行う定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

第二条 疾病その他の事由によつて前条の健康診断を受けることができないときは、その事由を附してあらかじめ所属学部長または所属研究科長（地球環境学舎にあつては学舎長。以下次条において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の事由のなくなつたときは、速やかに健康診断を受けなければならない。

第三条 やむを得ない事情により前条の届出ができない場合においては、その事情のなくなつたとき、速やかに所属学部長又は所属研究科長に届け出、健康診断依頼書の交付を受けて、健康診断を受けなければならない。

第四条 病気休学者が復学するときは、所定の健康診断を受けなければならない。

第五条 この規程による健康診断を受けなかつた者は、当該年度に施行する試験を受けることができない。

附 則（略）

7 京都大学学内掲示等規程

(昭和二十三年十二月七日)
(告示第十三号制定)

第一条 学内周知を目的とする掲示、放送、配布用または撒布用の印刷物、伝単、流旗、プラカード、立看板および広告類の取扱いは、公用のものを除きこの規程による。

第二条 掲示は、京都大学学内団体規程により総長の承認した団体、本学職員、学生、生徒が行なうものに限る。

学外者による掲示については、本学が特に必要と認めた広告類に限り許可することがある。

第三条 掲示を行おうとするときは、教育研究推進本部又は経営企画本部に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行

なう。

第四条 掲示は、本学の定める一般掲示所以外の場合に行なつてはならない。

第五条 掲示の大きさは、おおむね日本標準規格B4判以内とする。ただし、関係部局で特に必要と認め、かつ、掲示場所を指定するものに限り日本標準規格B2判（新聞紙二頁大）以内とすることができる。

第六条 学外者に告知することを目的とする集会の掲示の大きさおよび場所については、関係部局の指示に従わなければならない。

なお、立看板は、縦二二〇センチメートル、横四〇センチメートル以内のものとする。

第七条 掲示期間の経過した掲示は、責任者において直ちに撤去しなければならない。

第八条 掲示以外の印刷物、伝単、流旗、プラカード、放送、および広告類については、掲示に準じて取り扱う。ただし、印刷物、伝単については、許可の日付、番号等をこれらに記入することにより許可の印章にかえることができる。

第九条 前各条に反するものは、撤去する。

第十条 部局所属の施設を使用する掲示等は、この規程により当該部局長が取り扱う。

附 則（略）

8 京都大学学内団体規程

(昭和二十六年二月二十八日)
(達示第三号制定)

第一条 本学の職員又は学生生徒が、学内活動を行う団体を結成するときは、この規程による。

第二条 前条の学内団体は、本学の職員、学生生徒又は特定の本学関係者のみをもつて構成しなければならない。

第三条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、教育研究推進本部を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。

前項の届出又は願出の様式は、別に定める。

第四条 前条により承認をうけた団体に承認事項を守らない行為があつたときは、その承認を取り消すことがある。

承認を受けた団体は、毎年五月十五日までに承認更新届を提出しなければならない。提出のないときは、解散したものとみなす。

第五条 第三条の規定により届出をなし又は承認をうけた団体が、解散したときは、総長に届け出なければならない。

第六条 団体の構成員の所属が部局限りのものについては、この規程により部局長が取り扱う。ただし、学生生徒を含む団体については、部局長は、総長と協議して取り扱う。

附 則（略）

9 京都大学学内集会規程

（昭和二十六年二月二十八日）
（達示第二号制定）

第一条 総長の管理に属する地域または建物その他の施設を利用する集会は、本学の主催によるもののほか、この規程による。

第二条 集会の主催者は、次のものに限る。

- 一 本学職員、学生生徒の団体で、総長の承認したもの
- 二 官公庁または団体で、そのつど総長の承認したもの

集会の後援者、賛助者等についても、そのつど総長の承認を受けなければならない。

第三条 集会は、次の場合を除き、学外者の参加を許さない。ただし、特別の詮議を経たうえで許可することがある。

- 一 卒業生懇談会、学会、講習会等で当該関係特定人を対象とする場合
- 二 映画会、音楽会、演劇等で単に映写演出のみを行なう場合

第四条 集会の主催者は、教育研究推進本部又は経営企画本部を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようと

するときも、また同じ。

継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。

第五条 集会許可願は、集会の三日前までに、第三条の特別の詮議を経る場合は、五日前までに提出し、許可は、二十四時間前までに受けなければならない。

第六条 主催者、開催場所、参加者の範囲がいずれも部局限りの集会については、この規程によつて部局長が取り扱う。

附 則（略）

10 京都大学学生表彰規程

（昭和十八年一月二十三日）
（達示第八十三号制定）

（趣旨）

第一条 この規程は、京都大学（以下「本学」という）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第二条 表彰の名称は、京都大学総長賞とする。

（対象）

第三条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- （１） 学業において、国際的又は全国的規模の学会等により優れた評価を受け、本学の名誉を高めた個人又は団体
- （２） 課外活動において、国際的又は全国的規模の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を収め、本学の名誉を高めた個人又は団体
- （３） 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった個人若しくは団体又は社会的に評価を受け、本学の名誉を高めた個人若しくは団体
- （４） その他前３号に準ずるもので、「京都大学総長賞」に相応しいと認められる個人又は団体

（候補者の推薦）

第四条 本学の教職員及び学生は、前条各号の一に該当すると認められる個人又は団体を別記様式1により総長に推薦することができる。

(学生表彰選考委員会)

第五条 前条により推薦のあった個人又は団体が表彰を受けるに相応しいかどうかを選考するため、本学に、学生表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第六条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育・学生担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 副学長補佐
- (3) 学生部長
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号の委員は、総長が委嘱する。

第七条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第八条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(表彰の決定)

第九条 表彰の決定は、委員会の議を経て、総長が行う。

(表彰方法)

第十条 表彰は、総長が別記様式2による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈するものとする。

(事務)

第十一条 表彰に関する事務は、学生部学生課において処理する。

(雑則)

第十二条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則 (略)

11 京都大学学生寄宿舍規程

(昭和三十四年二月十日)
(達示第二号制定)

第一条 本学の学生寄宿舍は、次の各寮とし、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

京都大学学生寄宿舍吉田寮

京都大学学生寄宿舍女子寮

京都大学学生寄宿舍熊野寮

京都大学学生寄宿舍室町寮

第二条 各寮における寮生活の運営は、寮生の責任ある自治によるものとする。

2 寮生の自治に関する規則は、寮生がこれを作成し、副学長の承認を得るものとする。その規則を変更しようとするときも同様とする。

第三条 学生寄宿舍は、学部学生に限り入舎させる。

2 学生寄宿舍に入舎を希望する者は、所定の願書に履歴書、事由書及び写真（名刺型半身脱帽）を添え、所定の期日までに、副学長に提出しなければならない。

第四条 入舎する者の選考は、寮生代表の意見をきいて、副学長が行う。

第五条 選考は、書類審査、面接及び健康診断によって行う。

第六条 入舎を許可された者は、所定の期日までに宣誓その他入舎に必要な手続を行わなければならない。

2 正当な事由なく前項の手続を怠り、又は所定の期日までに入舎しないときは、許可を取り消すことがある。

第七条 収容人員に欠員を生じたときは、補欠入舎を許可することがある。

第八条 入舎を許可された者は、寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない。

第九条 寄宿料の月額、京都大学における学生納付金に関する規程の定めるところによる。

2 寄宿料は、入舎当月から退舎当月まで、毎月、当月分を十日までに納付しなければならない。ただし、八月分及び九月分は、夏季休業期間開始前に納付するものとする。

3 月の中途において入舎を許可された者は、許可の

あつた日から十日以内に当月分の寄宿料を納付しなければならない。

- 4 寄宿料は、外泊又は旅行等のため居住しないことがあつても納付しなければならない。

第十条 次の各号の一に該当するときは、寄宿料を免除することができる。

- 一 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合
- 二 死亡又は行方不明等のため、学籍を除かれた場合
- 三 京都大学通則第二十五条第二号により除籍され、京都大学通則第十四条により再入学願い出の期間を満了した場合

- 2 前項第一号による寄宿料の免除の許可を受けようとする者は、所定の願書に事由書及びその他必要書類を添え、副学長に提出しなければならない。

第十一条 光熱水料の額及びその納期は、別に指示する。

第十二条 受理した寄宿料及び光熱水料は、返還しない。

第十三条 在学期間は、入学年から起算して、正規の卒業年までとする。

第十四条 退舍しようとする者は、その事由を記した退舍願を副学長に提出しなければならない。

第十五条 学籍を失つたとき及び休学を許可され、又は命ぜられたときは、退舍しなければならない。

第十六条 次の各号の一に該当するときは、退舍させることがある。

- 一 学生寄宿舎の秩序を乱した場合
- 二 健康上集団生活に不適當と認められた場合
- 三 所定の期日までに寄宿料及び光熱水料を納付しない場合

- 2 前項第一号に該当することにより退舍させる場合は、寮生代表及び当該寮生の意見を聴取するものとする。

附 則（略）

12 京都大学総合体育館規程

（昭和四十七年三月九日）
達示第十号制定

第一条 本学に総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）を置き、本学における体育活動及び本学の行う式典のためにこれを用いる。

第二条 総合体育館は、厚生補導担当の副学長が管理する。

- 2 総合体育館の管理に関する重要事項は、学生部委員会において審議する。

第三条 総合体育館は、この規程に定めるもののほか、総長が別に定める使用規則の定めるところにより使用するものとする。

第四条 総合体育館に関する事務は、学生部学生課において処理する。

附 則（略）

13 京都大学総合体育館使用規則

（昭和四十七年三月九日）
総長裁定制定

第一条 京都大学総合体育館規程（以下「規程」という。）第一条の京都大学における体育活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 保健体育科目の体育実技
- 二 本学又は京都大学体育会（以下「体育会」という。）若しくはそれに所属する運動部の主催又は共催にかかる体育大会
- 三 体育会に所属する運動部の課外体育活動
- 四 前各号に掲げる以外の本学学生及び教職員の体育活動
- 五 その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に総合体育館の使用を適當と認める体育活動

- 2 規程第一条の本学の行う式典とは、入学式、卒業式、学位授与式及び創立記念式をいう。

第二条 副学長は、この規則に定めるもののほか、総合体育館（附属プールを含む。以下同じ。）の使用に関する重要事項について、総合体育館運営会議（以下「運営会議」という。）に諮り、その意見を聴くものとする。

- 2 運営会議の構成その他必要な事項は、副学長が別に定める。

第三条 総合体育館の開館期間等は、次のとおりとする。

施設名	開館期間	開 館 時 間
体育館	年間を通じて	(月曜日から金曜日まで) 午前八時三十分から午後九時まで。 ただし、第二武道場については、午後九時三十分まで (日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号。以下「祝日法」という。）に規定する休日) 午前九時から午後六時まで
附属プール	四月上旬から十月上旬まで	(月曜日から金曜日まで) 午前八時三十分から午後八時まで（日曜日・土曜日・祝日法に規定する休日） 午前九時から午後六時まで

2 総合体育館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第三日曜日
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日まで

3 前二項の規定にかかわらず、副学長は、特別の事情があるときは、運営会議に諮り、開館時間を変更し、休館日に臨時に開館し、又は前項の休館日以外の日に休館することができる。

第四条 高等教育研究開発推進機構長は、総合体育館の第一条第一項第一号の使用について、学年の初日の十日前までに、別に定める様式による当該学年の使用計画書を副学長に提出するものとする。

2 総合体育館の使用が第一条第一項第二号に規定する本学の主催又は共催に係る場合及び総合体育館を同条第二項に規定する式典に使用する場合は、主管部長において、使用しようとする日（二日以上にわたるときには、その初日。以下「使用日」という。）の属する月の初日の十日前までに、別に定める様式による使用計画書を副学長に提出するものとする。

第五条 総合体育館を使用しようとする者は、前条において別段の定めのある場合を除くほか、次の各号の定めるところにより使用承認申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 第一条第一項第二号及び第三号の使用の場合
体育会において、これらの使用についての月間の使用計画を調整の上、これを取りまとめ、毎月その初日の十日前までに、別記様式第一による当該月の使用承認申請書を提出する。

二 同条第一項第四号の使用の場合

原則として使用日の属する月の初日の十日前までに、別記様式第二による使用承認申請書を提出

する。

三 同条第一項第五号の使用の場合

使用日の属する月の初日の十日前までに、別記様式第三による使用承認申請書を提出する。

- 2 副学長は、第一条第一項第五号の使用に係る前項の申請があつた場合において、その使用を承認するには、あらかじめ運営会議に諮るものとする。
- 3 総合体育館の使用の承認、不承認の結果は、これを申請者に通知するものとする。

第六条 前条の規定は、総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を変更しようとする場合に準用する。ただし、申請書の提出は、あらかじめ速やかに、これを行えば足りる。

2 総合体育館の使用の承認を受けた者が、その使用を中止しようとする場合には、速やかに、その旨を副学長に届け出なければならない。

第七条 第一条第一項第五号の使用の場合には、別に定める使用料を徴収するものとする。

第八条 総合体育館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 承認を受けた使用目的及び使用時間以外に使用しないこと。
- 二 館内設備、器具等を無断で使用し、又は移動させないこと。
- 三 使用後は、速やかに清掃し、設備、器具等を使用前の状態に復すること。
- 四 施設、設備、器具等を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに、その旨を副学長に報告し、必要な場合には、速やかに原状回復に要する経費の額を弁償すること。
- 五 その他副学長が運営会議に諮って定める使用上の心得に違反しないこと。

第九条 この規則又は使用上の心得に違反して総合体育館を使用したときは、副学長は、その使用を中止させることができる。

附 則（略）

14 京都大学北白川スポーツ会館規則

(昭和五十七年八月二十四日)
(総長裁定制定)

第一条 京都大学北白川スポーツ会館（以下「会館」という。）の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第二条 会館は、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第三条 会館は、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- 一 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- 二 その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第四条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第五条 会館の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、会館の利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第六条 利用者は、故意又は過失により会館の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第七条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他会館に関する事務は、学生部学生課において処理する。

第八条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則（略）

15 京都大学白馬山の家使用規程

(昭和四十五年七月一日)
(総長裁定制定)

第一条 京都大学白馬山の家（以下「山の家」という。）の使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第二条 山の家を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 京都大学の学生
- 二 京都大学教職員その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に認めた者

第三条 使用を希望する者は、使用日の二日前までに、別記様式一による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第四条 使用期間は特別の事情のある場合を除き、七日を超えることができないものとする。

第五条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、一人一泊につき百二十円の使用料を前納しなければならない。

2 一たん納付された使用料は、返還しない。

第六条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式二による使用許可証を当該使用者に交付する。

第七条 使用者は、別に定める山の家使用者心得を遵守しなければならない。

附 則（略）

16 京都大学白馬山の家管理要項

(昭和四十五年七月一日)
(総長裁定制定)

一 白馬山の家（以下「山の家」という。）の管理責任者は、厚生補導担当の副学長とする。

二 管理責任者は、山の家に管理人一名を置き、次に掲げる職務を担当させる。

(一) 開設期間中（使用者がある日）

- 1 使用者の確認
- 2 学生課への連絡及び報告
- 3 火災防止

電気及びガス器具、消火器具、防火用水、給排水設備、重油、白灯油、L P ガス、薪等燃料保管状況等の点検

- 4 設備、備品等の管理
- 5 清掃及び除雪作業
- 6 暖房、入浴等の世話
- 7 使用者への食事提供

(二) 開設期間外及び開設期間中（使用者がない日）

- 1 一日四回（九時、十二時、十五時、十七時）建物内外の見回り
- 2 異常のある場合を除き、定期（毎週月、水、金曜日）現状の報告

三 山の家運営について、体育会は次の事項を行う。

(一) 使用希望者の使用願書等の受付事務

- (二) 受付後、使用願書（使用料金を添えて）を学生課に直ちに送付する。
- (三) 使用者の食事申込み受付
- (四) 使用者との連絡調整

四 山の家開設期間

- (一) 夏期・秋期 七月十日から十月三十一日
 - (二) 冬期・春期 十二月十日から五月五日
- ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

五 施設使用料は、次の各号に該当する場合は、必要としない。

- (一) 大学が企画する行事
- (二) 体育会が主催する行事

六 山の家に関する事務は、学生部学生課において行う。

附 則（略）

17 京都大学白浜海の家使用規程

(昭和四十八年四月十六日)
総長裁定制定

第一条 京都大学白浜海の家（以下「海の家」という。）の使用に関しては、この規程の定めるところによる。

第二条 海の家を使用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 京都大学の学生
- 二 京都大学教職員、その他厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が特に認めた者

第三条 使用を希望する者は、使用日の二日前までに、別記様式一による使用願書を副学長に提出し、その許可を受けなければならない。

第四条 使用期間は特別の事情のある場合を除き、七日を超えることができないものとする。

第五条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、一人一泊につき百三十円の使用料を前納しなければならない。

2 一たん納付された使用料は、返還しない。

第六条 副学長は、使用料が納付されたときは、別記様式二による使用許可証を当該使用者に交付する。

第七条 使用者は、別に定める海の家の使用者心得を遵守しなければならない。

附 則（略）

18 京都大学白浜海の家管理要項

(昭和四十八年四月十六日)
総長裁定制定

一 白浜海の家（以下「海の家」という。）の管理責任者は、厚生補導担当の副学長とする。

二 管理責任者は、海の家に管理人一名を置き、次に掲げる職務を担当させる。ただし、使用者のない日にあつては、建物内外の見回り（一日三回十時、十四時、十七時）を担当させる。

- (一) 使用者の確認
- (二) 学生課への連絡及び報告
- (三) 火災、盗難の防止
電気器具、消火器具、給排水器具の点検、白灯油、LPガスの安全確認
- (四) 設備備品等の管理
- (五) 清掃作業
- (六) 入浴等の世話
- (七) 使用者への食事提供

三 海の家の運営について、体育会は次の事項を行う。

- (一) 使用希望者の使用願書等の受付事務
- (二) 受付後、使用願書（使用料金を添えて）等を学生課に直ちに送付する。
- (三) 使用者の食事申込み受付
- (四) 使用者との連絡調整

四 海の家の開設期間

年間を通じて開設する（十二月二十九日から翌年一月三日までの間は除く。）。ただし、特別の事情がある場合は、開設期間を変更することがある。

五 施設の使用料は、次の各号に該当する場合は、必要としない。

- (一) 大学が企画する行事
- (二) 体育会が主催する行事

六 海の家に関する事務は、学生部学生課において行う。

附 則（略）

19 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ規則

(平成十二年三月七日)
総長裁定制定

第一条 京都大学笹ヶ峰ヒュッテ（以下「ヒュッテ」

という。)の管理及び利用に関しては、この規則の定めるところによる。

第二条 ヒュッテは、厚生補導担当の副学長（以下「副学長」という。）が管理する。

第三条 ヒュッテは、次の各号に掲げる体育活動のための利用に供する。

- 一 京都大学体育会に所属する運動部の体育活動
- 二 その他本学における体育活動で副学長が適当と認めるもの

第四条 ヒュッテを利用しようとする者は、あらかじめ所定の申請書を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第五条 ヒュッテの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、ヒュッテの利用に際しては、副学長が定める方法に従わなければならない。

第六条 利用者は、故意又は過失によりヒュッテの施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その原状回復に要する経費を負担しなければならない。

第七条 申請書の受付、施設の鍵の管理その他ヒュッテに関する事務は、学生部学生課において処理する。

第八条 この規則に定めるもののほか、ヒュッテの管理及び利用に関し必要な事項は、副学長が定める。

附 則（略）

XI 付 録

- 1 京都大学学歌
- 2 学生歌
- 3 応援歌
- 4 逍遙の歌

1 京都大学学歌（昭和15年1月18日制定）

(1) 九重に 花ぞ匂へる
千年の 京に在りて
その土を 朝踏みしめ
その空を 夕揚げば
青雲は 極みはるかに
われらの まなこをむかへ
照る日は ひかり直さし
われらの ことばにうつる

(2) 緑吹く 樟の葉風に
時の鐘 継ぎて響けば
人の世に まこと立つべく
現身に まこと立つべく
たまきはる 命をこめて
いしずえ 堅く築かん
伸びゆく 強き力の
日出づる 国の子我等



初代総長 木下廣次先生の揮毫

水梨 彌久 作詞

下総 皖一 作曲

$\text{♩} = 138\text{位}$
軽快に

mf やや荘重に

(一) コ コ ノ エ ニ ハク
(二) み ど り ふ く

f

ナ ゾ ニ ホ ヘル センネン ノ ミ ヤ コ ニ ア リ
す の は か ぜに と き の か ね つ ぎ て ひ び け

mf *f*

テ ソ ノ ツ チ ラ ア シ タ フー ミ シ メ ソ ノ ソ ラ ヲ ユ
ば ひ と の よ に ま こ と た つ べ く う つ せ み に ま

mp 快活に

ウ ベ ア ヲ ゲ バク ア オ グ モ ハ キ ワー ミ ハ
こ と た つ べ く た ま き は る い の ー ち を

mf

ル カ ニ ワ レ ラ ノ マ ナ コ ヲ ム カ ヘ テー ル ヒ ハ ヒ カ リ タ ダ サ
こ め て い し ず え か た く き づ か ん の ー び ゆ く つ よ き ち か ら

f *ff*

シ の ワ レ ラ ノ コ ト バ ニ ウ ツ ル ー
ひ い づ る く に の こ わ れ ら ー

学歌は、昭和15年（1940年）1月18日、告示第1号によって制定されたものである。

その歌詞は、前年の5月から11月にかけて学内で公募されたもので、その応募作品から1等選ばれた昭和13年本学文学部国語国文学専攻卒業生の水梨彌久の作品である。

また、作曲は、当時、東京音楽学校の助教授であった下総皖一に依頼したものである。

—「京都大学70年史」による—

2 学 生 歌

長崎 太郎 作詞

芥川 徹 作曲

Tempo di Marcia

(♩ = 114)

ヒカ リア フル ル ーア オーゾラ ニ ムゲ

シノ ト キ ラ キ ザ ミ ツ ツ ユ

キ ー テ カ エ ラ ーヌセ イ シュン ノ ート

オ ト キ イ ノ ー チ ハ グ ー ク ミ テ マ コ

ト ノ ミ チ ニ ハ ゲ ー マ シ ム ワ レ

ラ ノ ホ コ ー リ ガ ク ー ノ ト オ

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 光溢るる蒼空に
尊き命育みて | 無限の時を刻みつつ
真理の途に励ましむ | 逝きて帰らぬ青春の
吾等の誇学の塔 |
| (2) 嗚呼ここにしも東西の
八つの灯火掲げつつ | 思想の潮渦巻きて
学徒吾等の抱りて立つ | 荒るる怒濤の地を打てど
岩根は固し学の塔 |
| (3) 楠の大木に風薫り
自由独立自治を求め | 萌ゆる若葉に陽は映えて
吉田山辺に学舎を | 今日廻り来ぬ記念の日
創めし大人を偲ぶかな |
| (4) 嵐雄叫ぶ唯中に
国敗るとも外国に | 学の自由を譲りてし
学の誉を弥高く | 不拔の信念君知るや
挙げし功を思わずや |
| (5) 朝靄曳きて黙深き
比叡の大嶺を背にし | 巷を覚ます時の声
光を高く掲ぐる | 闇に暮れゆく都路に
吾が学塔に榮あれ |

(昭和28年6月18日学生歌公募入選作)

3 応 援 歌

中川 裕朗 作詞

多田 武彦 作曲

しんせい の いぶ きにみち て いぶ きにみち て

やくどう の わか きかいなに しょう りわかたん

まも れ まも れ まも れ ぼこ う の

えーいーよー きょうーーと だい が

く きょう と だい が く

(1) 新生の 息吹きに充ちて 息吹きに充ちて

躍動の 若き腕に 勝利分たん

守れ 守れ 守れ 母校の栄誉

京都大学 京都大学

(2) 麗しき 吉田の里に 吉田の里に

幾星霜 鍛えし力 ここに尽さん

示せ 示せ 示せ 母校の伝統

京都大学 京都大学

(3) 公明の 日輪のもと 日輪のもと

高鳴るは 希望の凱歌 自由の潮

たたえよ たたえよ たたえよ 不滅の光

京都大学 京都大学

(昭和33年制定)

4 逍 遥 の 歌

沢村胡夷 作詞作曲

- | | | |
|--|--|--|
| (1) 紅萌ゆる岡の花
早緑 ^{さみどり} 匂う岸の色
都の花に嘯 ^{うそぶ} けば
月こそかかれ吉田山 | (2) 緑の夏の芝露に
残れる星を仰ぐ時
希望は高く溢れつつ
我等が胸に湧きかえる | (3) 千載 ^{せんざい} 秋の水清く
銀漢空にさゆる時
通へる夢は昆崙 ^{こんろん} の
高嶺 ^{たかね} の比方 ^{かなた} ゴビの原 |
| (4) ラインの城やアルペンの
谷間の氷雨 ^{ひさめ} なだれ雪
夕 ^{ゆうべ} はたどる北溟 ^{めい} の
日の影暗き冬の波 | (5) 嗚呼 ^{ああ} 故里よ野よ花よ
ここにも萌ゆる六百の
光も胸に春の戸に
嘯き見ずや古都の月 | (6) それ京洛 ^{けいらく} の岸に散る
三年の秋の初紅葉 ^{はつもみじ}
それ京洛の山に咲く
三年の春の花嵐 |
| (7) 左手の文にうなづきつ
夕 ^{ゆうべ} の風に吟 ^{ぎん} ずれば
砕けて飛べる白雲 ^{はくうん} の
空には高し如意ヶ嶽 | (8) 神楽ヶ岡の初時雨 ^{しぐれ}
老樹の梢伝う時
檠 ^{けいとう} 灯 ^{とう} かかげ口桶む
先哲 ^{せんてつ} 至理 ^{しり} の教にも | (9) 嗚呼 ^{ああ} 又遠き二千年
血潮 ^{ふみ} の史や西の子の
栄枯の跡を思うにも
胸こそ躍れ若き身に |
| (10) 希望は照れり東海の
み富士の裾の山桜
歴史を誇る二千載 ^{ざい}
神武の児等が立てる今 | (11) 見よ洛陽の花霞
桜 ^{もも} の下 ^{もと} の男の子等が
今逍遥に月白く
静かに照れり吉田山 | |



紅もゆる歌碑

学生便覧 平成19年度

平成19年 3 月 発行

編集
発行

京 都 大 学

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

印刷 (株) 田 中 プ リ ン ト



このエンブレムの原型は、昭和25年頃本学庶務課小川緑郎氏により考案され、以来事務局及び部局における印刷物、レターヘッド等に使用されていました。その後、国際交流の進展に伴う大学としてのエンブレムへの必要性の高まりを受けて、工学部建築学科の川崎清教授及び京都芸術短期大学ビジュアルデザイン学科の久谷政樹教授により専門的な検討が加えられ、1990年11月16日の評議会において本学のエンブレムとすることが了承されました。

京都大学URL

<http://www.kyoto-u.ac.jp/>